

第 2 編

風水害等対策編

第 1 章	災害特性等	P 1 6 ~
第 2 章	風水害予防対策計画	P 1 9 ~
第 3 章	風水害応急対策計画	P 6 7 ~
第 4 章	風水害復旧・復興計画	P 2 0 5 ~

第1章 災害特性等

宮崎県は台風の常襲地帯に位置しており、本町もその台風襲来による被害を数多く被っているが、このような大規模な風水害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策を推進させることにより、町民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。このため、災害をもたらす風水害の特性と知識を備えておく必要がある。

第1節 風水害の概要

本県における主な災害は台風による暴風雨災害及びこれに伴う高潮災害並びに低気圧前線等による集中的な豪雨による災害であり、これらによってしばしば大被害を受けている。

1 台風による災害

台風等による被害は、人畜、建造物、観光施設及び農地や農産物、林産物など全般に及び、その被害総額は、県財政規模の2倍以上に及んだ例もある。宮崎県は農業、林業生産県だけにその影響は大きく、台風一つひとつが県民の経済を左右しているほどである。

2 本県における台風の特性

(1) 台風の襲来回数

過去本県に被害を及ぼした台風は、年平均2.9個(昭和24年～平成20年)となっているが、近年(平成26年～平成30年)は年平均5.0個の接近数となっており、被害が発生する可能性が高まっている。

(2) 台風の襲来季節

過去本県に被害を及ぼした台風の襲来状況は、次表のとおりである。これによると、台風の襲来期間は、7月上旬から10月下旬の間である。又、襲来数の多い期間は、7月下旬と8月中旬から9月下旬までとなっている。さらに詳しくみると、7月下旬は20回、8月下旬は20回と多い傾向がある。

台風の月別襲来回数(昭和40年～平成26年)

	7月	8月	9月	10月
上旬	5	13	10	11
中旬	7	14	18	10
下旬	20	20	16	4
月合計	32	47	44	25

注) この表は、災害の記録(宮崎県)に掲載されている本県に影響した台風をまとめたものである。

(3) 台風の経路

本県に影響を及ぼす台風の70%は、九州の南方海上か南東海上を通過するものであるが、過去の資料（昭和24年～平成20年）で県内に大きな災害をもたらした台風は42個（被害総額50億円以上）である。

(4) 本県における台風の強さ

台風による記録的な風速は、各地ともほとんど8月から10月に起きているが、降水量は、ややばらつきがあり、6月から10月の間に起きている。

台風による被害額には風雨の強さが関与し、その強さが強烈であるほど増大するが、暴風の継続時間も大きく影響する。本県では、他の地方に比べてこの時間が一般的に長く被害を増大させている。

また、台風が接近した際、雨が降り始める時期も九州の他の地方と比べてかなり早いことが多く、台風が台湾の東方、北緯23～25度まで北上すると、本県では驟雨（しゅうう）が多くなり始める。その後、台風が接近するにつれて次第にその強さを増し、台風が上陸するまでに100～200mmの降水量に達することが多い。しかも台風による驟雨性のものが多く、局地的に異状な豪雨になることがある。

雨の降り終わりは、台風の中心が宮崎から600kmの距離に遠ざかったところで、降雨継続時間が長い。

次に台風による被害は、風雨の強さが関係することはもちろんであるが、暴風の継続する時間が大きく影響する。本県では、他の地方に比べて、この時間が一般に長いことが災害の増大に関係している。

(参 考)

台風の大きさ		台風の強さ	
階 級	風速15m/以上の半径	階 級	中心付近の最大風速
大型：（大きい）	500km以上～800km未満	強い	33m/s以上～44m/s 未満
超大型：（非常に大きい）	800km以上	非常に強い	44m/s以上～54m/s 未満
		猛烈な	54m/s 以上

※ 風速 15m/s 以上 25m/s 未満の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲を強風域、風速 25m/s 以上の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲を暴風域を呼びます。

(5) 台風の経路別風雨の特性

台風内の風は時計の針と反対方向に吹いていて、その全体が移動していくのであるから、一般的には進行方向に向かって中心の左側では風速は小さく右側は大きい。したがって本県は地形的条件とあいまって通過経路により風雨の強さが著しく異なる。台風が九州の西方を通過するか、または九州を縦断北上するような経路のときは風雨が強く、したがって被害も大きい。これに反して東側日向灘を通過するときの台風は風雨ともに比較的弱く被害も少ない場合が多い。

第2節 災害の想定

本計画の作成に当たっては、高千穂町の地形・地質等の自然条件や、本町を取り巻く社会的条件と、過去の災害の発生状況を教訓とし、今後、想定される災害に対応するため、本県内における過去の災害記録を明らかにし、災害対策の参考とする。

1 風水害

宮崎県では、県の気象、地勢、地質等地域特性によって起こる災害を考慮し、下記に掲げる規模の災害が、今後、県域に発生することを想定して策定したものである。

(1) **台風13号** (風の強い代表的な台風)

来襲年月日	平成5年9月2日
最大瞬間風速・風向	57.8 m/s 南東 (宮崎地方気象台)
総降雨量	800.0 mm (えびの)
死傷者	145名
家屋全半壊流出	385戸
一部損壊	33,444戸

(2) **台風12号** (降雨量の多い代表的な台風)

来襲年月日	昭和29年9月13日
最大瞬間風速・風向	38.6 m/s 南東 (宮崎地方気象台)
総降雨量	1,265.6 mm
死傷者	129名
家屋全半壊流出	2,430戸

(3) **枕崎台風** (風が強く被害の大きかった代表的な台風)

来襲年月日	昭和20年9月17日
最大瞬間風速・風向	55.4 m/s 南南東 (宮崎地方気象台)
総降雨量	550.4 mm
死傷者	565名
家屋全半壊流出	33,944戸

(4) **台風19号** (近年における降雨量の多い代表的な台風)

来襲年月日	平成9年9月15日
最大瞬間風速・風向	43.2 m/s 南東 (宮崎地方気象台)
総降雨量	983.0 mm
死傷者	12名
家屋全半壊流出	13戸
床上浸水	2,486戸

第2章 風水害予防対策計画

風水害の災害に対し、被害の軽減を図るためには、地域の災害危険箇所等に各種防災事業を推進し、被害を未然に防止し、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめるよう整備しておくことが基本である。

第1節 風水害に強いまちづくり

高千穂町は、地域の特性を考慮しつつ、治山、治水事業等の総合的、計画的な事業の推進を図る。また、災害時における交通、通信設備の安全性の確保、建築物の安全性やライフライン施設等の機能の確保等、災害予防対策を強力に推進する。

なお、本町の土砂災害警戒区域及び災害危険区域等を別表にて添付している。

1 土砂災害警戒区域の指定等（建設課、総務課）

【県・市町村】

県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定、その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。

知事は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定する。

(1) 町は、県が指定する土砂災害警戒区域ごとに下記の事項について定めるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発表及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがあるときに施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設がある場合、その施設の名称・所在地

オ 救助に関する事項

カ その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(2) 町は、警戒区域内にある要配慮者利用施設の名称及び所在地について定めた場合、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達について定めるものとする。

(3) 町は、下記の事項に関する事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項

なお、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

【県】

知事は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

【要配慮者利用施設の所有者・管理者】

土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。

2 災害危険箇所対策の実施（建設課、農林振興課、農地整備課、総務課）

(1) 危険箇所の調査

県及び町は、災害発生を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため、地すべり、山崩れその他異常現象により災害の発生するおそれのある危険箇所については、あらかじめ調査を行い、その実態を把握しておくものとする。

(2) 危険箇所

ア 山地災害危険箇所

町は、山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与える恐れのある山地災害危険地区を調査・把握し、山地災害危険箇所の住民への周知を図る。

イ 土石流危険箇所

町は、土石流の発生が予想される危険地区を調査・把握し、治水上、砂防のため砂防設備を必要とする土地及び一定の行為を制限すべき土地について砂防指定地としての指定推進に努める。

ウ 地すべり危険箇所等

町は、関係機関と連携を図り、地すべりの発生が予想される地すべり危険箇所等を調査・把握し、そのうち、地すべりを起こしている区域または地すべりを起こすおそれの極めて大きい区域、及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域のうち、地すべりを助長し、または誘発するおそれの極めて大きい地域について地すべり防止区域としての指定推進に努める。

エ 急傾斜地崩壊危険箇所等

町は、関係機関と連携を図り、がけ崩れの発生が予想される急傾斜地崩壊危険箇所等を調査・把握し、崩壊のおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危険が生ずるおそれがあるもの、及び崩壊の助長または誘発を防止するため行為の制限を必要とする区域を、急傾斜崩壊危険区域としての指定推進に努める。

オ 農業用ため池危険箇所

町は、関係機関と連携を図り、決壊の発生が予想され、人命や公共施設、一般住宅等に直接被害を与える恐れのある農業用ため池について、その適正な管理及び保全に必要な措置を講じ、決壊による災害を防止する。

カ 建築基準法に基づく災害危険区域

町は、建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、その区域内における建築に関する制限について条令で定める。

また、がけ地近接等危険住宅移転事業により、がけ地に近接する不適格住宅の移転を推進する。

キ 水防計画に基づく重要水防箇所

水防管理者（町長）は、河川等の災害危険区域を把握し、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、または指定河川について水防警報が発せられたとき等には、「高千穂町水防計画」に基づく危険区域内の護岸等の巡視を行うとともに、当該区域ごとに監視のための水防団（消防団）を配置する。

ク 主要道路交通途絶予想箇所

道路管理者（高千穂町・西臼杵支庁）は、関係機関と連携を図り、落石、崩土及び河川の氾濫・浸水等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、標示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。

ケ その他の災害危険箇所

町は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

(3) 危険区域の調査結果の周知

ア 災害危険箇所の点検体制の確立

町は、西臼杵支庁、高千穂警察署、消防機関及び防災関係機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施にあたっては、当該地域の公民館長や住民の参加を得て行うよう努める。

イ 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

- ① 地区内の災害危険箇所を住民に十分認識してもらえるよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも災害の発生が予想されるため、災害発生予想箇所についても掌握し住民に周知する。
- ② 町独自に、新たに把握すべき危険箇所等の危険性について調査し、結果を住民に周知する。

ウ 災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

災害危険箇所に係る避難所、避難路及び避難方法について、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

- ① 災害危険箇所、避難所、避難路及び避難方法を本計画に明示し、位置付ける。

② 災害危険箇所のほか、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災・ハザードマップ）を作成し、提示及び配布する。

③ 広報誌、ポスターやパンフレット等により、地域の自治会等及び行政が主催する各種会議等のあらゆる機会、手段を用いて周知を図る。

(4) 河川氾濫に伴う浸水想定区域の指定等

ア 町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

イ 町は、浸水想定区域の指定があったときは、区域ごとに下記の事項について定めるものとする。

① 洪水予報等の伝達方法

② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③ 避難訓練の実施に関する事項

④ 要配慮者利用施設等、利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設が浸水想定区域内にある場合、その施設の名称・所在地

⑤ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 町は、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設等の施設の名称・所在地を定めた場合、その施設の所有者または管理者等への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

エ 町長は、上記イの①～⑤に関する事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

【要配慮者利用施設の所有者・管理者】

浸水想定区域に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練等に関する計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。

(5) 危険箇所への対策

県及び町は、土砂災害危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過性砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施するものとする。

また、県及び市町村は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うなど、総合的な山地災害対策を推進するものとする。特に流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備を推進するものとする。さらに、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

加えて、県及び市町村は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地域における排水対策等農地防災及び農地保全対策を推進するものとする。

3 建築物の安全性確保（建設課）

建築物の安全性確保対策は、次による。

(1) 防災建築の促進

ア 建築物の多数を占める木造住宅については、台風対策として耐風性のある建築を建設促進する。

イ 木造公営住宅については、周囲の状況を考慮し、防災面に留意して建設する。

(2) 建築物の災害予防措置

ア 建築物の定期報告

建築基準法に基づき、知事が指定する特殊建築物について定期報告を行い、維持保全、防災避難等について安全の確保を図る。

イ 地すべり、がけ崩れ等により身体、生命に危険を及ぼすおそれがあると町長が認める地域内の住民が、危険地域外に移転する場合の住宅の新築並びに建築基準法第10条の規定により、特定行政庁から住宅の除去、移転または改築の命令の予告通知を受けた者が移転する住宅の新築または改良については、その経費について、住宅金融公庫の特別融資がなされるので、該当者について融資利用を促進することによって安全化を図る。

ウ がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域について、危険住宅の移転を行う住民に対しての事業を行う。急傾斜地崩壊防止対策と併せ、これを促進し住民の安全を図る。

4 重要施設の安全対策（建設課、教育委員会）

不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

5 災害危険箇所台帳（建設課、農地整備課、農林振興課）

災害危険箇所の位置、地形、危険度等を整理した危険箇所台帳を関係課で作成し、随時見直しを行い、管理する。

第2節 道路等交通関係施設の整備と管理

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、災害の被害を最小限にとどめるための安全性の確保及び被害軽減のための諸施策を実施する必要がある。

1 高千穂町の道路状況（建設課）

○ 県道の現況（主要地方道） 単位：m・%

路線名	道路延長	改良		舗装	
		延長	率	延長	率
緒方～高千穂線	21,207	11,369	53.6	21,207	100.0
竹田～五ヶ瀬線	12,179	7,791	64.0	12,179	100.0
諸塚～高千穂線	10,836	4,862	44.9	10,836	100.0
合計	44,222	24,022	54.3	44,222	100.0

資料：道路施設現況調査（平成31年4月1日）

○ 県道の現況（一般県道） 単位：m・%

路線名	道路延長	改良		舗装	
		延長	率	延長	率
河内～矢部線	95	0	0	95	100.0
土生～高千穂線	10,534	3,130	29.7	10,534	100.0
下野～鹿狩戸線	12,446	4,351	35.0	12,446	100.0
向山～日之影線	4,674	0	0	4,674	100.0
岩戸～延岡線	10,537	1,141	10.8	10,537	100.0
北方～高千穂線	4,546	1,269	27.9	4,546	100.0
合計	42,832	9,891	23.1	42,832	100.0

資料：道路施設現況調査（平成31年4月1日）

○ 町道の現況（令和2年4月1日現在） 単位：m・%

路線名	道路延長	改良		舗装	
		延長	率	延長	率
1級町道	63,283	49,639	78.4	60,196	95.1
2級町道	49,333	11,042	22.4	45,729	92.7
その他町道	260,771	41,049	15.7	228,640	87.7
合計	373,387	101,730	27.2	334,565	89.6

1級町道	12路線				
2級町道	19路線				
その他	326路線				
林道	37路線	延長150.033km		舗装率84.10%	
農道	4路線	延長5.311km		舗装率100.00%	

○ 橋梁の状況 単位：m・%・箇所

	コンクリート橋・鋼橋		石橋		備考
	個数	延長	個数	延長	
1級	15	1265.8	—	—	橋梁 15箇所
2級	22	308.0	3	31.0	〃 25箇所
その他	104	1183.9	3	32.4	〃 107箇所
農道橋	3	579.0	—	—	
林道橋	32	817.8	—	—	
計	176	4154.5	6	63.4	橋梁 147箇所

町は、町道、林道、農道の舗装率を高めるとともに、国道、県道を含め関係機関と連携を図り、改良を進め交通途絶予想箇所の迂回路を確保し、具体的な施策を実施するよう努める。

2 道路施設の安全性の向上（建設課・農地整備課・農林振興課）

- (1) 橋梁等について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。
- (2) 落石や斜面崩壊などの恐れのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

3 道路ネットワークの確保

- (1) 町の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。
- (2) 町の防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- (3) 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上を図る。

第3節 ライフライン施設の機能確保

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、住民の日常の生活に必要不可欠なものであり、その復旧に長時間を要することは、災害後の応急対策活動や住民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、各施設ごとに安全性の確保や資機材の配備等、早期復旧できる対策が必要である。

1 水道施設の整備（上下水道課）

町上下水道課及び簡易水道管理者は、災害時における応急給水体制や応急復旧体制等の整備を図り、飲料水及び生活用水等を確保するために関係機関と連携し、積極的に対応する。

また、基幹的施設等の安全性を確保するとともに、給水区域のブロック化やグループ化など給水への影響を最小限におさえられるよう、安全性の高い水道システムを構築し、災害に強い水道施設づくりを推進しなければならない。

高千穂町の水道給水状況

(単位：人)

施設名	給水人口	河内簡易水道	174	上村小規模	29
高千穂町上水道	5,854	所尾野	53	寺尾野上	33
		奥鶴	31	五ヶ村日陰	41
徳別当 簡易水道	46	馬場	86	五ヶ村日向	49
三原尾野	38	下河内	108	神楽尾	38
芝原	37	五ヶ所	205	西の内	44
花の群	16			聖川・広木野	79
布平	47			大地ヶ谷	18
向山北	205			栃の木	34
鶴の平	12			小谷内	40
黒仁田	92			靱崎板屋	74
天岩戸	561			水ヶ崎	20
竹の上	96			塩井の谷	15
東岸寺	150			富野尾	16
黒原	90			黒葛原	18
大猿渡	44			左右殿才田	40
永の内	470			野々尻	8
野方野	180			米糸	14
田原	431			尾野	8
中瀬	89			秋元	24
上野	1,021				
田井本	60	合計	4,593	合計	642
黒口	251	26施設		20施設	

資料提供：上下水道課

表のとおり、本町の水道施設は併せて47の施設を有し、水道普及率92.9%となっており、住民生活の基盤をなす施設の一つとして、鋭意その整備を図ってきたところである。

しかし、まだ、この水道の恩恵に浴していない住民の現況を考えると、本町の水道事業は、まだまだ解決すべき多くの課題を抱えている。

◇上水道施設	1 施設	計画給水人口	5 0 0 1人以上
◇簡易水道施設	2 6 施設	計画給水人口	1 0 1人～5 0 0 0人
◇飲料水供給施設	1 1 施設	計画給水人口	5 0人～ 1 0 0人
◇小規模簡易水道	9 施設	計画給水人口	1 0 0人以下

2 下水道施設・生活排水施設の整備（上下水道課、町民生活課）

本町は、平成23年3月をもって、公共下水道整備計画に基づく整備は完了している。しかしながら、特殊な地形で住宅地が点在しているため整備できるのは限られた地域である。このため、合併処理浄化槽の普及啓発と推進を図り、整備を行ってきたところであり、今後も生活環境の向上・整備を進めていく。

3 ガス施設（総務課）

ガス施設の災害予防措置については、ガス供給事業者の計画によるものとし、町もこれに協力する。

4 電気施設の整備（総務課）

災害に伴う電気施設被害防止のための予防措置は、九州電力送配電株式会社延岡配電事業所等電気事業者の計画によるものとし、町もこれに協力する。

5 通信設備の整備（総務課）

通信施設の災害予防措置については、西日本電信電話株式会社延岡支店の計画によるものとし、町もこれに協力する。

また、高千穂町防災行政無線の更なる整備、拡充に努め、活用を図る。

【県】

県は、応急給水体制に対応するため、広域的観点から供給拠点の設定を行うとともに、災害時における飲料水としての適否を確認するための水質検査体制の整備を図るものとする。

また、応援資機材等の情報収集を行うとともに、応急給水や応急復旧での相互応援体制の整備を図るものとする。

- (1) 広域相互応援体制の確保
- (2) 供給拠点の設定
- (3) 応援資機材等の情報収集
- (4) 水質検査体制の整備

【九州電力送配電（株）等電気事業者】

災害の未然防止及び災害時に備え、下記の対策を講じる。

(1) 電力設備の災害予防措置

風水害、雷災害及び土砂崩れ災害に備え、水力発電施設の洪水被害防止のための点検・整備の実施、危険個所を避けた送電設備の設置、災害期前後の巡視点検や社外モニターの活用等を行う。

(2) 防災業務施設及び設備の整備

テレビ・ラジオ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ雨量、流量等の観測施設を整備する。また、災害時の情報連絡、指示及び報告等のため、必要に応じ有線無線通信用の施設を整備する。

(3) 災害対策用資機材の輸送、整備点検

平常時から復旧用資機材の確保に努め、その輸送力の確保にも努める。また、災害対策用資機材は常にその数量を把握し、整備点検を行い、非常事態に備える。

(4) 電気事故の防止

災害時、電柱の倒壊や断線等により電気事故を未然に防止するため、利用者に対し、テレビ、新聞等の報道機関を利用したお知らせ、パンフレット・チラシ等の作成配布といった広報活動を行う。

【西日本電信電話（株）宮崎支店】

災害に備え以下のとおり信頼性向上対策を講じる。

(1) 中継センターの分散

(2) 中継伝送路の冗長化

(3) 耐震・防風対策等安全対策の推進

(4) 停電対策

(5) 受付呼（104／116／113／115）の分散化

(6) 地中化の推進

(7) 防火対策の推進

第4節 災害発生直前における体制の整備

風水害等の発生の恐れがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象情報、警報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展などを踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実強化する必要がある。

このため、避難勧告及び避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難することを求める避難準備情報を伝達する。

1 警報等の伝達体制の整備（総務課）

町は、宮崎地方気象台等関係機関との関係を密にし、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように体制の整備を図る。

降雨の長期化等により災害危険が増大していると判断されるときは、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報が対象住民に確実に伝わるよう防災行政無線等を通じて伝達する。

2 避難誘導體制の整備（総務課）

風水害等により、住民の生命、身体等に危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難誘導體制を整えておく。

避難誘導體制の整備については、本編第3章第9節によるほか、本節の定めるところによる。

(1) 避難対象地区の指定と警戒巡視員の選任等

過去の風水害の履歴や災害危険区域等地域及び土砂災害警戒区域の実情から判断して、台風や豪雨等による浸水、山・がけ崩れ等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難所、避難方法等を定めた避難計画を作成する。（本編 第3章第9節参照）

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任または委嘱しておく。

(2) 避難計画の作成

関係機関の協力を得て、管内の地域の実情に応じた以下の避難計画を作成する。

ア 災害危険箇所の概要

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき災害時要配慮者の状況、福祉施設等の状況。

イ 住民への情報伝達方法

町防災行政無線のほか、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法。

ウ 避難所、避難路

避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。

エ 避難誘導員等

避難する際の、消防団員や自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に地域の独居老人等の災害時要配慮者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講じる。

(3) 要配慮者対策

高齢者、障害者等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努める。

(4) 避難勧告、避難指示指示（緊急）等の発令基準の明確化

町長の避難措置は、原則として避難準備情報、避難勧告、避難指示の3段階に分け実施するが、災害の種類や対象地区ごとにそれぞれの実施基準の明確化に努める。一般的な基準は次のとおりである。

ア 避難準備情報

- ① 次の警報等が発せられ、避難の準備を要すると判断されたとき。
大雨警報、暴風警報、洪水警報
- ② 河川水位が氾濫注意水位を超え、なお水位が上昇するおそれがあるとき。
- ③ 個別の溪流・斜面の状況や気象状況、県が提供する土砂災害発生予測状況等により、土砂災害発生の危険性が高くなったと判断される時。
- ④ 台風等の接近に伴い、暴風警報等が発表されるおそれがあり、避難行動が困難になる前に早めの判断が必要と認められるとき。
- ⑤ その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき。

イ 避難勧告または避難指示（緊急）

- ① 河川水位が避難判断水位に達し、または氾濫危険水位に達すると予想され、洪水のおそれがあるとき。
- ② 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険が迫ったとき。
- ③ 土砂災害等により著しい危険が切迫しているとき。
- ④ 個別の溪流・斜面の状況や気象状況、県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報等により、土砂災害発生の危険性が著しく高くなったと判断される時。
- ⑤ その他人命保護上避難を要すると認められるとき。

※本町における発令の判断基準は「本編 第3章第9節」に記載

(5) 避難所、避難路の安全確保

町は、避難場所の指定や避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。（避難所・避難施設等については本編第3章第9節参照）

避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておくものとする。

(6) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

町は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、次のようにあらかじめ、危険区域ごとに伝達系統や伝達体制を整備しておく。

ア 災行政無線等を通じ伝達する。

イ 消防団員や自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ 広報車による呼びかけにより伝達する。

オ テレビ、ラジオ、電話等の利用により伝達する。

カ 緊急速報メールやソーシャルネットワークシステム（SNS）

(7) 自主避難体制の整備

町は、住民が気象警報等に十分注意し、河川の異常出水や土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努める。

また、住民においても豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

3 災害未然防止活動体制の整備（総務課・建設課・農地整備課）

(1) 公共施設管理者は、所管施設の緊急点検・応急的な復旧等の対策のための体制整備、必要な資機材の備蓄を行う。また、水防管理者は、平常時より水防計画の作成をはじめ水防活動の体制整備を行っておく。

(2) 河川管理者、農業用排水施設管理者等は、増水時における堰や排水の操作を適切に行うマニュアルの作成、人材の養成を行う。

(3) 水防施設の整備

町は、水防活動に必要な水防倉庫または他の代用備蓄施設を整備し、器具資材を備蓄しておくものとする。

4 水防計画等の整備（総務課）

町は、以下の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

(1) 水防組織、水防団（消防団）の確立・整備

(2) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄のほか、次に掲げる事項

ア 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確保

イ 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備

(3) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備

(4) 平常時における河川等の水防対策箇所への巡視

(5) 河川ごとの水防工法の検討

(6) 居住者への立退の指示体制の整備

(7) 洪水時等における水防活動体制の整備

(8) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結

【県】

県は、水防管理団体が行う水防が十分行われるよう、水防組織、予警報の伝達、活動の基準、重要水防箇所、その他水防体制の確立に必要な事項を定めた県水防計画を策定し、対策を講じる。

第5節 情報の収集・連絡体制の整備

災害時の情報収集伝達手段として機能する情報通信機器・施設の整備を図るとともに、通信機器操作の習熟に努める。

1 通信施設の整備対策（総務課・企画観光課）

住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）並びに災害現場等との通信を確保するための移動系設備の維持管理を的確に行い、有効に利用する。

災害発生の高危険性の高い地域や、孤立する可能性のある地域では、特に無線設備等災害時に使用可能な設備の点検整備に努める。

2 情報の収集・連絡体制の整備（総務課・企画観光課）

(1) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体及び住民組織等の協力を求めて職員が実施するが、情報収集のため地区公民館担当職員をあらかじめ定めておく。

(2) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、通信訓練等を実施する。

(3) 情報収集手段として、県防災情報処理システム等のネットワークを活用し、運用体制を確立する。

(4) 町内各地を熟知している郵便局職員の協力を得て、災害時における被災者等の情報収集・情報交換を図る。

3 情報の分析整理（総務課・企画観光課）

平常時より、自然情報、社会情報及び防災情報等関連情報の集積蓄積に努めるとともに、地域住民等へ災害情報等の周知を図る。

4 データの共有（総務課・企画観光課）

町は、県及び関係機関と連携し、気象・水防・砂防・道路等の防災に関わるデータを相互に送受信し、共有する体制の整備を図る。

なお、休日・夜間においては、当直警備員より総務課長・消防防災係長等へ電話または携帯電話で連絡する。

第6節 活動体制の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、活動体制を整備し、防災関係機関との連携を強化するとともに、地域の特性及び災害特性を考慮した対策を推進する必要がある。

1 組織体制の整備（総務課）

町は、本計画に基づき、防災関係機関との協力体制を整備する。

また、町は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画の策定に努める。

2 初動体制確立への備え（総務課）

(1) 非常時における職員参集基準の明確化と周知徹底

災害発生時の職員の参集の遅滞や混乱を防止するため、勤務時間外に災害が発生した場合、通信途絶等により動員のための情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確にするとともに、職員防災マニュアル等を作成し、その周知徹底を図る。

(2) 参集時の交通手段の検討

大規模災害発生による被害及び深夜等により、職員が通常利用している交通手段の途絶を考慮して、参集時の交通手段等について事前に検討しておく。

(3) 情報伝達手段の確保

職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものにするため、各課は防災行政無線や携帯電話等の利用等を検討しておく。

(4) 訓練による周知徹底

検討した事項の職員に対する周知徹底の状況を確認し、問題点の抽出とその改善を行うため、機会あるごとに訓練を行う。

訓練に当たっては、訓練目的・時期・内容等を随意組み合わせた訓練を行う。

ア 訓練の目的

- ① 異動後の新体制確立状況チェックのための訓練
- ② 防災週間など時期をとらえた、啓発的色彩の濃い訓練
- ③ 災害警戒本部等実働部門の訓練
- ④ 災害対策本部設置（機器の設置及び職員参集）訓練
- ⑤ 救助関係機関合同訓練

イ 訓練の時期

- ① 平日の早朝
- ② 平日の夜間
- ③ 祝休日の昼間
- ④ 勤務時間内

ウ 訓練の内容

- ① 緊急動員訓練

- ② 緊急伝達訓練
- ③ 総合指揮本部・現地本部訓練
- ④ 機器の設置訓練
- ⑤ 機器取扱い習熟訓練
- ⑥ 総合防災訓練

(5) 行動要領（マニュアル）の作成

災害時の応急対策活動を円滑に実施できるよう行動要領（マニュアル）を作成し、各職場での研修・訓練等通じて、その周知徹底を図る。なお、人事異動等の状況の変化に対応し、必要に応じて随時見直しを行う。

また、災害時に手際よく災害対策本部を設置できるように、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含む災害対策本部設置マニュアルの整備を行う。

(6) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるように、職員用食料等の備蓄について検討を行う。

(7) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が、職員自身あるいは家族の負傷等により迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、職員の家庭における安全確保対策が図られるよう、日頃から職員指導を徹底する。

3 防災活動拠点の整備（総務課）

町は、災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努める。

本町においては、岩戸地区、上野地区、田原地区、それぞれの役場出張所とする。

4 航空消防防災体制の整備（総務課）

町は、県や各関係機関とともに防災救急ヘリコプターの運航等について協議するとともに、合同訓練等を随時計画、実施し航空隊との連携・協力を密にする。

また、防災救急ヘリコプターが効率的に活動できるように、緊急離着陸場の確保に努める。

5 広域応援体制等の整備充実（総務課）

(1) 隣接及び県内市町村間の相互協力体制の整備

平常時から宮崎縣市町村防災相互応援協定及び宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設・設備の充実に努める。

(2) 自衛隊等との連携体制の整備

大規模災害発生時に救助活動やライフラインの復旧等において不可欠な自衛隊をはじめとした関係機関とは、平常時から連携体制の強化を図り、災害派遣活動等が円滑に行われるよう相互の情報連絡体制の充実に努める。

6 緊急時ヘリポートの確保

(1) ヘリポートの選定

大規模災害発生時において、迅速な救急救助活動と効果的な救援物資輸送等を行うためには、ヘリコプターの活用が不可欠である。このため、あらかじめ緊急時のヘリポートを2箇所以上選定しておく。その中で、避難所と競合しないヘリポートとして優先的に使用する箇所を選定しておく。

(緊急時ヘリポートについては第3章第8節を参照のこと。)

(2) ヘリコプターによる現地訓練への参加・検証

県あるいは自衛隊などヘリコプター保有機関が実施するヘリコプターによる現地訓練に参加し、その検証を行う。

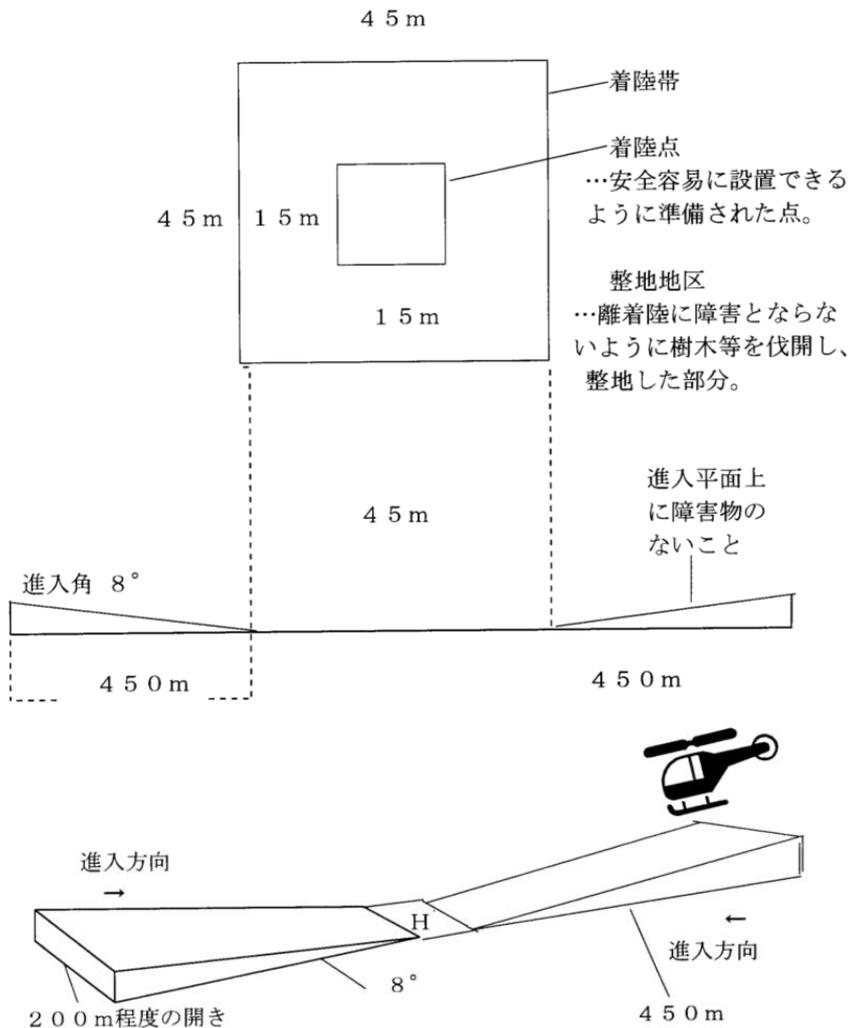
(毎年県内で実施される「宮崎県 総合防災訓練」等がある。)

<緊急時ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件>

●要件A

1 離着陸のための必要最小限度の地積

- (1) 45m×45mの地積は無障害地帯であること。
- (2) 進入平面より上に障害物のないこと。



2 地表面等の状況

- (1) 地表面は、堅固であること。
- (2) 十分に平坦であること。
- (3) 最大縦断勾配及び最大横断勾配は5%であること
- (4) 四囲にあまり障害物のないこと。
- (5) 車両の進入路のあること。

●要件B

林野火災用ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件

1 地積

最低10,000㎡(100×100)㎡の広さを有し、平坦であること。
(地積はできれば15,000㎡以上が望ましい。)

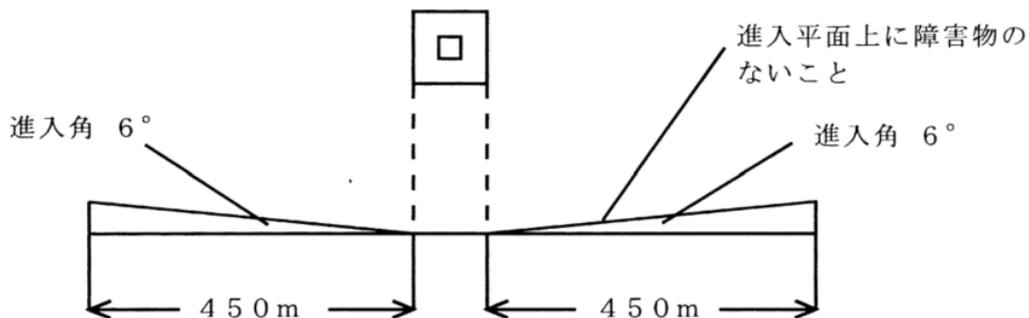
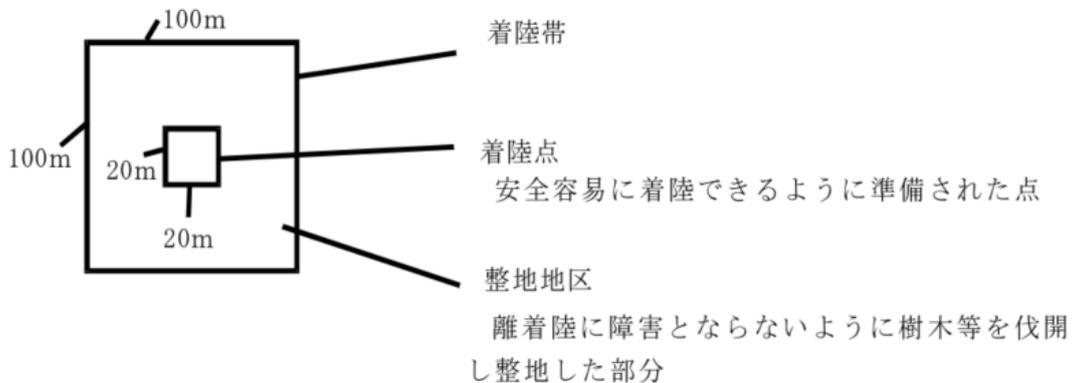
2 水利

- (1) 近くに水源があること。
- (2) 水源は、最低100トンはあること。
- (3) 1㎡/分以上の取水が可能であること。

3 車両の進入

資機材等の輸送のため車両の進入が可能であること。
(10トントラックが進入できる程度の取付道路のあることが望ましい。)

参考 (C H47ヘリ 離着陸のための必要最小限度の地積)



7 アクセス整備（総務課）

災害対策活動を円滑に推進するため、各種施設の整備はもとより、各機関が連携をもって行動するための共通地図の作成や地域防災計画の習熟による他機関の活動内容の把握など、ハード、ソフト両面にわたるアクセスの整備に努める。

第7節 救急・救助及び消火活動体制の整備

大規模災害時における火災とそれに伴う死傷者の発生を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救急・救助体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出及び応急手当能力の向上を図る。

組織及び消防力

本町の消防団の組織及び消防力の現況は、次のとおりである。

高千穂町消防団組織図

高千穂町長	
消防団長	
副団長	
分団名	警戒担当区域
団本部	町内全域（訓練指導等）指揮
機動分団	町区・神殿地区全域（町内全域）
第1分団	三田井地区全域
第2分団	押方地区全域
第3分団	向山地区全域
第4分団	岩戸・上岩戸地区全域
第5分団	岩戸・上岩戸地区全域
第6分団	河内・五ヶ所地区全域
第7分団	田原地区全域
第8分団	上野地区全域（下野地区の一部含む）
第9分団	下野地区全域（上野地区の一部含む）
合計	10分団 条例定数530名

令和2年10月1日 現在

1 消防力の充実強化（総務課）

(1) 消防施設・設備の強化と保全

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部の協力を受けて、「消防力の整備指針」に基づき消防施設を拡充強化し、また、その保全を図るものとする。

ア 初動及び活動体制を確保するため、消防待機宿舍の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等を進める。

イ 火災の場合の消防活動、その他の災害時において、行動を迅速に行うため、現有消防機器等の整備並びに機能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を図る。

ウ 防災資機材格納庫、消防団用機庫及び団員詰所等、装備及び活動資機材の充実強化を図る。

(2) 消防団員の充実強化

消防団は地域防災力の中核であるため、市町村は消防団員の加入促進に努めるとともに、団員の処遇・教育訓練の改善、消防車両及び防災資機材、装備等を充実させ、消防団活動の強化を図るものとする。

(3) 総合的な消防計画の策定

町は災害に対応した消防計画を策定し毎年検討を加え、必要に応じ修正するものとする。

(4) 消防団員の教育訓練

町は、消防団員の知識及び技術の向上を図るため、必要に応じ県消防学校等に派遣するほか、一般教養訓練等を計画し実施するよう努める。

2 消防水利の確保（総務課）

(1) 「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽や耐震性貯水槽の充実を図る。

災害時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の破損等も予想される。今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽や防火水槽の整備、プール等の保有水の活用、河川やため池等の自然水利の開発や確保について、地域の検討を加え、保有確保に努める。

(2) 消防水利の不足または道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び小型で消火活動に威力を発揮できる可搬式動力ポンプ等の整備を促進し、地域の消火体制の強化を図る。

3 救急・救助体制の整備（総務課）

(1) 救急活動体制の強化

大規模な災害によって発生することが予想される多数の傷病者に対し、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をするため、西臼杵広域行政事務組合消防本部が行う次の事業に協力する。

ア 救急隊員、救急救命士の計画的な養成

イ 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進

ウ 救急教育の高度化を図るための研修・教育の実施

エ 医療機関との連携強化

オ 住民に対する応急手当法の普及・啓発

(2) 救助体制の整備

ア 町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部が実施する、救助工作車の整備、ファイバースコープ、クレーン、ウィンチ等の救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊建物、崖崩れ等被災状況に応じた救助マニュアルの作成及び点検に協力する。

イ 町は、消防団、地区及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、担架、その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

ウ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておく。

(3) 救助機関の連携体制の強化

災害に際して、西臼杵広域行政事務組合消防本部・警察・自衛隊・その他救助機関が相互協力して効率的な災害対策に当たれるよう、平素から密接な連携体制の整備に努める。

第8節 医療救護体制の整備

大規模災害が発生した場合には、大勢の死傷者が生じ、交通・通信網、電気及びガス等のライフラインが途絶するなど、住民生活に大きな混乱を引き起こすことが想定される。

このような中で、迅速かつ的確な医療救護活動を行い人的被害を最小限に食い止めるためには、通常時の緊急医療体制に加えて、災害時にも機能しうる医療救護体制を確立、強化していく必要があり、災害拠点病院の整備充実を図るなど、県などを通して、医療救護体制の推進を積極的に図る。

1 実施体制（高千穂町国民健康保険病院・福祉保険課）

(1) 被災者に対する医療救護は、町が行う。町で実施が困難なときは、県に対して救護班の派遣を要請し、隣接市町村、その他の医療機関の応援により行う。

(2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたときは、県及び県の委任に基づき日本赤十字社宮崎県支部が実施する。

2 医療体制の整備（高千穂町国民健康保険病院・福祉保険課）

(1) 初期医療体制の整備

町は、災害発生後の電話及び道路交通等が混雑または不通により救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

- ア 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- イ 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- ウ 医療機関の協力により、救護班を編成する。
- エ 救護班の派遣要請の方法、重傷者の搬出方法等を定める。
- オ 応急手当等や家庭看護の普及を図る。

(2) 連絡体制の整備

町は、消防団や医療関係機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。

傷病者の移送については、災害時に道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制を行う。また、陸上輸送が困難な場合は、県防災救急航空隊等のヘリコプターや自衛隊の航空機等による搬送の要請など、関係機関との調整を行う。

(3) トリアージの訓練

災害時における救急医療体制は、通常の救急医療と異なる環境下で医療活動を行うことが求められることから、これに対応できるよう、避難・患者受入・トリアージ（注参照）などに係る研修や訓練を行う。

（注：トリアージとは災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度を重傷度に応じて治療優先順位を決定すること。）

3 後方輸送体制の整備（福祉保険課）

- (1) 負傷者の後方輸送については、町は、県及び関係機関と協力し、それぞれの役割分担を明確に定めておく。
- (2) 透析患者や在宅難病患者等への対応

ア 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120リットルの水を使用する血液透析を週2回から3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。

このため、町は断水時における透析施設（町立病院）への水の優先的供給、近隣市町村への患者の搬送や医師会等関係機関との連携による情報供給を行う体制を整える。

イ 在宅難病患者等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者等は、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などに救護する必要がある。

このため、町は、平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、県、医療機関及び近隣市町村等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。

4 災害情報の収集・広域的連絡体制の整備（福祉保険課）

町は、医療機関の被害状況や医療機関に來ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した救急医療情報システムの構築をはじめとする情報通信手段の多重化を図るべきである。

【県】

(1) 災害拠点病院等の整備充実

県は、平成9年3月及び平成15年2月に各二次医療圏毎に災害拠点病院を指定しており、今後とも医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社宮崎県支部及び消防本部等の関係機関との協議を進めながら、災害拠点病院を中心とする医療救護体制の整備充実が必要である。

なお、県が指定する緊急時ヘリポート等を活用した患者搬送体制の整備にも努めるものとする。

災害拠点病院一覧

種 別	二次医療圏名	医 療 機 関 名
基幹災害拠点病院	全医療圏	県立宮崎病院
		宮崎大学医学部附属病院
地域災害拠点病院	宮崎県北部	県立延岡病院
	日向・入郷	社会福祉法人恩賜財団宮崎県済生会日向病院
		医療法人泉和会千代田病院
		医療法人誠和会和田病院
	西都・児湯	西都市西児湯医師会立西都救急病院
	宮崎・西諸県	宮崎市郡医師会病院
	西諸	小林市立市民病院
都城・北諸県	都城市郡医師会病院	
日南・串間	県立日南病院	

(2) DMAT（災害派遣医療チーム）の体制を整備する。

(3) 医療品等の備蓄体制及び輸血用血液製剤の確保体制の整備に努めるものとする

(4) 災害時に迅速かつ的確に救護・救助活動を行うためには、正しい情報を速やかに把握することが重要である。このため、DMAT及び災害拠点病院等は、衛星電話及び無線、インターネット等の複数の通信手段の確保に努める。なお、普段は使用しないこれらの通信手段を迅速かつ的確に活用できるように訓練等を定期的に行い、非常時に備える。

【医療機関】

多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効果的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため、負傷程度を選別を行うトリアージを活用した救護活動等について、日頃から訓練し、習熟に努めるものとする。

第9節 緊急輸送体制の整備

大規模災害が発生した場合、建築物の倒壊及び出火延焼、死者、ライフラインの被害等が予想される。これらの被害を最小限にとどめるためには、災害発生後の消防や人命救助、応急復旧援護のための物資輸送等の効果的実施が必要である。そのため、あらかじめ緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開用資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両等の調達体制を整備する。

1 緊急輸送道路ネットワークの整備

(1) 緊急輸送道路の整備

町は、県から指定された緊急輸送道路の耐震強化等、緊急輸送道路の計画的な整備に努める。（緊急輸送道路ネットワーク計画図を次頁に掲載）

2 緊急通行車両の事前届出・確認（総務課）

(1) 緊急通行車両の事前届出

町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策活動を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 事前届出の申請手続と証明書の交付

ア 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を経由し、公安委員会に申請する。

イ 申請書類（各2通）

- ・ 申請手続緊急通行車両等事前届出書（様式1）
- ・ 自動車検査証の写し
- ・ 指定行政機関等との輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類

ウ 県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、様式1の緊急通行車両等事前届出済証を交付する。

3 道路啓開車両等の調達体制の整備と輸送車両の確保（総務課・建設課）

町は、発災後の道路啓開を円滑に進めることができるよう、建設業者と協定を締結するなどして、町道の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等を常時確保できる協力体制を整備する。輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

（※ 道路啓開とは、道路の障害を除去し、通行を確保することで、その目的は一般車両の通行のためでなく、災害対策のための緊急車両の通行を確保するためのものである。）

＜緊急輸送道路ネットワーク計画図＞

【第1次緊急輸送道路ネットワーク】

県庁所在地、地方中心都市および重要港湾、空港等を連絡する道路

【第2次緊急輸送道路ネットワーク】

第1次緊急輸送道路と市区町村役場(支所含む)、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡する道路

緊急輸送道路ネットワーク計画図

【2次ネットワーク路線】

番号	路線名
1	一般国道265号
2	一般国道269号
3	一般国道327号
4	一般国道388号
5	一般国道446号
6	一般国道447号
7	一般国道448号
8	一般国道503号
9	宮崎停車場線
10	宮崎須木線
11	宮崎高鍋線
12	都城北郷線
13	市大車間線
14	都城車人線
15	都城霧島公園線
16	都城野尻線
17	高城山田線
18	三股高城線
19	荒武新富線
20	稲葉崎平原線
21	北川北浦線
22	竹田五ヶ瀬線
23	大久保木崎線
24	平ノ平線
25	都井西方線
26	高岡線
27	川南港線
28	高鍋美々津線
29	古江丸市尾線
30	宮崎野尻線
31	通浜海岸線
32	市篠宮野浦線
33	岩神西線
34	漁港道路 都井漁港
35	漁港道路 川南漁港
36	漁港道路 北浦漁港

1次・2次混合

【1次ネットワーク路線】

番号	路線名
1	九州自動車道
2	宮崎自動車道
3	東九州自動車道
4	一般国道10号
5	一般国道218号
6	一般国道219号
7	一般国道220号
8	一般国道221号
9	一般国道222号
10	一般国道223号
11	一般国道268号
12	一般国道325号
13	一般国道326号
14	一般国道327号
15	一般国道388号
16	一般国道446号
17	宮崎西環状線
18	宮崎西環状線BP
19	宮崎インター佐土原線
20	宮崎高之内線
21	宮崎空港線
22	日南志布志線
23	都城東環状線BP
24	都城車間線
25	小林えびの高原牧園線
26	高鍋高岡線
27	石河内高城高鍋線
28	都城車間線
29	東郷西郷線
30	中野原美々津線
31	北方北郷線
32	日知屋射光寺線
33	清武インター線
34	学園木花台本郷北方線
35	清武南インター線
36	高田屋倉線
37	益安平山線
38	日南郷線
39	飯野松山都城線BP
40	木城高鍋線
41	木城西郷線
42	西郷インター線
43	高鍋美々津線
44	龍島インター線
45	高鍋インター線
46	延岡インター線
47	北方インター線
48	須美江インター線
49	屋野野和尾線
50	舞之山屋野線
51	永吉田尾線
52	山ノ口永吉線
53	山ノ口上塚田線
54	上塚田寺村線
55	征矢原立野線
56	塩見大池線
57	小園大池線
58	塩見美々津線
59	臨港道路 宮崎港
60	大淀川高水敷緊急道路
61	臨港道路 油津港
62	臨港道路 細島港

1次・2次混合

凡例	
●	県庁
●	地域中心都市
●	市町村役場(支所含む)
—	第1次ネットワーク
—	第2次ネットワーク
---	第1次ネットワーク(未供用)H24.3.31時点
---	第2次ネットワーク(未供用)H24.3.31時点
○	耐震強化岸壁

1次ネットワーク路線延長	1307km(62路線)
2次ネットワーク路線延長	563km(36路線)
総路線延長	1870km(94路線)
※1次・2次混合(4路線)	

第10節 避難収容体制の整備

本町において大規模災害が発生した場合、多数の長期避難者の発生が予想される。このうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要となる。このため、避難所としての施設の指定については、十分に検討を加え、整備しなければならない。

1 避難計画の策定と避難対象地区の指定（総務課）

(1) 避難計画の策定

町は、避難計画を策定するに当たっては、次の事項に留意し、避難所の管理責任予定者等関係者を対象とした研修を実施するとともに、平素から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

ア 避難勧告または指示を行う基準及び伝達方法

イ 緊急指定避難場所及び避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 緊急指定避難場所及び避難所への経路及び誘導方法

エ 避難所（福祉避難所を含む）関係に伴う被災者援護措置に関する事項

- ① 飲料水の供給
- ② 炊き出しその他による食品の供給
- ③ 被服寝具その他生活必需品の給与
- ④ 負傷者に対する応急救援
- ⑤ 要配慮者に対する介護等の対応

オ 避難所の管理に関する事項

- ① 避難収容中の秩序保持
- ② 避難者に対する災害情報の伝達
- ③ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- ④ 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

- ① 広報車による周知
- ② 避難誘導員による現地広報
- ③ 住民組織を通じた広報

(2) 避難対象地区の指定

町は、地域の実情から判断して、河川の氾濫による浸水、山・がけ崩れ、火災の延焼拡大等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を把握するとともに、これらを踏まえて避難対象地区を指定し、重点的に避難収容体制の整備を推進する。

(3) 避難所運営マニュアルの策定

避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう避難所運営マニュアル等を作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にしておくものとする。

2 避難場所、避難所、避難路の確保（総務課）

(1) 指定緊急避難場所の指定

町は、指定緊急避難場所について、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設または構造上安全な施設を指定する。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者を予め定めるなど、管理体制を整備しておくものとする。

また、指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 指定避難所

町は、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として避難所を指定する。避難所については次の事項を考慮して指定する。（避難所一覧については第3章第9節を参照のこと）

ア 避難所の指示に当たっては、当該地区の避難者数を想定し、その量的な確保を図る。

イ 避難所として指定する施設は、原則として耐火、鉄筋構造を備えた公民館等の集会施設、学校、福祉館、体育館等の公共施設とする。なお、学校を避難所として指定する場合については、学校が教育の場であることを配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、教育委員会等と調整を図る。

ウ 管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合には、旅館やホテル等の利用を検討し、あらかじめ協定を締結するなど避難所の確保を図る。

エ 避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理（所有）者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておく。

オ 町の指定管理者制度導入施設が指定避難所となっている場合には、町と指定管理者との間で避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

カ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

キ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

(2) 避難路の確保

避難所にいたる避難路を確保するため、道路関係機関と協議のうえ、防災性を付与した道路整備の推進を図る。また、沿道の危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講じる。なお、本町の避難路は、「高千穂町地域防災計画に係る避難路指定」にて別に定める。

(3) 商店街、観光地における避難場所等の確保

不特定多数の人が集まる商店街、観光地においては、安全な避難所及び避難路を確保するとともに、避難誘導のための分かりやすい避難標識等の設置に努める。

3 避難所等の広報と周知（総務課）

町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難所や災害危険地域を明示した防災・ハザードマップや広報紙・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施する。

(1) 避難所等の広報

避難所の指定を行った時点で、次の事項につき、広報紙等により地域住民に対し周知徹底を図るとともに避難所として指定した施設については、住民に分かりやすいよう避難所の表示をしておくこと。

- ア 指定緊急避難場所、指定避難所の名称
- イ 指定緊急避難場所、指定避難所の所在位置
- ウ 指定緊急避難場所、指定避難所への経路
- エ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

町は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急、救助活動、医療救護活動及び緊急物資の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼び掛ける。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における心得（特に、必要最低限の必需品の避難所への携行）
- ウ 避難収容後の心得

(3) 災害危険区域の広報

災害時の土石流、地すべり、山、がけ崩れ及び二次災害のおそれのある箇所については、過去の災害事例及び現況調査等を参考に、土砂災害危険箇所図を作成する等、住民に適切な方法で広報するとともに、土砂災害危険箇所への監視体制を強力に推進する。また、危険箇所については巡回監視等に努める。

4 避難施設の安全性確保と設備の整備（建設課）

(1) 避難所の安全性の確保

町は、平常時より建物の安全性の確保を積極的に推進し、避難所に指定されている公共施設等は、必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努める。

(2) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

町は、あらかじめ応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄に努めるとともに、負傷者に対する応急救護や避難所生活に必要な資材や設備の整備に努める。

また、要配慮者に対応するため、伝達事項の提示版の設置や出入り口の段差解消スロープ等、施設内の安全にも配慮し、仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるようあらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制の整備に努める。なお、これらの実施に当たっては施設管理者等の理解を得た上で実施する。

5 応急仮設住宅の供与体制の整備（建設課）

災害のため住家を滅失した被災者は、避難所に収容され保護を受けることとなるが、避難所は災害直後の応急的かつ一時的なものである。

よって、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力をもって住宅を確保することの出来ない者に対し一時的な居住の安定を図るため、次の事項に留意し応急仮設住宅の設置について供与体制を整備する。

(1) 建設用地の選定

ア あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮の上、建設用地を選定し確保しておく。

イ 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定する。

ウ 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免税を前提として、原則とし無償で提供を受けられる土地とする。

(2) 立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の条件を考慮し、できる限り住宅地としての立地条件の適した場所に建設できるよう努める。

(3) 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等、用地利用関係について明確にしておく。

(4) 建設事業者団体等との協定

応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、必要によってあらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を必要に応じ締結しておく。

(5) 応急仮設住宅の建設計画の策定

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を策定する。

(6) 必要戸数の供給

ア 災害が発生した場合には、必要によっては建設事業者団体の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅が建設できるよう整備しておく。

イ 避難所の生活が相当に長期化しているにもかかわらず応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合、公営住宅の一時利用、民間の空き家の借り上げ等も検討しておく。

(7) 住宅の仕様等

単身や多人数世帯、高齢者や障害者等の要配慮者等、それぞれの需要に応じた多様なタイプの応急仮設住宅の提供や、設置後の地域社会づくり等にも配慮したものとする。

【県】

県は、災害救助法の適用があった場合、当該市町村と協議の上、必要戸数について応急仮設住宅の建設を行う。

また、市町村の応急仮設住宅の建設にあたっては、社団法人プレハブ建築協会との協定等により支援を行う。

第11節 備蓄に対する基本的構想

災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄を計画的に推進するための基本的な方針について定める。

計画推進に当たっては次の事項に留意し、これらの公的備蓄等に努め、被災者への物資の安定供給を図る。

なお、住宅の被災者に対しても、必要に応じた物資が供給されるよう配慮する。

1 備蓄方法

(1) 避難所等の防災拠点での備蓄

災害発生直後は、平常の物資流通体系が混乱することから、避難所、公的施設、備蓄倉庫等での公的備蓄に努める。

なお、地理的条件も勘案し、必要に応じて地域分散備蓄を図り、物資の速やかな供給に努める。

(2) 民間業者との物資供給協定の締結

物資流通体系が回復したのち、安定して物資が供給されるよう、必要に応じて町商工会等と物資供給に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努める。

なお、協定に当たっては、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。

(3) 物資の内容

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅被災者の生活自立状況も勘案のうえ、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資を供給する。

なお、物資の供給においては、画一的なものだけでなく、高齢者や乳幼児、病弱者に応じた物資の供給に配慮する。

2 防災拠点以外での備蓄（総務課）

(1) 各家庭や職場での物資等の備蓄

町は、住民が各家庭や職場で、平常時から3日分相当の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備するよう、防災訓練の実施等を通じて啓発する。

(2) 災害対策要員分の備蓄

町は、災害対策要員の必要分として、常時3日分相当の備蓄を検討しておく。

第12節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合には、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図る。

1 食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備

(1) 体制の整備（総務課・企画観光課・農林振興課）

ア 町は、必要に応じて被災者に食品の供給が図られるよう、次の事項に留意しその備蓄と供給体制の整備に努める。

- ① 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに供給できるよう、自ら公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や商工会等と食料供給協定を締結するなど流通在庫備蓄に努める。
- ② 供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者、乳幼児、食事制限のある者、病弱者等に配慮した品目（食材の柔らかい物、ミルク等）についても備蓄に努める。
- ③ 米穀の買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、農林水産省等との連絡・協力体制の整備を図っておく。

イ 事業所、住民等の備蓄

事業者及び住民が災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、おおむね3日分に相当する量を目標として個人で備蓄するよう指導する。

(2) 応急給水・応急復旧体制の整備（総務課・上下水道課）

町は、避難所等に避難した被災者の飲料水を確保するため、公的備蓄や流通在庫備蓄による飲料水の供給、隣接市町村相互応援による給水車派遣等、その供給体制の整備に努める。

ア 指揮命令系統の整備

緊急時の指揮命令者等の連絡に必要な手順等を定めておく。

イ 応急復旧期間

目標復旧期間は、概ね4週間以内とする。

ウ 応急給水目標水量

応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

- ・ 初めの3日間 3リットル／人・日
- ・ 10日まで 20リットル／人・日
- ・ 21日まで 100リットル／人・日
- ・ 28日目以降 250リットル／人・日

エ 応急供給拠点の設定

応急給水時における給水車・給水タンク等への水の供給する基地として、浄水場、配水池等を利用し、給水拠点を設定する。

オ 応急給水拠点の設定

給水拠点は、次の搬送距離等を目標に設定する。

- ・ 初めの3日間 避難所
- ・ 10日目まで 避難所・給水拠点
- ・ 21日目まで 100m程度
- ・ 28日目以降 10m以内

カ 応急資機材の確保

県、他の市町村からの応援資機材量を勘案のうえ、合理的な備蓄量を設定する。

キ 応急資機材の受け入れ・配送拠点の整備

資機材等の受け入れ、配送を行う拠点について、関係機関と調整のうえ、整備を行う。

ク 応援受入拠点の整備

応援受入拠点は、関係機関と協議・調整のうえ、公的施設等を利用して整備する。また、緊急時に備えて、各種図面（管路図等）及び書面を整備するとともに、危機管理上の保管分散化を行う。

ケ 水質管理の強化

応急給水拠点で水質検査を行うなど水質監視体制を整備するとともに、飲料水の一時保管方法について周知する。

2 生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備（福祉保険課）

(1) 供給体制の整備

町は、必要に応じ被災者に応急的な生活必需品の給（貸）与が図られるよう、次の事項に留意し、その公的備蓄と供給体制の整備に努める。

ア 避難所等の生活において、被服、寝具その他生活必需品の欠乏している被災者に対して速やかに物資の給（貸）与が図られるよう、自ら公的物資の備蓄に努めるとともに民間業者と物資供給について、協議を重ね、流通在庫備蓄に努める。

イ 生活必需品の物資について、女性や子供、要配慮者にも配慮した物資の調達及び供給に努める。

ウ 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備する。

エ 生活必需品の例示

- ・ 寝 具 就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等
- ・ 外 衣 ジャージ、洋服、作業衣、子供服等

- ・ 肌 着 男女下着、子供下着等
- ・ 身の回り品 タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等
- ・ 食器、日用品 食器、箸、皿、石鹸、歯みがき、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ、粉ミルク用品、離乳食用品、だっこ紐、電池等
- ・ その他、応急的に必要な生活必需品

(2) 事業所、住民等の備蓄

事業所及び住民が日常生活に必要な前記エに掲げる品目を備えるよう指導する。

【県】

県は、市町村の生活必需品の入手に関して民間業者等と市町村間の調整を支援するとともに、災害救助法の適用があった場合、必要に応じて当該市町村への生活必需品を速やかに供給できるよう公的備蓄と流通在庫備蓄に努めるものとする。

第13節 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

災害発生時には、町、県及び防災関係機関等の間で緊密な情報連絡をとることが全ての対策の基本となるため、平常時よりソフト・ハード両面で情報伝達体制の整備を図る。

1 町防災行政無線等の整備（総務課・企画観光課）

(1) 防災行政無線整備の推進

町が整備する防災行政無線は、次の2種類がある。

ア 移動系無線：被害状況を把握するため、災害現場へ移動し、市町村役場と災害現場との間で通信を行うシステム

イ 同報系無線：災害情報等を市町村役場から屋外拡声器や各家庭に設置している戸別受信機により、住民に周知する通信システム

町は、住民に対して、災害情報等の伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを基本として、今後とも防災行政無線の整備を推進する。

(2) 消防無線整備の推進（総務課）

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部が他県及び県内における消防、救急活動を円滑に行うために実施する、消防無線の整備に協力する。

ア 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる全国共通波の整備充実を図る。

イ 県域における各消防本部と相互に通信することができる県内共通波の整備充実を図る。

ウ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、携帯無線機の増強を図る。

(3) 多様な手段の整備

町は、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）のほか、全国瞬時警報システム（Jアラート）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

2 広報体制の整備（総務課・企画観光課）

災害発生時に、報道関係からの取材の要請に適切に情報提供ができるよう、対応方針を定めておく必要がある。

また、広報に当たっては、自衛隊等他の機関の広報との連携・協力について配慮しておく。

- (1) 町は、取材に対応することによる業務への支障、窓口一体化がされていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を經由して情報の提供を行う体制とする。
- (2) 町は、災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておく。

3 被災者からの問い合わせに対する体制

災害発生時には、住民等からの問い合わせ、要望、意見等が多数よせられることが予想されるため、情報の混乱を防ぎ、住民に対して的確な情報を提供できるよう次の体制を整えておく。

- (1) 町は、住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。
- (2) 町は、有線テレビジョン放送、緊急速報メール等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- (3) 町は、インターネットを通じて住民が防災に関する各種情報を得られるよう整備を図る。

第14節 要配慮者に係る安全確保体制の整備

近年の災害では、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の犠牲が多くなっている。このため、県、町及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者等は、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制について整備に努める（本町の要配慮者利用施設の一覧を資料編に掲載）。

1 社会福祉施設等の防災体制の充実（福祉保険課）

町は、社会福祉施設の防災体制の充実について、施設等管理者へ助言指導を行うとともに、社会福祉施設と防災関係機関、団体との連携について調整支援を行う。特に危険地区にある社会福祉施設等に対する伝達体制を整備しておく必要がある。

また、災害後社会福祉施設への入所対象者が増加することも考えられることから、その受け入れについて、社会福祉施設相互間の要請を検討しておく。

[社会福祉施設管理者]

施設管理者は、次の事項について留意し、施設入所者や通所者（以下「施設入所者等」という。）の安全確保体制を整備する。

(1) 防災組織体制の整備

施設入所者等の避難所の指定、避難誘導、職員の動員と職務体制等を規定した防災計画をあらかじめ策定しておく。

なお、計画は、夜間・休日等の災害発生にも十分対応できる計画とする。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

非常用通報装置を設置する等により、関係機関との通信手段の確保整備に努めるとともに施設入所者等の避難誘導に当たって地域住民の協力が得られるよう、地区自治会やボランティア組織等と連携に努める。

また、施設入所者等の出身世帯との緊急連絡方法についても把握しておく。

(3) 施設の安全性等の確保

災害時における施設の倒壊等を未然に防止するため、施設の安全性等の確保に努めること。

また、施設内の設備品の倒壊・転落防止についてもその対策を講じておくこと。

(4) 防災資機材の整備、食品等の備蓄

災害時の電気、水道等のライフラインの寸断に備え、非常用自家発電機、投光機、ポリタンク等の防災資機材の整備、非常食や飲料水等の備蓄に努める。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

施設入所者等が安全に速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等への防災教育や避難訓練を実施する。

また、避難訓練においては、消防署や消防団、地域住民やボランティア組織等と連携した訓練を実施する。

(6) 県、市町村への協力

県または市町村が実施する要配慮者に係る防災対策に協力するよう努めること。

2 避難行動要支援者の救護体制の整備（福祉保険課）

町は、避難行動要支援者に関し、次の事項に留意し、体制を整備する。

(1) 避難行動要支援者の名簿の整備等

ア 町防災計画に定めるところにより、福祉部局と防災部局との連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、当該名簿の作成を行うこと。

イ 避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、その把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間等をあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこと。

ウ 災害発生時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、当該名簿を効果的に利用し、避難支援等が行われるよう努めること。

(2) 避難等の伝達方法の整備

災害時に避難の指示等が適切に伝達されるよう、その伝達方法について緊急通報システムの整備や民生・児童委員、地域住民等の協力を得た伝達等について体制を整備しておく。

(3) 相互協力体制の整備

民生・児童委員、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織）、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織等との連携により、避難行動要支援者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

(4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームのボランティア組織等の協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かな防災行動マニュアルの策定や普及等の啓発を図る。

(5) 福祉避難所の指定等

介助等の特別な配慮を要する要配慮者を収容するため、福祉避難所を指定するとともに、福祉避難所での生活に資する車椅子、携帯用便器、オムツ等の生活必需品の備蓄及び介助員の派遣等について体制を整備する。

高千穂町における公的福祉避難所

名 称	住 所	電話番号
高千穂町老人福祉館	大字三田井750-7	72-3663
高千穂町デイサービスセンター	〃	72-4090
高千穂町保健福祉総合センター げんき荘	大字三田井435-1	73-1717

3 外国人に対する防災対策の充実（町民生活課）

(1) 外国人の状況の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように、平常時からその状況の把握に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレット等の作成、または、外国語に精通した職員等を通じ、理解できるよう防災知識の普及に努める。

(3) 外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられる体制づくりに努める。

イ 外国人に優しいまちづくりの促進

町は、避難所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

ウ 外国人への行政情報の提供

町は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して多様な言語やひらがな等の分かりやすい言葉・文字（以下「多言語等」という。）による情報提供を行う。

エ 外国人と日本人とのネットワークの形成

町は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催等、様々な交流機会の提供を行い外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

オ 語学ボランティアの確保

町は、災害発生時に通訳や翻訳等を行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめ「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集等の作成に努める。

4 土砂災害警戒区域等内の要配慮者施設の管理者等に対する啓発・指導等

土砂災害警戒区域等内の住民及び要配慮者施設の管理者等に対して、土砂災害警戒区域等を示した防災マップ（ハザードマップ）を町ホームページで公開または配布し、土砂災害に対する危険性の啓発に努める。

また、土砂災害警戒区域等内の次の要配慮者施設の所有者または管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務付けるとともに、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るよう指導及び支援を行う。

土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設

施設名	所在地
高千穂小学校	高千穂町大字三田井 122
押方小学校	高千穂町大字押方 561-1
岩戸小学校	高千穂町大字岩戸 1076-1
田原小学校	高千穂町大字河内 36
高千穂中学校	高千穂町大字三田井 939-6
旧田原中学校	高千穂町大字田原 1576
佐藤医院	高千穂町大字岩戸 72-1
田原歯科診療所	高千穂町大字河内 115-3
高千穂焼作業所	高千穂町大字岩戸 1498-1
福祉作業所一步会	高千穂町大字下野 1433

第15節 防災関係機関の防災訓練の実施

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日頃からの訓練が重要である。町は、関係機関と連携のもとに、災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施する。

また、訓練を行うにあたっては、ハザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。さらに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め防災対策の充実強化を図る。

1 防災訓練の実施（総務課）

(1) 水防訓練

町は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、必要に応じて水防訓練を実施する。

(2) 消防訓練

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携し、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、随時他の関連した訓練と合わせて行う

(3) 災害救助訓練

県、警察、自衛隊等と連携し、救助・救護を円滑に遂行するため、必要に応じ関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、被災者支援等の訓練を行う。

(4) 避難訓練

町及び警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難が迅速かつ円滑に行われるよう、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域及び病院、集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(5) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

町は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定したうえでの実施も検討する。

(6) 情報収集及び伝達訓練

町は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(7) 広域防災訓練

町は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

2 事業所、自主防災組織、住民の防災訓練の実施

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、店舗その他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、消防計画に基づき消火・通報及び避難訓練を定期的実施する。

また、地域で行われる防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者、身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 住民の訓練

町をはじめ、防災関係機関は、防災訓練に際して要配慮者を含め広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及・啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施等の災害に備える活動を継続的に実施するよう努める。

3 防災訓練の検証及び反省（総務課）

町及びその他の防災関係機関は、防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講ずる。

第16節 災害復旧・復興への備え

災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復旧・復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

1 各種データの保存及びバックアップ（全課）

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

町は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。また、町において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じる。

2 罹災証明書発行体制の整備（総務課・福祉保険課）

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、人員確保のための他の市町村や民間団体との応援協定等の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

3 被災者台帳支援システムの整備（福祉保険課）

大規模災害における被災者台帳の作成・管理、罹災証明書発行等の被災者支援業務の円滑かつ効率的な実施のため、当該業務を支援するシステムの導入について検討を行う。

4 防災資機材等の備蓄

(1) 救助物資の備蓄

災害に際し、必要となる物資の備蓄に努める。

(2) 水防資機材

本町は地形がら、大規模な洪水の被害は想定されないが、河川、用水の氾濫等が想定されるため、土嚢等の水防資機材の整備に努める。

第17節 住民の防災活動の促進

1 防災知識の普及

大規模災害は広い地域にわたり建物等の倒壊、同時多発の火災、人的被害や交通混乱の発生など多様かつ多大な被害をもたらすので、行政の的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的、積極的な防災活動が不可欠となる。

このため、県、町、防災関係機関は、自らの防災力の向上を図るとともに、連携して、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努める。

(1) 住民に対する防災知識の普及（総務課・建設課）

ア 講習会等の開催

県、町、防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、出前講座等を催し、広く参加を呼びかけ、住民の防災に対する知識を高め、意識の高揚を図る。

イ 日常生活に密着した啓発の実施

町は、災害の種類、季節等の状況に応じて、災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要か、また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にどのように配慮するのかなど、実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成し、被害を最小限にとどめるため、次の方法による啓発を実施する。

① 広報紙、パンフレットの配布

広報紙、パンフレット等を作成し、広く住民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。また、町ホームページ上の防災・危機管理関係情報を見直し、内容の充実を図る。

② その他のメディアの活用

a 普及・啓発用映像の製作、貸出

b インターネット等の活用

ウ グループや団体を対象とした出前防災講座等の実施

小中学校や自治体、企業、各種団体等の要望に応じて、きめ細やかな防災についての普及・啓発を行うため、西臼杵広域行政事務組合消防本部及び町の防災担当職員や防災士を派遣し、出前防災講座や意見交換会等を実施する。

(2) 児童生徒等に対する防災教育（教育委員会）

ア 児童生徒に対する防災教育

小中学校、高等学校、特別支援学校等においては、地域や学校の実情及び児童生徒の発達段階に応じた体系的な防災教育を行い、生涯にわたり災害発生時に適切な判断や行動選択ができる児童生徒等の育成に努める。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害の仕組み、防災対策の現状等があげられ、これらの教育に当たっては、各教科や道徳等の指導内容と関連づけ、防災に関するビデオ教材や自ら考えさせるような体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行うものとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動が取れるよう、より実践的な避難訓練を実施し、危険予測・危険回避能力の向上に努める。

イ 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、実践的な防災教育や防災管理等のあり方について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるように努める。このため、教職員向けの参考資料の作成と活用及び管理職や防災教育担当者等の研修会等を通して指導者の資質向上を図る。

(3) 防災要員に対する教育

ア 職員に対する防災教育（総務課）

町及び防災関係機関の職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修に努める。

① 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により、対策の周知徹底を図る。

② 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。また、様々な防災関連の研修、セミナー等に積極的に参加するとともに、総合防災訓練等を通じて防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。

イ 防災上考慮すべき施設の管理者等の教育

防災上考慮すべき施設とは、危険物等を取り扱う施設や店舗など不特定多数の者が出入りする施設等を指し、災害発生時には火災やパニックが発生する危険性が高いところである。

これら施設の管理者に対して、その社会的責任の重大さを認識させ、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的实施により、緊急時に対処しうる自衛消防・自主防災体制の強化を図るものとする。

(4) 観光客等への広報

町は、現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

(5) 相談窓口の設置

町は、住民等からの防災対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図る。

2 住民の防災活動の促進

県及び町は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

県及び町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながら「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

県及び町は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、土砂災害のリスクのある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

県及び町は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

県及び町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害時の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

県及び町は、地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で

担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

町は、土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。

町は、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめた防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

第18節 自主防災組織等の育成強化

大規模な災害に立ち向かうためには、行政の対応に加え、町民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、町は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施等による自主防災組織の核となるリーダーの育成等により、組織の日常化や訓練の実施を促し、自主防災組織の活動カバー率の向上及び活動の充実を図る。

1 活動カバー率の向上と活動支援（総務課）

(1) 活動カバー率の向上

ア 自主防災組織の結成

町は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行う。また、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図る。

イ 普及啓発活動の実施

町は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

ウ 自主防災組織の活動内容

[平常時]

- ① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ② 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- ⑤ 地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知等

[発災時]

- ① 初期消火の実施
- ② 情報の収集・伝達
- ③ 救出・救護の実施及び協力
- ④ 集団避難の実施
- ⑤ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- ⑥ 要配慮者の安全確保等

(2) 自主防災組織への活動支援

自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

資機材の整備については、(財)自治総合センターのコミュニティ助成事業及び県の地域防災力向上促進事業等の制度を活用し、住民が緊急時の救助に使用する資機材を自主防災組織単位で、きめ細かく配置するよう努める。

(自主防災組織育成助成事業における資機材の参考例)

情報連絡用：携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等

消 火 用：可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタン
ドパイプ、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ等

水 防 用：救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣等

救出救護用：A E D、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、テン
ト、チェンブロック、チェーンソー、ジャッキ、バール、救急箱、
はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、のこぎり等

給食給水用：給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等

避難所・避難用：リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ラ
イト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等

防災教育用：模擬消火訓練装置、放送機器、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、映
写機、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形等

(3) リーダーの養成

町は、自主防災組織のリーダーを養成するための防災士養成研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。なお、その際には、要配慮者や男女共同参画の視点からの防災対策についての内容を盛り込むよう配慮する。

2 訓練の実施による災害対応力の強化（総務課）

各自主防災組織は、本章第15節「防災訓練の実施」に定めるところにより訓練を実施し、災害対応力の強化に努める。

3 事業所防災活動の推進（総務課）

(1) 事業所の防災活動の推進

事業所は、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努めるとともに、地域社会の一構成員として地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制を整備する。

特に、企業においては、災害時の企業の果たす役割（顧客、従業員等の生命の安全確保、災害時における家族を含めた安否確認、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先

とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、町は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、町は、企業に係る事業継続計画（BCP）策定支援を行うため、策定に係る研修会の開催や専門家による策定支援を行うとともに、それにより策定された事業継続計画（BCP）を活用し、防災・減災対策の普及・啓発に努めるものとする。

また、町は、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

(2) 防火管理体制の強化

学校・病院・量販店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

(3) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物及び取扱い施設等は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいため、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

第19節 ボランティアの環境整備

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲または長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランティア活動の環境整備を図っていく。

なお、ボランティア活動を促進する地域の拠点となる町ボランティアセンター（町社会福祉協議会設置）と、その中核機関となる宮崎県ボランティアセンター（県社会福祉協議会設置）について、相談、登録・あっせん機能、研修機能、支援機能等の充実に取り組む。また、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティアの受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

1 活動促進のための体制づくり（福祉保険課・総務課・社会福祉協議会）

(1) ボランティアの総合窓口、担当窓口の設置

町は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめボランティアの総合窓口を設置するとともに、専門的な活動分野については、関係する課が担当窓口となり調整を行う。また、災害発生時を想定し、活動分野の異なるボランティア間の連携を協議する連絡会を設置し、ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努める。

(2) ボランティアの「受入窓口」の整備と応援体制の確立

町社会福祉協議会は、県社会福祉協議会とともに、「受入窓口」の体制整備を強

化する。また、県社会福祉協議会の協力のもと、全国の社会福祉協議会ネットワーク等により、地域を超えた支援体制や近隣市町村間の相互支援体制の確立を図る。

(3) コーディネートシステムの構築

町は、町社会福祉協議会と連携を図り、災害時におけるボランティアの受入れ、調整、派遣が一元化して行えるようコーディネートシステムをあらかじめ整備し、関係機関等と共同でマニュアルを作成する。

被災時のボランティアコーディネーターが行う業務は、概ね次のとおりとする。

ア 被災者のニーズ調査

イ 被災者やボランティアからの相談受付

ウ 要配慮者への支援

- ・ ボランティア活動希望者の派遣
- ・ ボランティア活動プログラムの策定と提供
- ・ ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供

エ 被災者やボランティアに対する情報提供

オ 各関係機関・団体との連絡・調整

(4) ボランティアの養成・登録等

ア ボランティアコーディネーターの養成

災害時にボランティア活動の需給調整・担当窓口との連絡調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、平常時から町社会福祉協議会、企業、学校、その他団体のボランティアコーディネーター等を対象に日本赤十字社宮崎県支部と連携し、災害時における対応の基礎的知識等に関する研修を実施する。

イ ボランティアリーダー等の養成と組織化

災害時には、地域のボランティアリーダーや民生・児童委員、社会福祉施設等がボランティア活動の中核となることが期待されるため、日本赤十字社宮崎県支部と連携し、地域のボランティアリーダー等の養成・研修を実施する。

また、県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。

ウ ボランティア研修の実施

町社会福祉協議会は、災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティア養成のための研修を実施する。

エ ボランティアの登録

町社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動を希望する者の登録を受け付ける。また、県社会福祉協議会、日本赤十字社宮崎県支部とも登録情報の共有化を図る。

(5) ボランティア活動環境の整備

ア ボランティア活動の普及・啓発

町社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動に住民が速やかに主体的に参加できるよう、日頃から住民・企業に対しボランティア活動の普及・啓発を行う。

イ ボランティア活動拠点等の整備

町社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

ウ 「災害時のボランティア活動マニュアル」の策定

県及び町社会福祉協議会は、防災関係機関や日本赤十字社宮崎県支部と連携しながら災害時に備えた「ボランティア活動マニュアル」の策定に努める。

エ ボランティアコーディネータの配置

町社会福祉協議会は、専任のボランティアコーディネータの配置に努める。

オ ボランティア保険への加入促進

町社会福祉協議会は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、保険料の助成に努める。

カ 災害廃棄物の処理体制の整備

【県、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会】

被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(6) 学校におけるボランティアの育成（教育委員会）

非常災害時の児童生徒の対応については、常日頃から教育活動の中で、ボランティア精神の醸成を図り、災害への対応、被災者への対応の仕方について指導しておく。

活動の内容としては、被災者に対する支援、医療活動に関する簡単な補助、食料や物資の運搬・配布等が考えられるが、その際、それぞれの学校の実態や個々の能力に配慮しながら主体的に活動に参加させる。

2 地域安全活動ボランティアの体制整備

(1) 「地域安全活動」の推進体制の整備

大規模な災害発生時にあっては、いわゆる震災泥棒や悪質商法等の発生、危険箇所の散在、高齢者・障害者の安否、その他事件・事故等の頻発等、住民の平穏で安全な生活環境を脅かす状況が想定されることから、町は、平常時から危険箇所の点検、ひとり暮らし高齢者等の訪問活動、地域の安全パトロール活動、事件・事故等の情報提供活動等を実施するボランティア活動への助言、協力、支援体制を防犯協会、警察、県、社会福祉協議会が一体となって推進・支援体制を構築する。

(2) 地域安全活動ボランティアの育成

町は、地域安全活動を行うボランティアを養成するため、県、町の社会福祉協議会と共同して、地域安全活動ボランティアの登録を進めるとともに、研修会や防災ボランティア活動訓練を実施する。

第20節 地区防災計画の策定

町防災計画は、町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等に関する計画について定めることができる。

第21節 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。

特に、避難準備情報の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

第1節 災害発生直前の対応

風水害については、気象情報等の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するため、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策に万全を期すものとする。

1 警報等の伝達（総務課・企画観光課）

町は、住民の適切な判断と行動を助け、住民の安全を確保するため正確な情報の速やかな発表と伝達を行う。

(1) 特別警報・警報・注意報等の種別及び発表基準等

ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供することとなる。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

イ 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによ

る放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合に、最大級の警戒を呼びかけるために発表する予報
警 報	重大な災害が発生するおそれがある場合に、警戒を呼びかけるために行う予報
注意報	災害が発生するおそれのある場合に、注意を呼びかけるために行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害、大雨特） 警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、警浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警 報	大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	暴風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

注意報	大雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	強風	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	霜	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれのあるときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

特別警報・警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日
発表官署 宮崎地方気象台

高千穂町	府県予報区 : 宮崎県			
	一次細分区域 : 北部山沿い			
	市町村等をまとめた地域 : 高千穂地区			
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	159
	洪水	流域雨量指数基準	五ヶ瀬川流域=53.3 岩戸川流域=25	
		複合基準*1	-	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雨	平均風速	20m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ 30cm		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	109	
	洪水	流域雨量指数基準	五ヶ瀬川流域=42.6 岩戸川流域=20	
		複合基準*1	五ヶ瀬川流域=(12, 34.1)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	10m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ 10cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 65%		
	なだれ	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3度以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30cm 以上		
	低温	夏期：平年より平均気温が 4 度以上低い日が 3 日続いた後、更に 2 日以上続くと予想される場合 冬期：平野部で最低気温 - 5 度以下 山沿いで最低気温 - 8 度以下		
霜	11 月 20 日までの早霜、3 月 20 日以降の晩霜 最低気温 4 度以下			
着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温 - 2 度～2 度、湿度 90%以上			
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	120mm	

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している。

警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (3) 大雨、洪水、大雪、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨、洪水警報・注意報基準表の解説】

- (1) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない市町村等については、その欄を“－”で示している。
- (2) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (3) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (4) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定している。1km四方毎の基準値については、別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (5) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数・流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。

宮崎県の細分区域図

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	市町村等
北部平野部	延岡・日向地区	延岡市、日向市、門川町
	西都・高鍋地区	西都市、高鍋市、新富町、木城町、川南町、都農町
北部山沿い	高千穂地区	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
	椎葉・美郷地区	西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町
南部平野部	宮崎地区	宮崎市、国富町、綾町
	日南・串間地区	日南市、串間市
南部山沿い	小林・えびの地区	小林市、えびの市、高原町
	都城地区	都城市、三股町

令和2年8月現在



ウ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

＜警報の危険度分布の概要＞

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布 （土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常に危険（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

エ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（南平野部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮崎県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]

または[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

オ 宮崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

カ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、宮崎県と宮崎地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である土砂災害に関するメッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができ、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

キ 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。宮崎県の発表基準は、1時間120ミリ以上を観測または解析したときである。

ク 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、一次細分区域単位（南部平野部など）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（南部平野部など）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

ケ 水防警報

水防警報の発表及び解除は、宮崎県水防計画の定めるところにより、国土交通省または知事が行うものとする。水防警報の発表基準は、宮崎県水防計画に定めるところによるものとする。

コ 土砂災害緊急情報

河道閉塞など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難勧告の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

サ その他

気象台及び県は、防災気象情報の提供に当たり、参考となる警戒レベルも併せて提供するものとする。

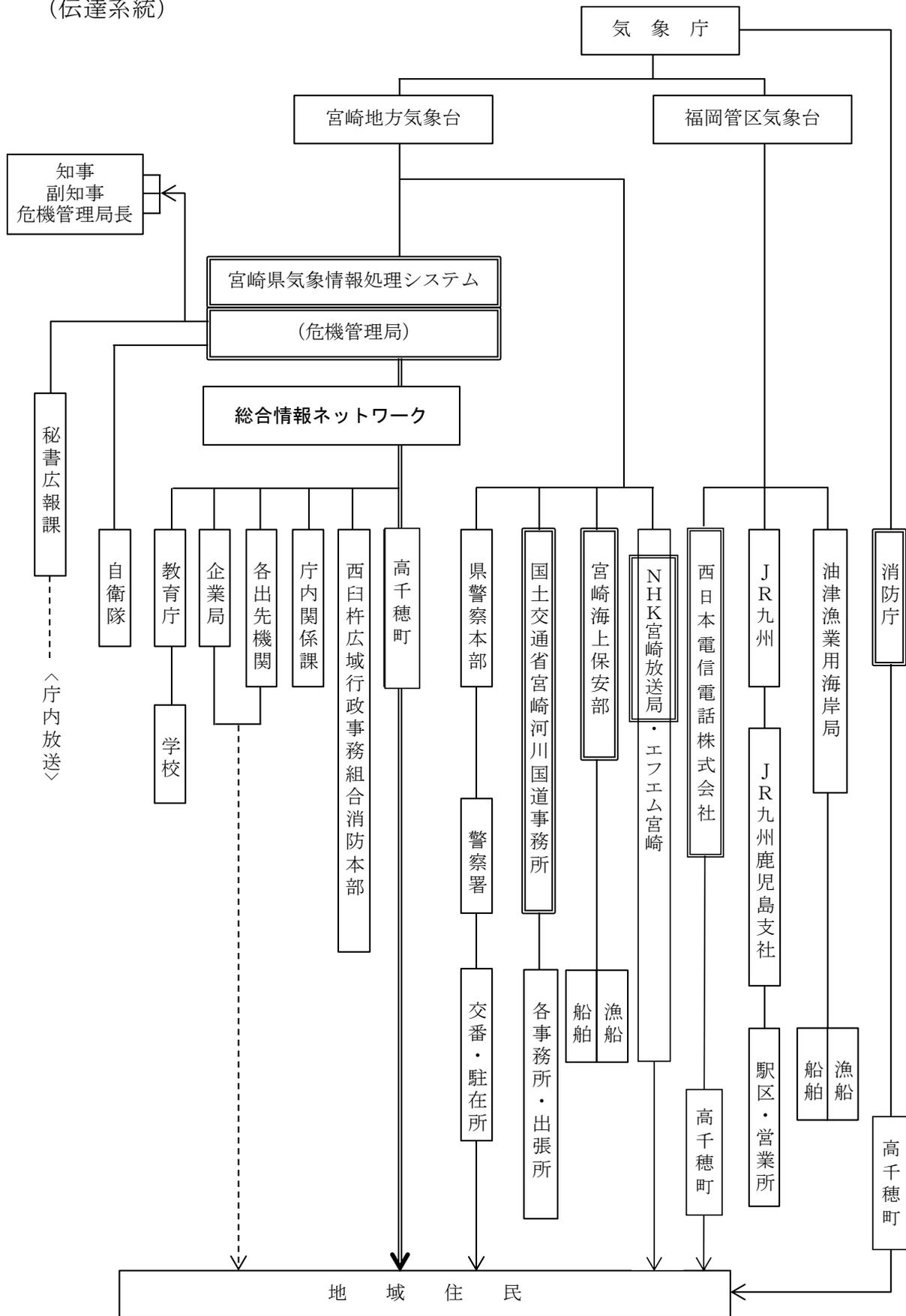
(2) 警報時の伝達組織及び伝達方法

気象警報等

ア 伝達組織

気象警報等は、次の組織図に示す経路によって伝達するものとする。

(伝達系統)



注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

イ 伝達方法

① 伝達要領

- a 宮崎地方気象台は、気象警報を発表したときは、速やかに伝達中枢機関に通報するものとする。
- b 宮崎地方気象台から、①の警報を受けた伝達中枢機関は、各機関の伝達系統により迅速に伝達受領機関に伝達するものとする。
- c 伝達中枢機関の通報を受けた各伝達受領機関は、それぞれの伝達系統により迅速に下部機関に伝達するものとする。
- d 下部伝達機関は、掲示、標識、信号、鐘、口頭等の方法により、一般住民に周知せしめる処置を講ずるものとする。

② 伝達の方法

- a 宮崎地方気象台から伝達中枢機関に対して、気象警報を通報する場合は、気象資料伝送システム（県）または防災情報提供システム（県以外の機関）によるものとする。
- b 県は③に定める要領による。
- c 警察本部、J R九州、九州地方整備局各事務所、宮崎海上保安部は、それぞれ所管の通信網による。
- d 西日本電信電話株式会社は、協定により、速やかに関係市町村に伝達する。
- e 日本放送協会宮崎放送局は放送による。

③ 県における伝達要領

- a 危機管理局は、宮崎地方気象台から警報を受領したときは、宮崎県気象情報処理システムにより総合情報ネットワークを通じて、市町村をはじめ関係機関に自動配信を行う。
- b 当直員等は、次に掲げる場合には、直ちに本庁にあっては、危機管理局長に、危機管理局長は知事、副知事、部長に、出先機関にあっては、関係出先機関の長にそれぞれ連絡しなければならない。
 - (a) 宮崎地方気象台から災害発生のおそれのある気象情報等の通報があり、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
 - (b) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
 - (c) 災害発生のおそれのある異常現象の通報が市町村長等からあったとき。
- c 秘書広報課は、必要のある場合は県庁各課、教育庁に庁内放送その他の方法によって伝達する。
- d 営農支援課は、地域農業改良普及センターに伝達するとともに、災害対策に必要な措置を取るものとする。
- e 河川課は、西臼杵支庁、各土木事務所に伝達し、西臼杵支庁、土木事務所は管内市町村に伝達するとともに、災害対策に必要な措置を取るものとする。
- f 西臼杵支庁、各農林振興局、日向土木事務所及び西都土木事務所は、直ちに関係出先機関及び市町村に電話その他の方法により伝達するものとする。

g 市町村における伝達要領

市町村は、あらかじめ定めた方法手段により、速やかに住民に伝達するものとする。

ウ 注意報等

① 気象注意報

県は、特に重要な災害対策の実施に必要と認めたものについて、気象警報の伝達組織に準じて伝達するものとする。

② 気象情報

県は、特に必要と認めたものについて、必要と認めた機関に通報する。

③ 水防警報

水防警報の伝達組織及び伝達要領は、宮崎県水防計画に定めるところによるものとする。

④ 土砂災害警戒情報

県は関係市町村及び土木事務所等に伝達し、気象台は気象庁防災業務計画に基づき防災関係機関、報道機関等へ伝達するものとする。

⑤ 土砂災害緊急情報

国土交通省及び県は、土砂災害防止法に基づき関係市町村に通知するとともに、ホームページや報道機関等を通じ一般への周知を図る。

(3) 異常現場発見時における措置（町長、総務課）

災害の発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町長（総務課）または警察官に通報するものとする。

イ 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、その旨を直ちに町長（総務課）に通報するものとする。

ウ 町長の通報

ア及びイによって、異常現象を知った町長（総務課）は、直ちに次の機関に通報または連絡するものとする。この場合、気象官署に対する通報は、電報または電話によることを原則とする。

① 気象官署（宮崎地方気象台）

② 異常現象によって災害の予期される近隣市町村

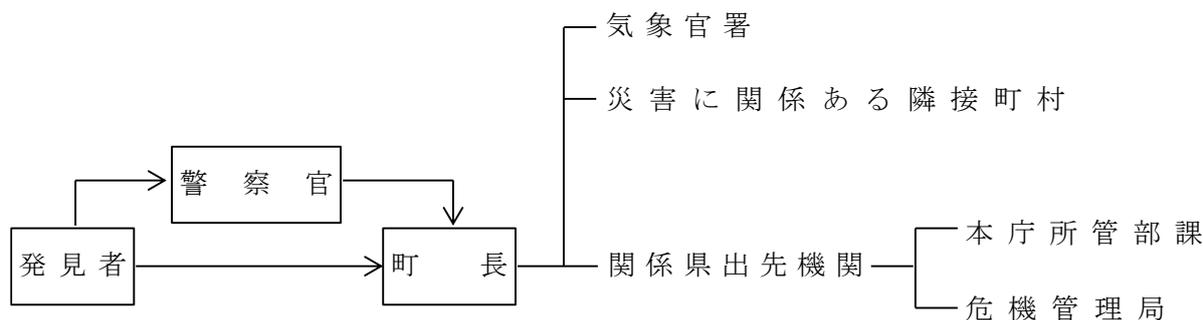
③ 異常現象によって予想される災害と関係のある県出先機関

④ その他の関係機関

エ 住民等に対する周知徹底

異常現象の通知を受けた町及び関係機関は、その現象によって予想される災害地域の住民及び他の関係機関に周知徹底を図る。

オ 異常現象通報系統



カ 異常現象

風水害に関して異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

事 項	現 象	備 考
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	たつまき、強い降雹等

4 避難誘導の実施（町長、総務課）

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、避難が困難にならないよう、明るい時間帯や風雨が強まる前の時間帯等の避難準備情報の発令や避難勧告、避難指示の発令等に留意し、適切な避難誘導を実施するなど、災害の発生に備えるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

風水害時の避難誘導は、本編第3章第9節避難収容活動によるほか、本節によるものとする

(1) 警戒活動の実施

町長は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、防災関係機関等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予測される場合は、住民に対して、早めに避難準備情報の発令や避難勧告、避難指示の発令を行うとともに、適切な避難誘導活動を実施する。

(2) 要避難状況の早期把握

町長は、災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報の発令や避難勧告、避難指示の発令をはじめ迅速に・確実な避難対策に着手できるよう、避難を要する地域の実態の早期把握に努める。

なお、避難を開始するための避難準備・高齢者等避難開始の発令を行う場合は、避難行動要支援者名簿も活用しつつ、災害時において避難に支援を要する高齢者等が円滑に避難できるよう配慮するものとする。

(3) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、各種の情報収集を踏まえ、避難の要否を判断する。

ア 河川災害のおそれのある箇所

気象、降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、町・消防関係機関は、警戒発表以降着手する警戒活動により地域の状況を的確に把握し、避難勧告等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

イ 土砂災害のおそれのある箇所

町・消防関係機関は、土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握するほか、土砂災害警戒情報等も活用して避難の必要性を判断し、必要な対策を講ずるものとする。

(4) 避難勧告等の伝達

町は、住民への避難勧告等の伝達に当たって、同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）を始め、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

避難誘導に当たっては、避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

町は、住民に対する避難のための準備情報の提供や避難勧告、避難指示及び災害発生情報の発令を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告・避難指示及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

町は、災害の切迫度に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(5) 早期自主避難の実施

町長は、風水害発生のおそれがある浸水危険区域や土砂災害発生のおそれのある箇所の住民に対して、台風襲来時や豪雨時等に次のような状況あるいは兆候が見られるときは、自主判断による避難が速やかに実施されるよう関係住民を指導する。

ア 浸水危険区域河川が警戒水位を突破し、なお水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し浸水の危険性が高まった場合

イ 土砂災害発生の兆候

- ① 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合
- ② 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等がまざりはじめた場合
- ③ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が生じ、流れが一時止められているおそれがあるため）

- ④ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- ⑤ がけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合
- ⑥ その他

(6) 安全確保措置の周知

町が避難勧告等を発令した場合の安全確保措置としては、避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等により、避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う等やむを得ない場合と住民等自身が判断する場合は、「近隣のより安全な場所への移動」または「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

(7) 避難準備・高齢者等避難開始の発令時の対応

町は、災害のおそれのある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

5 災害の未然防止対策（建設課・農地整備課・農林振興課）

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(1) 河川堤防等の巡視

本町は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

(2) 道路パトロール、事前規制等の措置

町は、所管の道路について、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

(3) 異常現象の通報（住民等）

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した住民等は、その旨を町長または警察官に通報しなければならない。

(4) 町内雨量観測所一覧

観測所名	観測所設置場所	管 理 者	備 考
高千穂町役場	三田井 1 3	高 千 穂 町	高千穂町役場敷地内
岩戸 五ヶ村		〃	五ヶ村公民館敷地内
河内 小河内	河内 9 5 1	〃	
上岩戸	上岩戸 5 3 2	〃	旧上岩戸小学校敷地内
田原	上野 2 5 3 5	宮 崎 県	上野 黒口公民館
西臼杵支庁	三田井 2 2	〃	西臼杵支庁
烏帽子岳	向山 3 4 7 4	〃	
岩戸		〃	岩戸出張所前
岩戸 土呂久		〃	土呂久 惣見
押方	押方 1 3 2 2	国土交通省	南平団地内
高千穂	押方 8 4 2 - 1	気 象 庁	下押方公民館

【河川管理者等】

河川管理者、農業用排水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、せき等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させる。

第2節 活動体制の確立

町は、風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速・かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、災害発生に至るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、それぞれの組織が活動しやすい環境づくりに配慮する。

1 対策

(1) 情報連絡本部の設置（総務課）

次の場合は、総務課長を本部長とする情報連絡本部を設置し、消防防災係を主とする総務課職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

ア 大雨警報または洪水警報が発表されたとき

イ その他、総務課長が必要と認めたとき

(2) 災害警戒本部の設置（総務課）

町災害対策本部が設置される前の災害対策に関し、次の場合は、総務課長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

ア 大雨警報または洪水警報発表時で、被害が発生し、または発生のおそれのあるとき。

イ その他、総務課長が必要と認めたとき

※ 本町は、熊本県、大分県の県境に位置するため、宮崎地方気象台の情報のみならず他県の気象情報等も十分考慮した対応が必要である。

(3) 災害対策本部の設置（総務課）

ア 以下の場合は町長を本部長とする災害対策本部を設置する。

① 台風が本町を直撃することが明らかなとき

② 台風の通過により本町が暴風域に入ることが明らかで、かなりの被害が予想されるとき

③ 大雨警報または洪水警報発表時で、梅雨または秋雨前線の活発化等により相当の被害が発生し、または発生のおそれのあるとき

④ その他、町長が必要と認めたとき

イ 災害応急対策を一応終了し、または災害発生のおそれがなくなり、本部による対策実施の必要がなくなったとき本部を解散、撤去する。

(4) 災害対策本部の組織等（全課）

ア 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長には町長を、副本部長には副町長をもって充てる。ただし、町長に事故があるとき、または町長が欠けたときは次の順位で職務を代理する。

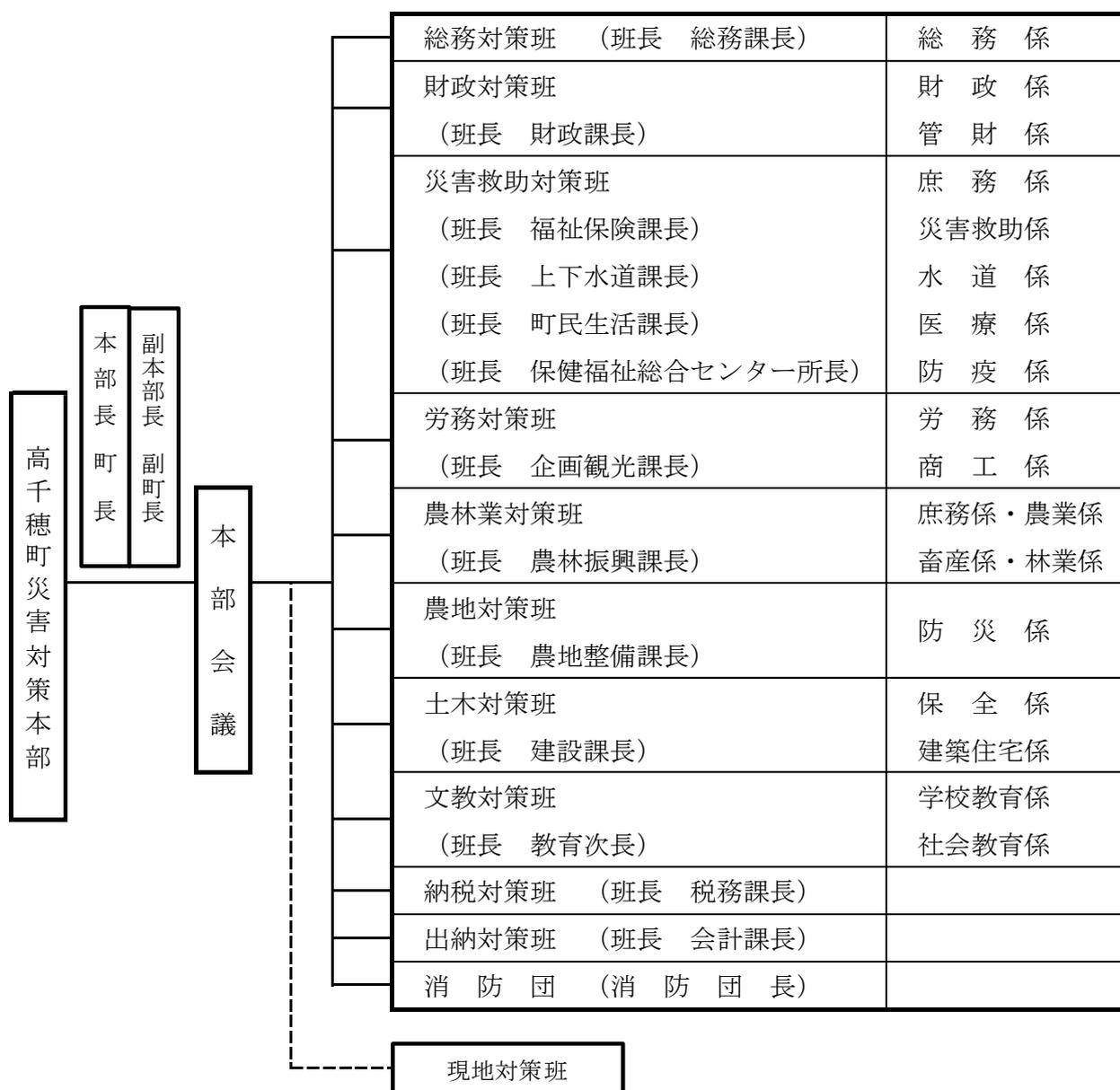
第1順位 副町長 第2順位 総務課長 第3順位 総務課長補佐

イ 災害対策本部に別表に掲げる対策班及び対策班長を置く。

ウ 災害対策本部に災害対策本部会議を置き、本部長、副本部長及び各対策班長をもって構成する。

エ 災害対策本部に災害対策本部連絡員（非常時連絡員を兼ねる。）を置く。

高千穂町災害対策本部組織図



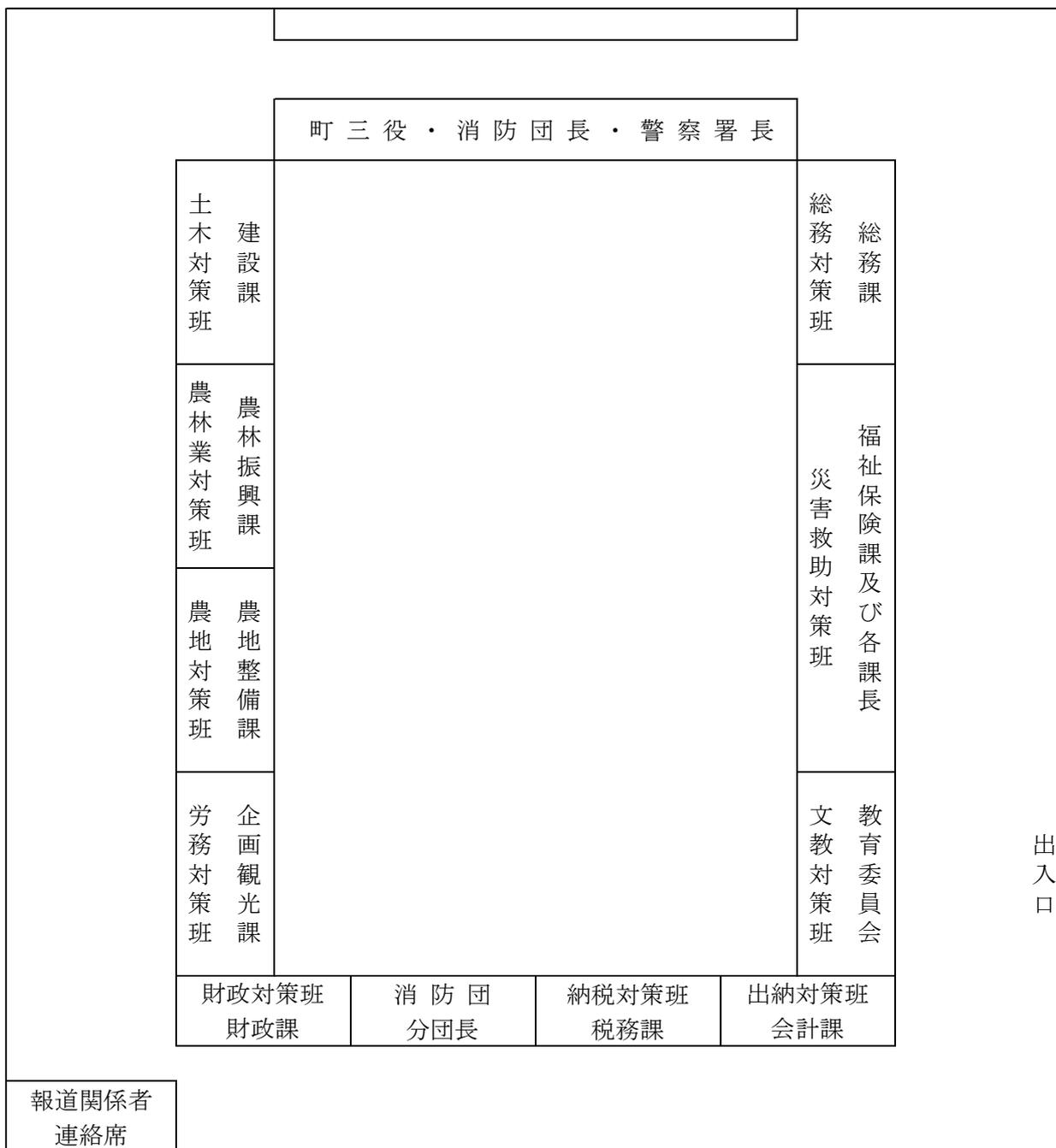
オ 災害対策本部の班の任務分担、分掌事務は次のとおりとする。

班名	係名	分掌事務
総務対策班 (班長： 総務課長)	総務係	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の庶務に関すること ・本部会議に関すること ・防災会議その他関係団体との連絡等に関すること ・警報等の伝達及び災害広報に関すること ・災害情報の収集及び伝達報告に関すること ・避難の勧告・指示に関すること ・災害情報及び被害（人的被害・住家屋等被害を含む。）の収集、集計及び報告に関すること ・災害応急対策のとりまとめ伝達報告に関すること ・災害調書の作成配布に関すること ・関係機関、団体に対する協力並びに応援要請に関すること ・消防団の出動及び活動（災害救出を含む。）に関すること ・自衛隊の災害派遣要請に関すること ・災害時の輸送に関すること ・災害時食料の確保に関すること ・災害関係文書の受理配布に関すること ・本部各班及び総務対策班内の連絡調整に関すること ・その他各班に属さない事項 ・庁舎の整備及び庁内停電時の災害対策に関すること
財政対策班 (班長 財政課長)	財政係	・災害対策の予算及び資金に関すること
	管財係	<ul style="list-style-type: none"> ・町有財産管理に関すること ・その他本部の事務に必要な施設の整備に関すること
災害救助 対策班 (班長 福祉保険課長・ 町民生活課長・ 上下水道課長・ 保健福祉総合 センター所長)	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> ・救助及び支援に係る各班との連絡調整に関すること ・ボランティアとの連絡及び支援に関すること ・救援物資の受付・配布等に関すること
	災害救助係	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助に関すること ・出先施設の被害調査・災害対策に関すること ・社会福祉施設の被害調査・災害対策に関すること ・災害救助対策班内の連絡調整に関すること
	水道係	・水道及び下水道施設の被害調査・災害対策に関すること (上下水道課)
	医療係	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の医療、医療施設の維持に関すること ・災害時の防疫及び環境衛生清掃に関すること ・医療施設の被害調査に関すること ・医療施設の災害対策に関すること ・廃棄物等の処理に関すること
※ 町民生活課・保健福祉総合センター職員は災害救助対策班に属する		
労務対策班 (班長 企画観光課長)	労務係	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策のための労務者に関すること ・災害に関連した失業者の対策に関すること
	商工係	<ul style="list-style-type: none"> ・商工観光業の被害調査・災害対策に関すること ・商工業者からの物資提供に関すること ・被災商工観光業者に対する融資に関すること

農林業対策班 (班長 農林振興課長)	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> ・被災農家の災害融資に関すること ・農林業対策班内の連絡調整に関すること
	農業係	<ul style="list-style-type: none"> ・被害農家の営農指導に関すること ・農作物及び農業用施設の被害調査・災害対策に関すること
	畜産係	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜及び畜産施設の被害調査・災害対策に関すること
	林業係	<ul style="list-style-type: none"> ・治山施設や林道等の被害調査・災害対策に関すること ・林産物及び林産施設の被害調査・災害対策に関すること ・貯木・流木の災害対策に関すること ・被災林業者の災害融資に関すること
農地対策班 (班長 農地整備課長)	防災係	<ul style="list-style-type: none"> ・農地に関する被害調査・災害対策に関すること ・所管の農業用施設の被害調査・災害対策に関すること
土木対策班 (班長 建設課長)	保全係	<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設（道路含む。）の被害調査・災害対策に関すること
	建築住宅係	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の被害調査・災害対策に関すること ・被害住宅の復興資金に関すること ・町営住宅に関すること
文教対策班 (班長 教育次長)	学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育施設の被害調査・災害対策に関すること ・児童生徒の安全及び避難対策に関すること ・災害時の応急教育に関すること ・教育関係義援金品の配布に関すること ・文教対策班内の連絡調整に関すること ・被災児童・生徒の学用品に関すること
	社会教育係	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設の被害調査・災害対策に関すること ・文化財の被害調査に関すること ・災害活動に協力する社会教育団体との連絡調整に関すること
納税対策班 (班長 税務課長)	納税係	<ul style="list-style-type: none"> ・被災納税者の調査に関すること ・被災納税者の減免等に関すること ・その他被災世帯の納税相談に関すること
出納対策班	会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金の保管に関すること ・災害時における支出に関すること
消防団	消防団長	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動に関すること
現地対策班	その都度指定	<ul style="list-style-type: none"> ・現地の災害対策に関すること

- カ 本部は役場庁舎内に設置する。
 本部の室内配置は、次のとおりとする。

災害対策本部会議配置図



2 職員の参集及び動員（全課）

(1) 配備体制

町は、災害の規模及び被害の程度等によって、次の基準に基づき、3種類の配備体制をとる。

動員人員配備体制

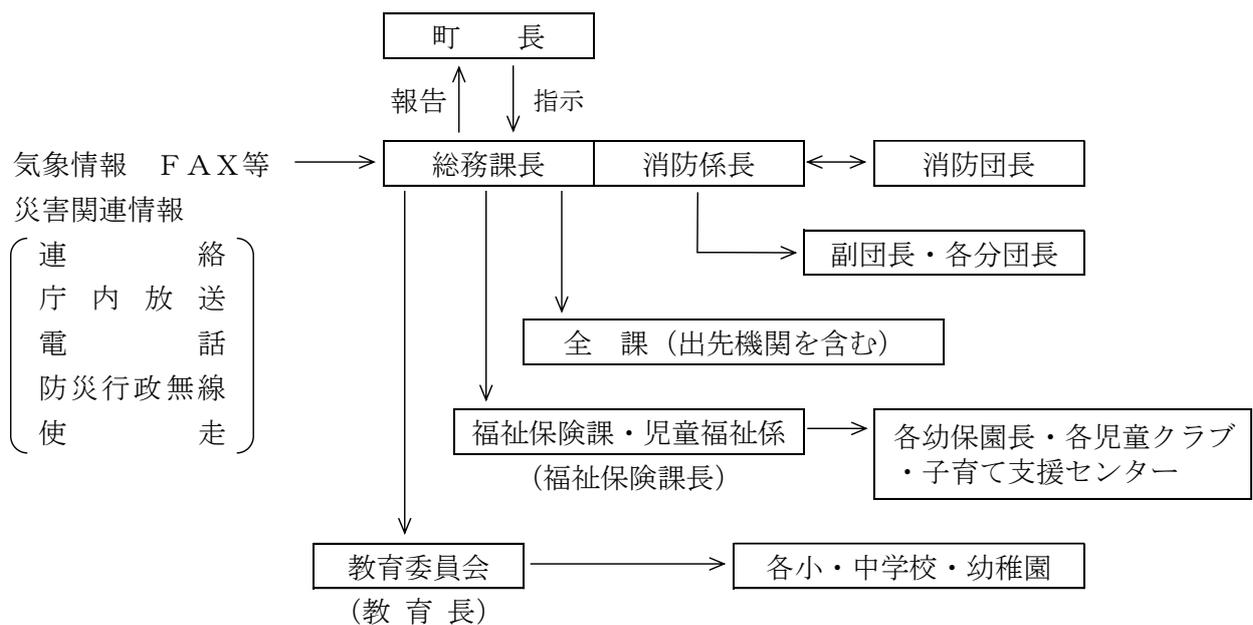
区 分	1号配備 (情報連絡員配備)	2号配備 (災害警戒配備)	3号配備 (災害対策本部設置)
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆大雨警報または洪水警報が発表されたとき ◆近隣で前兆現象を発見したとき ◆連続雨量が250mm以上に達するとき ◆24時間雨量が100mm以上に達するとき ◆時間雨量20mm以上が3時間以上予想される ◆本町が台風の暴風域に入る予報のとき <p>その他、総務課長が必要と認めるとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆近隣で前兆現象を発見したとき ◆軽微な規模の災害、若しくは局地的な災害が発生するおそれがあるとき ◆避難勧告を発令するおそれがある場合 ◆土砂災害警戒情報のレベル2が発表され、かつ時間雨量30mm以上が2時間以上予想されるとき ◆本町が台風の暴風域に入る予報で、かつ、予報円の中心付近が本町を通過する予報のとき <p>その他、総務課長が必要と認めるとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆近隣で土砂災害が発生したとき ◆相当規模の災害が発生、若しくは災害の規模が拡大するおそれがあるとき ◆本町が台風の暴風域に入る予報で、かつ、予報円の中心付近が本町を通過する予報のとき <p>その他、町長が必要と認めるとき。</p>
主な対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆情報の収集・伝達 ◆自主避難の呼び掛け 	<ul style="list-style-type: none"> ◆情報の収集・伝達 ◆水防活動 ◆避難勧告・指示及び誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ◆情報の収集・伝達 ◆水防活動 ◆避難勧告・指示・誘導 ◆災害対策本部の設置 ◆その他被害状況に対応した活動
配備内容	関係各課の連絡担当職員が配置につき、その他の職員は待機の体制をとる。	各課のおおむね半数の職員が配置につく。	各課の職員全員が配置につく。
課 名	動 員	動 員 (人)	動員 (動員可能人数)
総 務 課	総務課長・消防防災係	5	全 員 (11)
企画観光課	広報係	3	全 員 (15)
福祉保険課	社会福祉係	4	全 員 (14)
建 設 課	保全係・道路建設係	8	全 員 (13)
農林振興課	林業土木係	8	全 員 (17)
農地整備課	防災係	7	全 員 (7)

課名	動員	動員(人)	動員(動員可能人数)
教育委員会	—	5	全員(12)
財政課	—	2	全員(13)
税務課	—	5	全員(11)
町民生活課	—	2	全員(9)
会計課	—	2	全員(4)
上下水道課	—	6	全員(11)
議会事務局	—	1	全員(3)
保健福祉総合センター	—	5	全員(23)

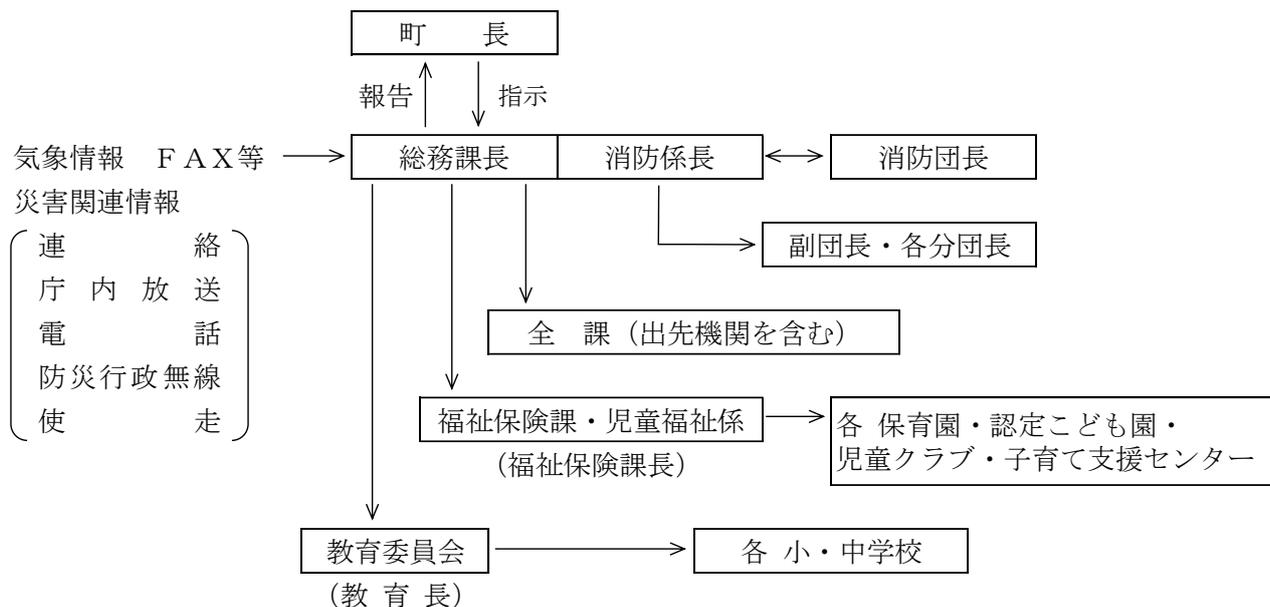
※ 福祉保険課・町民生活課・保健福祉総合センター及び上下水道課職員は「災害救助対策班」に属し、各課連携を保ち、災害救助係・水道係・医療係の事務分掌に基づき分担し、救護体制を強化する。

(2) 配備体制の伝達系統

ア 勤務時間内の伝達系統



イ 勤務時間外の伝達系統



(3) 職員の自主参集

あらかじめ定められた職員は、災害の発生を認知したときは、「(1) 配備体制」に基づいて直ちに登庁し、

- ア 災害に関する情報の収集
- イ 人的及び物的な被害に関する情報の収集
- ウ その他応急対策に関する業務に従事するものとする。

(4) 職員の動員

ア 動員の指示

町長は、災害が特に大規模で職員参集・配備基準により難いと認めるとき、または災害応急対策の体制を確立するうえで必要があると認めるときは、職員の動員を指示するものとする。

町長は、職員参集・配備基準に基づいて体制が執られている場合においても、災害応急対策の万全を期すため必要があると認めるときは、状況に応じて動員の指示を発して体制の強化を行うものとする。

イ 動員の伝達

動員の指示は、勤務時間内においては市内放送及び市内電話により行うものとする。

ウ 情報の伝達

動員の指示を発する場合においては、災害及び被害の状況のほか、職員の参集場所、服装、携帯品等の必要な情報をあわせて伝達するものとする。

(5) 体制確立時の報告

自主参集または動員により、災害応急対策の執務体制を確立した所属は、その状況を速やかに災害対策本部に報告のうえ、連携を強化して災害対策を推進するものとする。

(6) 県等への報告・通報

町は、町災害対策本部を設置し、または廃止したときは、直ちに、県（県災害対策本部設置前には危機管理局、県災害対策本部設置後には総合対策部連絡調整班）にその旨を報告するとともに、警察署に通報する。

第3節 水防計画

風水害時は、河川の増水、傾斜地崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、町は、水防団（消防団）等を出動させ、県をはじめ必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施し、被害の軽減を図る。

1 水防組織

水防団の組織及び事務分掌については、本章第2節「活動体制の確立」の災害対策本部の組織及び事務分掌に準ずる。

2 水防団（消防団）の出動、住民への避難呼び掛け（町長、総務課）

水防管理者（町長）は、水防計画に基づき、次に示す基準により消防団の出動準備または出動の指令を出し、水防活動を適切に行わせる。

なお、水防団（消防団）の出動基準及び住民への避難の呼び掛け、避難勧告等の発令基準については、『避難勧告等の判断・伝達マニュアル』にて定める。

3 水防巡視（総務課、建設課）

(1) 水防管理者（町長）は、「出動準備」の状況になった場合は、直ちに団長を通して、各河川の水防受持区域の消防分団長に対し、必要団員を招集し、河川の巡視を行うよう指示する。

(2) 河川水位が通報水位または警戒水位に達した旨の通報があったときは、直ちに団長を通して関係消防分団長に通報するとともに4に定める「水防信号」等により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動等に当たらせる。

(3) 水防管理者（町長）は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として巡視し、特にその状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに西臼杵支庁及び本町に連絡するとともに水防作業を開始する。

(4) 河川水害危険区域は、「高千穂町災害危険箇所台帳」に記載のとおりである。

4 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は次に掲げるものとする。

(1) 警戒信号（水防第1信号）

氾濫注意水位に達したことを知らせるもので、水防（消防）団幹部の出動を行い水防資機材の整備点検を知らせるもの。

(2) 出動信号（水防第2信号）

水防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

(3) 協力信号（水防第3信号）

当該水防団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

(4) 避難信号（水防第4信号）

必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

区分 \ 方法	警 鐘 信 号			サ イ レ ン 信 号			
(水防第1信号) 警 戒 信 号	○休止	○休止	○休止	約5秒 ○	約15秒 休 止	約5秒 ○	約15秒 休 止
(水防第2信号) 出 動 信 号	○○○	○○○	○○○	約5秒 ○	約6秒 休 止	約5秒 ○	約6秒 休 止
(水防第3信号) 協 力 信 号	○○○○	○○○○	○○○○	約10秒 ○	約5秒 休 止	約10秒 ○	約5秒 休 止
(水防第4信号) 避 難 信 号	乱 打			約1分 ○	約5秒 休 止	約1分 ○	約5秒 休 止

(備考) 1 信号は適宜の時間継続する。

2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。

3 危険がなくなったときは口頭伝達により周知させる。

5 水防解除（町長、総務課）

水防管理者（町長）は、水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、これを一般住民に周知するとともに、西臼杵支庁土木課及びその他の事務所に対しその旨を通報する。

【県】この通報を受けた西臼杵支庁等は直ちに県水防本部に報告する。

6 水位観測箇所（西臼杵郡内）

観 測 所 名	観測所所在地	観測所の 管 理 者	水防団待機水位 (量水標の読み)	避難判断水位 (量水標の読み)	活動対象市町村
貫原橋	五ヶ瀬町三ヶ所	県	1. 3 0	2. 9 0	五ヶ瀬町
音の谷吊橋	高千穂町三田井	〃	5. 4 0	6. 5 0	高千穂町・日之影町
日之影橋	日之影町岩井川	〃	0. 8 0	5. 3 0	日之影町

【県】

知事は、宮崎地方気象台長から気象状況の通知を受けた場合において、洪水等のおそれがあると認めるときは、そのときから洪水または高潮等に対する危険がなくなるまでの間、宮崎県水防本部を県庁内（土木部河川課）に置き、水防業務の総括に当たるものとする。なお、水災に関して宮崎県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の一環として、同時に水防本部が設置されたものとする。

第4節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害応急対策を推進するうえで、被害情報の収集・伝達、分析は極めて重要である。初動段階では被害に関する細かい数値より災害全体の概要を知ることにより全力を挙げる必要がある。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となるので、待ちの姿勢ではなく、あらゆる情報手段を駆使して積極的な情報収集を行う。それでも困難な場合は、被災現場に人員を派遣し情報収集を行うことが大事である。

なお、これらの前提となる通信の確保に万全を期さなければならない。

1 災害情報の収集・連絡（総務課）

(1) 被害状況の早期把握

災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報、応急対策活動情報を防災関係機関が共有することが極めて重要であり、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達する。

(2) 第1次情報等の収集

ア 各機関の報告に基づく概況把握

町は、災害発生後直ちに被害概況の把握を行い、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。報告は、災害対策支援情報システムにより行うこととし、事情によりシステムが使用できない場合には、電話、FAX等により行う。

なお、通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接消防庁へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、県、町、防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

(3) その他の手段による情報の収集

ア 参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

イ テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

ウ 日本アマチュア無線連盟宮崎県支部等の協力を得て、情報を収集する。

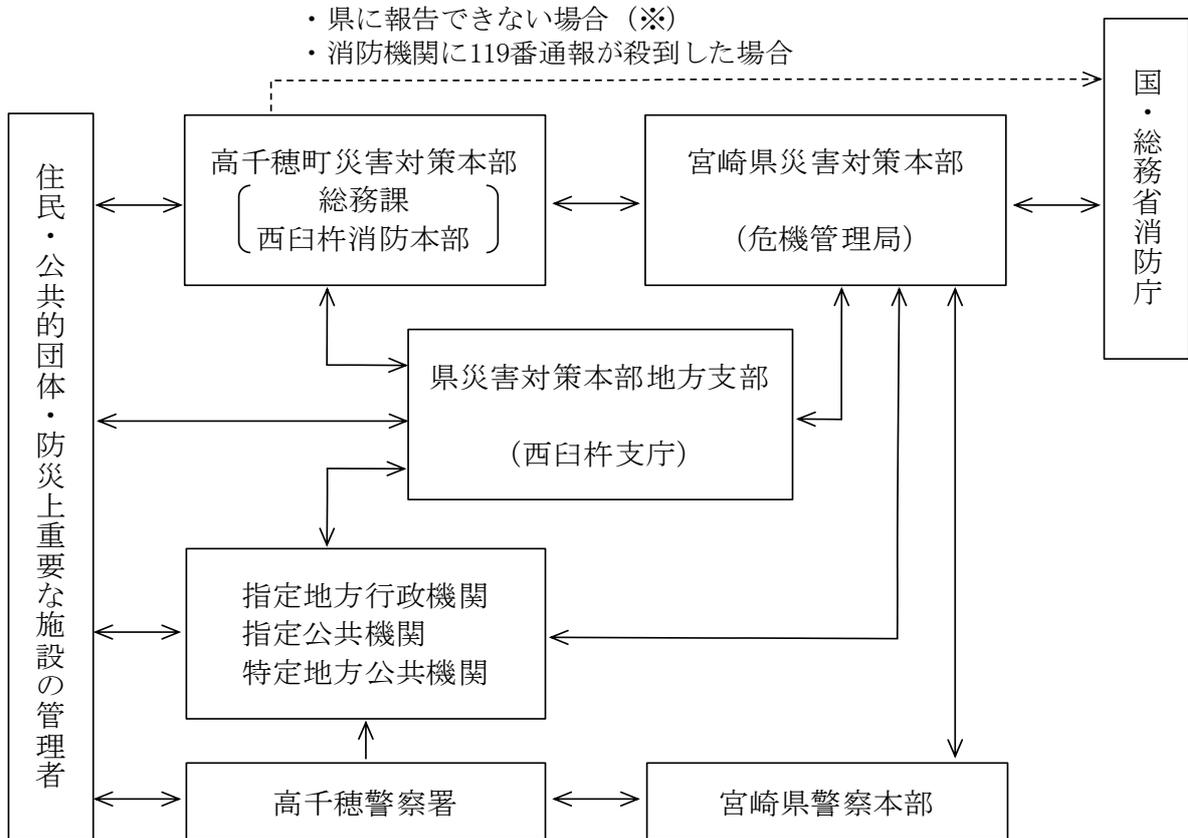
エ タクシー会社、トラック会社、警備会社、建設会社等の民間企業等の協力を得て、情報を収集する。

オ 隣接町村、郵便局、農業協同組合、森林組合等の協力を得て情報を収集する。

(4) 被害情報、応急対策活動情報の連絡

町（災害対策本部）は、被害情報、応急対策活動等の情報をとりまとめ、必要防災関係機関に情報を提供する。

ア 情報伝達の流れ



（※）は、県災害対策本部が設置されない場合を示す。

イ 被害情報等の伝達手段

町（災害対策本部）は、次の手段により被害情報等を伝達する。

- ① 被害状況等の報告は、災害対策支援情報システムにより行う。事情によりシステムが使用できない場合には、電話、FAXその他最も迅速かつ確実な手段を使うものとする。
- ② 有線が途絶した場合は、防災行政無線、NTT災害対策用無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- ③ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

ウ 情報収集伝達の要領

被害情報、応急対策活動情報の収集伝達は、災害状況の推移に応じて、次の要領により行う。

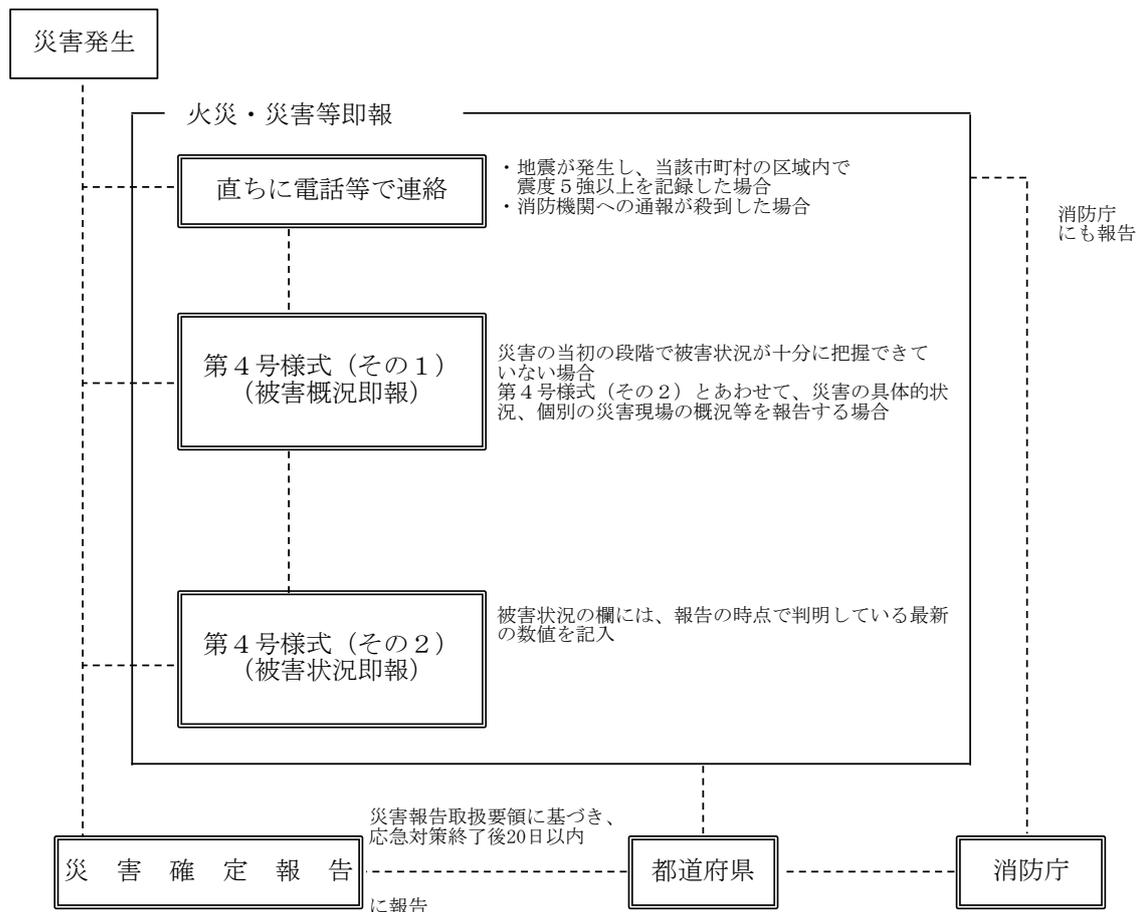
① 即報

災害発生後速やかに、被害の有無、町災対本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

② 確定報

応急対策終了後 20 日以内に報告

③ 事務処理フロー



	平日	夜間・休日
報告先 消防庁	(NTT回線) 03-5253-7527	(NTT回線) 03-5253-7777
	03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7553 (FAX)
	(消防防災無線) 90-49013	(消防防災無線) 90-49012
	90-49033 (FAX)	90-49036 (FAX)
	(地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-90-49013	(地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-90-49102
	TN-048-500-90-49033 (FAX)	TN-048-500-90-49036 (FAX)

(参考) 火災・災害報告取扱要領

第4号様式(その1)

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の 設置状況	(都道府県)			(市町村)					

(注) 第一報については、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<第4号様式—その1（災害概況即報）>

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

- ① 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- ② 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- ③ 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- ④ 火山噴火については、噴火の状況及び火山弾、火山灰等の概況
- ⑤ その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。なお、災害救助法の適用基準については、特に人的被害及び住家被害を受けた世帯数の把握が不可欠であるので、その把握に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、市町村（消防機関を含む。）及び県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。

また、県知事が自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請した場合には、その要請日時、要請の内容、自衛隊の派遣状況等について記入すること。

(参考) 災害概況即報

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都道府県		区 分			被 害				
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		第 報	そ	田	流失・埋没	ha		
					冠	水	ha		
報 告 者 名			(月 日 時現在)	の	畑	流失・埋没	ha		
					冠	水	ha		
				他	文 教 施 設	箇所			
					病 院	箇所			
				被 害	道 路	箇所			
					橋 り よ う	箇所			
人 的 被 害	死 者		人	の	河 川	箇所			
	行 方 不 明 者		人		港 湾	箇所			
	負 傷 者	重 傷			人	砂 防	箇所		
		軽 傷			人	清 掃 施 設	箇所		
住 家 被 害	全 壊		棟	他	崖 く ず れ	箇所			
			世帯		鉄 道 不 通	箇所			
			人		被 害 船 舶	隻			
	半 壊		棟		水 道 戸				
			世帯		電 話	回線			
			人		電 気 戸				
	一 部 破 損		棟		ガ ス 戸				
			世帯		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
			人						
	床 上 浸 水		棟		り 災 世 帯 数	世帯			
			世帯		り 災 者 数	人			
			人		火 災 発 生	建 物	件		
非 住 家	公 共 建 物		棟	そ の 他	危 険 物	件			
	そ の 他		棟		そ の 他	件			

区 分		被 害	災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都道府県							
公立文教施設	千円										
農林水産業施設	千円										
公共土木施設	千円										
その他の公共施設	千円										
小 計	千円										
公共施設被害市町村数		団体		市町村							
そ の 他	農 業 被 害	千円									
	林 業 被 害	千円									
	畜 産 被 害	千円						災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名			
	水 産 被 害	千円									
	商 工 被 害	千円									
				計	団体						
そ の 他	千円		消防職員出動延人数		人						
被 害 総 額	千円		消防団員出動延人数		人						
備 考	災害発生場所										
	災害発生年月日										
備 考	災害の種類・概況										
	応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 										

<第4号様式—その2（被害状況即報）>

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部設置市町村名

市町村ごとに、設置及び解散の日時を記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には、次の事項について記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名または地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時または期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

- ・消防、水防、救急・救助、避難誘導等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティアの活動状況 等

オ 119番通報件数

10件単位で記入すること。

<被害状況判定基準>

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、概ね次の基準によるものとする。

被害区分		判定基準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1箇月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	災害のため医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1箇月未満で治療できる見込みの者とする。
2 住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）、同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	「半壊」の基準のうち、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
一部破損	全壊、大規模半壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもの。	

被害区分		判定基準
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
3 非住家被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
5 その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園
	崖崩れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
ブロック塀等	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。	

被害区分		判定基準
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生活を一にしている世帯とする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震または火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
5 その他の被害	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁官、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

④ 情報収集・伝達活動

a 町域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、被害概況即報及び被害状況即報の様式を用いて県の災害対策地方支部、その他必要とする機関に対して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、確定報を用い災害応急対策完了後20日以内に行う。

(a) 町災害対策本部が設置されたとき

(b) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

(c) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき

(d) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

b 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県災害対策本部に直接連絡をとる。

なお、県（災害対策本部）に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告し、報告後速やかにその内容について連絡する。

c 災害規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

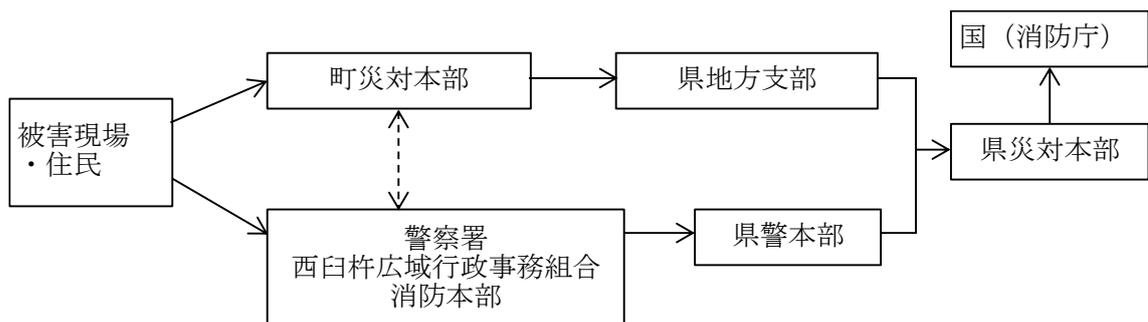
d 消防庁へ直接報告

地域住民から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。

⑤ 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、次の要領で情報の収集・伝達を実施する。

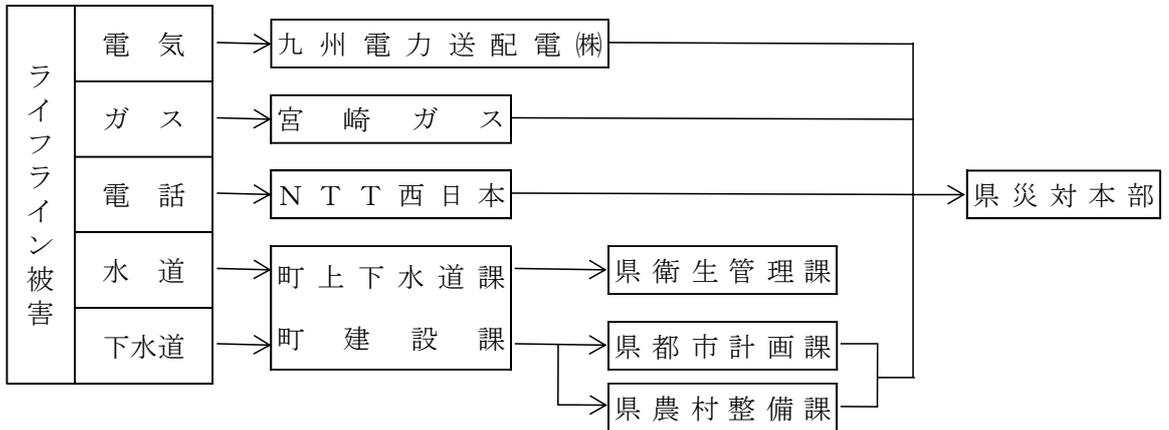
a 情報収集・伝達系統1（死者、負傷者、建物被害、その他の被害）



b 情報収集・伝達系統2 (道路被害)



c 情報収集・伝達系統3 (ライフライン被害)

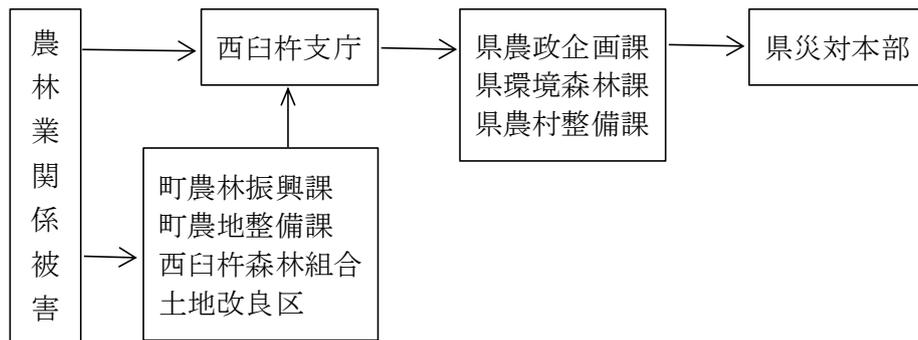


d 情報収集・伝達系統4 (河川・ダム)

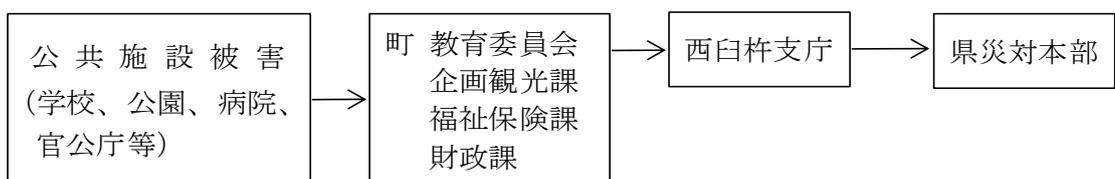


e 情報収集・伝達系統5

(農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地)



f 情報収集・伝達系統6 (その他公共施設)



(5) 被害状況等の集約

町災害対策本部は、被害状況等の情報を集約し、とりまとめる。

被害状況等の調査責任機関

調査事項	担当課	担当係	協力機関
概況速報	総務課	消防防災係	公民館長等
人的及び住家の被害状況報告	〃	〃	〃
社会福祉施設の被害状況報告	福祉保険課	社会福祉係 児童福祉係	施設管理者
	保健福祉総合センター	介護保険係	
公共土木施設の被害状況報告 都市施設被害状況報告	建設課	保全係 まちづくり推進係	公民館長等 施設管理者
町有財産の被害状況報告	財政課	管財係	
清掃施設被害状況報告	町民生活課	生活環境係	施設管理者
観光・水産施設の被害状況報告 商工関係被害状況報告	企画観光課	観光振興係 商工振興係	商工会
農業・畜産及び農業用施設被害状況報告 林業関係被害状況報告	農林振興課	農業振興係 園芸特産係 畜産係 林業係 林業土木係	農業協同組合 森林組合
農地・農業用施設被害状況報告	農地整備課	防災係	土地改良区
水道施設被害状況報告 下水道施設の被害状況報告	上下水道課	工務係 下水道係	関係業者 施設管理者
感染症関係報告	福祉保険課 保健福祉総合センター		高千穂保健所
教育施設被害状況報告	教育委員会		各学校長
火災速報	総務課	消防防災係	高千穂警察署
水害等速報	〃	〃	水防関係機関

(6) 住民への広報

ア 広報活動

① 広報内容

a 被災地住民に対する広報内容

町は、被災地の住民や災害の発生により交通機能等が停止し、速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の行動に必要な次の情報を優先的に広報する。

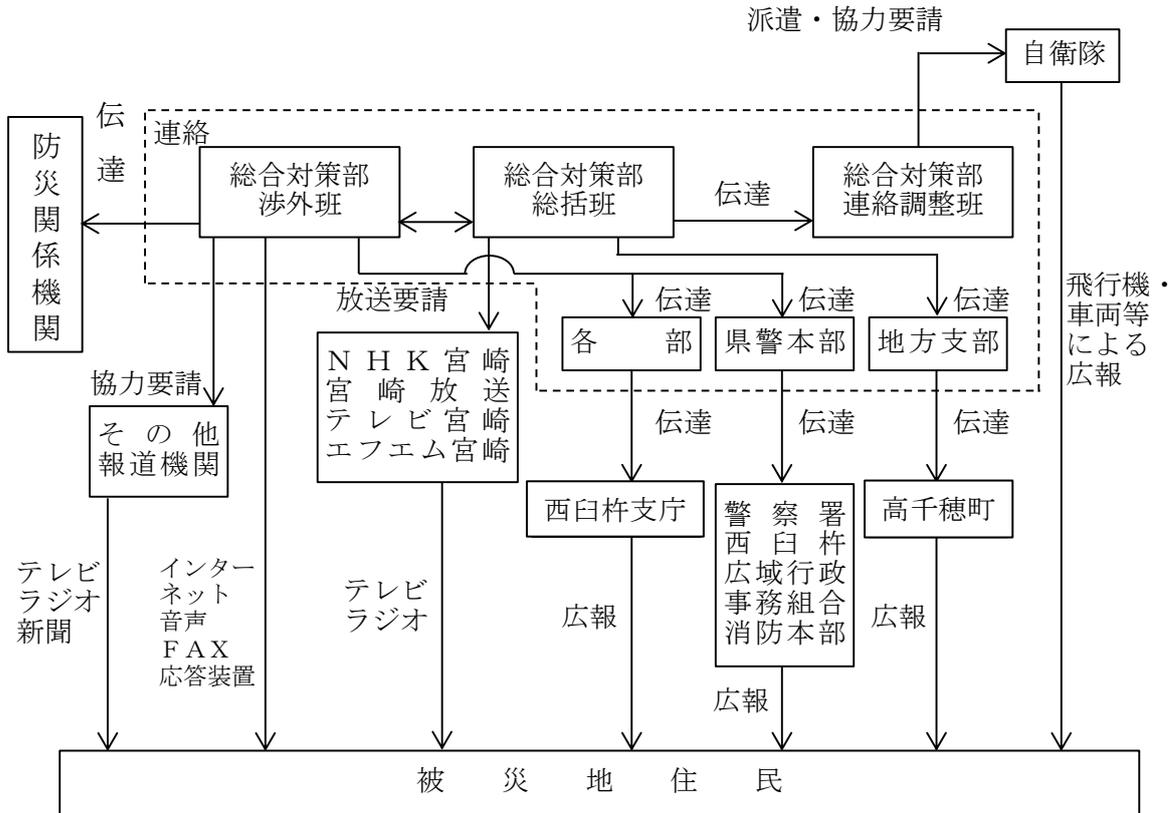
- (a) 火災防止の呼びかけ(通電火災の防止、ガス漏れの警戒、放火警戒等)
- (b) 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- (c) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- (d) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (e) 近隣の助け合いの呼びかけ
- (f) 公的な避難所(福祉避難所)、救護所の開設状況
- (g) 電気、電話、ガス、上下水道の被害状況、復旧状況
- (h) バスの被害状況、運行状況
- (i) 救護実施、食料、水の配布等の状況
- (j) し尿処理、衛生に関する情報
- (k) 被災者への相談サービスの開設状況
- (l) 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- (m) 臨時休校等の情報
- (n) ボランティア組織からの連絡
- (o) 全般的な被害状況
- (p) 防災関係機関が実施している対策の状況

b 被災地外の住民に対する広報内容

町は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするため他機関に対し協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- (a) 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- (b) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- (c) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (d) 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- (e) ボランティア活動への呼びかけ
- (f) 全般的な被害状況
- (g) 防災関係機関が実施している対策の状況

② 広報手段



a 報道機関への依頼

町の応急対策活動支援に関する広報を報道機関に依頼する場合は、県に要請し、県はその旨を報道機関に対して依頼する。

b 町独自の手段による広報

町が所有する人員、資機材すべてを活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては次のようなものがある。

- (a) 防災行政無線（同報系・戸別受信機）
- (b) 県防災救急ヘリコプターによる呼びかけ
- (c) 警察ヘリコプターによる呼びかけ
- (d) 広報車による呼びかけ
- (e) ハンドマイク等による呼びかけ
- (f) ビラの配布
- (g) 有線放送
- (h) 携帯電話（緊急速報メールを含む。）
- (i) インターネット
- (j) 立看板、提示板

c 自衛隊等への広報要請

町は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、県を通じて、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

イ 報道機関への対応

① 報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、可能な範囲で提供する。

② 報道機関への発表

災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、町長（災害対策本部長）が必要と認める情報について速やかに実施する。発表に当たっては、原則として県災害対策本部と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

また、自衛隊その他の機関の広報との連携・協力についても考慮する。

2 通信手段の確保（総務課）

(1) 専用通信設備の運用

ア 有線通信設備及び町防災行政無線を有効に機能させるために、災害後直ちに設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。

イ 本町における防災行政無線は次のとおりである。

① 同報系設備

- a 基地局 ぼうさい たかちほちょう やくば
- b 周波数 F 3 E 5 9 . 8 4 kHz 送信出力10W
- c 同報子局 屋外拡声器 9基（下記のとおり）
戸別受信機 全戸に設置済み

固定系屋外受信設備設置箇所

番号	設置箇所	設置公民館区
1	役場本庁	町 区公民館
2	下押方公民館横	下押方 //
3	黒仁田公民館横	黒仁田 //
4	第1分団第3部消防機庫跡地	三田井東 //
5	下野西集落センター横	下野西 //
6	上野出張所駐車場横	上 野 //
7	笹の戸公民館横	笹の戸 //
8	上岩戸富の尾バス停先	日 出 //
9	田原小学校敷地内	河 内 //
10	旧五ヶ所小学校体育館横	五ヶ所 //
11	山附公民館横	山 附 //
12	秋元公民館下	秋 元 //
13	黒原公民館横	黒 原 //

ウ 県総合情報ネットワークの活用

災害時に、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県庁を中核に県出先機関、町、消防団及び日赤、自衛隊等の防災機関との間で開設している被災による不通のおそれが少ない県総合情報ネットワークを活用する。

(2) 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障を生じる場合は次のような代替通信手段を用いる。

ア NTT西日本の災害時優先電話

災害時に重要通信を行う消防、警察、気象・情報等の機関については、一部の電話回線を予め交換機の優先発信グループに收容しており、幅湊時に規制状態となっても優先的に通話可能としている。災害時優先電話への收容については、NTT西日本宮崎支店へ依頼する。（災害時優先電話は総務課、警備員室に設置）

イ NTT西日本の非常・緊急通話の利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難な場合で応急対策等のため必要があるときは電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話または電報を利用する。

- ① 非常通話とは、集中豪雨、台風等により非常事態が発生した場合（または、発生のおそれがある場合）、救援、交通、通信、電力の確保や、秩序維持のための通話である。
- ② 緊急通話とは、上記の非常事態のほか緊急事態が発生した場合、救援、復旧等のための通話である、いずれの通話もあらかじめNTT西日本に電話番号を登録しておくことは必要である。
- ③ 電報に関しても通話と同様に非常、緊急電報を設ける。

<非常・緊急通話を利用できる機関例>

非常通話	<ul style="list-style-type: none"> ・気象機関相互間 ・水防機関相互間 ・消防機関相互間 ・水防機関と消防機関相互間 ・災害救助機関相互間 ・消防機関と災害救助機関相互間 ・輸送、通信、電力供給の確保に直接関係のある機関相互間 ・警察機関相互間等
緊急通話	<ul style="list-style-type: none"> ・予防、救援、復旧等に直接関係のある機関相互間 ・緊急事態発生の事実を知ったものと前項の機関との間 ・犯罪が発生または発生のおそれがあることを知った者と警察機関との間 ・選挙管理機関相互間 ・新聞社、放送事業者または通信社の機関相互間等 ・水道・ガス供給の確保に直接関係がある機関相互間等

<非常・緊急通話の利用方法>

102をダイヤルして、オペレータ応答後、次の内容を告げる。

- ・ 非常扱い、緊急扱いを告げる
- ・ 登録された電話番号と災害対策本部等の正式名称
- ・ 相手の電話番号
- ・ 通話の内容

ウ 携帯電話等の利用

迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話等の効果的な利用を行う。

エ 非常無線通信の実施

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線電話を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときに電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定により無線局は、非常無線通信（以下「非常通信」という。）を行うことができる。

なお、非常通信は、無線局の免許人自らが発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。

① 利用資格者

原則として、非常通信はだれでも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

② 非常通信の依頼先

宮崎地区非常通信協議会加入の無線局または最寄りの無線局に依頼するが、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく必要がある。

③ 非常通信としての通信内容

非常通信の内容は次のとおりである。

- a 人命の救助、避難者の救護に関するもの
- b 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
- c 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- d 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの
- e その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関して緊急措置を要するもの

④ 発信の手続き

発信した通信文を、次の順序で電報頼信紙（なければ普通の用紙でも可）にカタカナまたは普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

- a 宛先の住所、氏名（職名）及び分かれば電話番号
- b 本文（200字以内）、末尾に発信人名（段落で区切る）
- c 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また余白の末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

オ 他機関の通信設備の利用

公衆電気通信設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第20条、消防組織法（昭和22年法律第226号）第41条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備または無線通信設備を利用することができる。

この場合は、事前に関係機関と協議しておく。使用できる主な機関は、下記のとおりである。

通信設備が優先利（使）用できる機関名

通信設備設置機関	申 込 み 窓 口
県(総合情報ネットワーク)	県危機管理室・西臼杵支庁・各土木事務所
県警察本部	県警察本部－通信司令室長・各警察署－署長
九州地方整備局	情報通信技術課長・河川国道事務所長等
大阪航空局宮崎空港事務所	その都度依頼する
宮崎地方气象台	その都度依頼する
J R九州鹿児島支社	駅長等
九州電力送配電（株）	各支店・配電所・営業所・電力所等
宮崎ガス	その都度依頼する
陸上自衛隊	その都度依頼する
航空自衛隊	その都度依頼する

カ 孤立防止対策用衛星電話の利用

災害時、交通手段、通信手段が途絶し孤立地区の発生が予想される。このため、西日本電信電話（株）は孤立防止対策用衛星電話を、NTTの各支店、市町村役場、農漁協、小学校等に常置しており、一般加入電話などの途絶に際してはこの衛星電話を利用する。なお、町内の設置箇所は上野出張所と田原出張所の2箇所である。

<利用方法>

●電話をかけるとき

★MODEランプ消灯時（オペレータ扱い）：通常はこの状態

- ① 受話器をはずします。
- ② 市外局番なしの「102番」をダイヤルします。
(注) MODEランプ消灯時は102、107以外は使用できません。
- ③ オペレータが出ましたら下記のことをお告げ下さい。
 - ・ 衛星電話からの通話であること。
 - ・ 非常扱いの通話または緊急扱いの通話の申込みであること。
 - ・ お客様の機関の名称
 - ・ 相手の電話番号
 - ・ お話になる内容
- ④ オペレータが通話を接続します。相手が出ましたらお話下さい。

★MODEランプ消灯時（自動接続）：災害時などに遠隔で設定

- ① 受話器をはずします。
- ② お話したい相手の電話番号を市外局番からダイヤルします。
- ③ 応答がありましたらお話下さい。

●呼び出しがあったとき

呼び出しベルが鳴りましたら受話器をお取り下さい。オペレータが通話をおつなぎします。

キ 防災相互通信用無線電話の活用

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

保有機関は、宮崎県、県内26市町村、県警察本部、九州地方整備局各出張所、宮崎海上保安部、自衛隊などである。本町にあっては、役場総務課と烏帽子岳無線中継局に設置してある。

ク 放送機能の利用

町は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線通信設備による通信ができない場合、または著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達及び予警報等の放送を日本放送協会宮崎放送局、株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎及び株式会社エフエム宮崎に要請する。

なお、町長の放送要請は、知事を通じて行う。

ケ 使送による連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災関係は、使送による連絡を確保する。

コ 自衛隊の通信支援

町は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、本章第5節「自衛隊災害派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続きを行う。

サ アマチュア無線ボランティアの活用

① 受入体制の確保

宮崎地区非常通信協議会を通じて平素からアマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、災害発生時は協議会を「受入窓口」としてアマチュア無線ボランティアを確保する。

② アマチュア無線ボランティアの活動内容

- a 非常通信
- b その他の情報収集活動

第5節 広域応援活動

高千穂町区域内において災害が発生し、町自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

1 広域的な応援体制（町長、総務課）

(1) 応援要請の実施

ア 他市町村への要請

町長は、町の区域に係る災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、宮崎県市町村防災相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

応援項目は、次に掲げるとおりとする。

- ① 災害応急措置に必要な職員の派遣
- ② 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- ③ 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- ④ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- ⑤ 遺体の火葬のための施設の提供
- ⑥ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- ⑦ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- ⑧ ボランティア団体の受付及び活動調整
- ⑨ その他応援のため必要な事項

イ 県への応援要請または職員派遣のあつせん

町長は、知事または指定地方行政機関等に応援または職員派遣のあつせんを求める場合は県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

- ① 応援要請時に記載する事項
 - a 災害の状況
 - b 応援（応急措置の実施）を要請する理由
 - c 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - d 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
 - e 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
 - f その他必要な事項
- ② 職員派遣斡旋時に記載する事項
 - a 派遣の斡旋を求める理由
 - b 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
 - c 派遣を必要とする期間
 - d その他職員の派遣のあつせんについて必要事項

ウ 国の機関に対する職員派遣の要請

町長は、町の区域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣について必要な事項

エ 民間団体等に対する要請

町長は、町の区域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

(2) 応援受入体制の確保

ア 連絡体制の確保

町長は、応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県及び関係他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

イ 物資等の受入体制の確保

① 連絡窓口の明確化

県及び関係他市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を総務課に置く。

② 物資等の受入体制の整備

町長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための体制を整備しておく。（受入施設については、本章第8節参照）

また、ボランティア等の人的応援のための本町の受入施設は、下記のとおりである。

名 称	住 所	電 話
高千穂町社会福祉協議会	高千穂町大字三田井750-7	72-3663

【県】

① 連絡体制の確保

知事は、応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

③ 自衛隊等の受入体制の確保

知事は、国及び関係都道府県等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。また、自衛隊、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊、DMATを受け入れることとなった場合に備え、あらかじめ活動拠点（後方支援拠点）を指定する。

＜西臼杵郡管内の後方支援拠点施設（平成26年2月末現在）＞
高千穂町総合公園（高千穂町大字三田井）
五ヶ瀬町総合公園Gパーク（五ヶ瀬町大字三ヶ所）

(3) 消防機関の応援要請

町の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

＜応援派遣要請を必要とする災害規模＞

ア 大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害

イ 災害が拡大し宮崎県内の他市町村または宮崎県外に被害が及ぶおそれのある災害

ウ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害

エ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害

オ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

(4) 受援計画

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関等から応援を受けることができるよう、また他の県内市町村から応援要請がなされた場合に効果的な応援を行うことができるよう、受援・応援のための組織、受援・応援に関する連絡・要請の手順、受援・応援業務等について「受援・応援計画」を定めるよう努める。

2 自衛隊災害派遣要請・受入体制の確保（町長、総務課）

(1) 災害派遣要請の基準

自衛隊に対して災害派遣要請を行う基準は、次のとおりとする。

ア 天災地変その他災害に際して人命または財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。

イ 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

※ 公共性、緊急性、非代替性の3要素が基本となる。

(2) 災害派遣要請の手続き

ア 災害派遣要請の手続き

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により自己の判断または町長の要請要望により行う。

イ 要請手続き

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

(3) 知事への災害派遣要請の依頼

ア 災害派遣要請の依頼

知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は、原則として町長（連絡窓口は総務課）が行う。

イ 派遣要請依頼の手続き

町長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話または口頭をもって県（消防保安課）に依頼する。

なお、事後速やかに依頼文書を提出する。（様式1）

ウ 町長が県に依頼することができない場合の措置

町長は、通信の途絶等により、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼することができない場合には、その旨及び町に係る災害の状況を次表に示す自衛隊に通知する。

この際、町長が当該通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

区分	通知先	所在地	電話番号
陸上自衛隊	陸上自衛隊第43普通科連隊長	都城市久保原町	0986(23)3944
〃	〃 第24普通科連隊長	えびの市大河平堀浦	0984(33)3904
航空自衛隊	航空自衛隊新田原基地司令	児湯郡新富町新田	0983(35)1121

※ 陸上自衛隊の西臼杵担当隊は 第43普通科連隊である

(3) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すとおりである。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救護活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去に当たる。

応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与または譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき被災者に対し救援物資を無償貸付けし、または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(4) 自衛隊受入体制の確立

ア 受入れ側の活動

災害派遣を要求した町長は、派遣部隊の受け入れに際して、次の事項に留意して、自衛隊の任務と権威を侵害することなく、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう処置する。

① 災害派遣部隊到着前

- a 速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- b 連絡職員を指名し、自衛隊との連絡体制を確立する。
- c 派遣部隊の宿舎施設及び駐車場（部隊の集結地）を選定し、指定する。

② 災害派遣部隊到着後

- a 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- b 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

イ ヘリコプターの受入れ

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、緊急時ヘリポート等の諸準備に万全を期する。

ウ 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、町の負担とする。ただし、要求者が複数にわたる場合は、当事者が協議して負担割合を定める。

- ① 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る。）
- ② 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
- ③ 活動のため現地で調達した資機材の費用
- ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- ⑤ その他の必要な経費については、事前に協議しておく。
なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と要求者が協議する。

(5) 派遣部隊等の撤収要請

町長は、自衛隊の派遣が必要でなくなったと認めた場合は、直ちに知事に対して撤収要請を依頼する。（様式2）

様式 1

宮崎県知事 殿	文書番号 年 月 日
	高千穂町長 
自衛隊の災害派遣要請について	
自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣の要請をお願いいたします。	
記	
1 災害の状況及び派遣を要する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考となるべき事項	

様式 2

宮崎県知事 殿	文書番号 年 月 日
	高千穂町長 
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣の要請を依頼しましたが、下記のとおり撤収要請をお願いいたします。	
記	
1 撤収開始日時	
2 撤収の理由等	

(6) 緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備

町が災害時に航空機による援助を受けるための緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備については、次のとおりとする。

- ア 使用離着陸場名（特別な場合を除き指定されて離着陸場を使用する。）着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、無線その他の方法で県（危機管理局）に連絡を行うこと。
- イ 離着陸場には航空機に安全侵入方向を予知させるため、吹き流しまたは発煙筒を炊いて着陸前に風向を示しておくこと。
- ウ あらかじめ離着陸場の中央に石灰粉で直径 10 メートルのH印を行い、着陸中心を示すこと。
- エ 夜間は、離着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点 15 メートル平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。
- オ 離着陸場と町役場及びその他必要箇所と通信連絡を確保しておくこと。
- カ ヘリコプターの機種機能を事前に確認しておく。ヘリコプターは風に向かって通常約 9 度以上の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- キ 地面は堅固で傾斜 9 度以内であること。
- ク 四方に仰角 9 度（OH-6 の場合は 12 度）以上の障害物がないこと。
- ケ 物資を大量に輸送する場合は、搭載量を超過しないように重量計を準備すること。
- コ 大型車両が侵入できること。
- サ 林野火災対策に使用する場合は、面積（100m×100m以上）、水利（100 t 以上）を考慮すること。
- シ 離着陸場付近への立入禁止の措置を講ずること。

(7) 災害時における地上と自衛隊航空機との交信方法

ア 地上から航空機に対する信号の種類

a 旗による信号

旗の識別	事 態	事 態 の 内 容	希 望 事 項	適 用
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（患者または緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸または隊員の降下を乞う。	旗の企画は 1 辺 1 m の正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。
黄 旗	異常事態発生	食料または飲料水の欠乏等異常が発生している。	役場または警察官に連絡を乞う。 できれば通信筒をつり上げてもらいたい。	
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。	

b 身振り信号

信号の種類	意味	信号の種類	意味
	医療手当を要す		ここに着陸するな
	当方の受信機は作動している		ここに着陸せよ
	通信筒を使用せよ		器材的援助及び部品を要する
	然り (YES)		間もなく進行できるので出来れば待て
	否 (NO)		収容頼む 航空機は大破した
	万事OK 待つ必要なし		

c 生存者対空信号

生存者の使用する対空目視信号の記号

番号	記号	意味
1	V	援助を要する。
2	X	医療援護を要する。
3	N	否定
4	Y	肯定
5	↑	この方向に前進中

イ 地上からの信号に対する航空機の回答要請

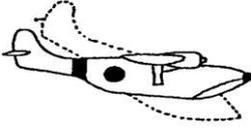
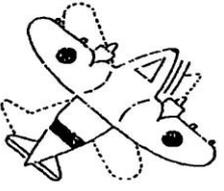
事項	信号
了解	翼を振る (ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる)
了解できず	蛇行飛行 (機首を左右交互に向ける)

ウ 航空機から地上に対する信号要請

事 項	信 号	信 号 の 内 容
投 下	急 降 下	物資または信号筒を投下したい地点の上空で急降下をくり返す。
誘 導	旋回等で捜索隊または住民の注意を喚起したのち、誘導目的地点に向い直線飛行し、目的地上空で急降下をくり返す。	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督 促	連 続 旋 回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

<対空目視信号（航空機の応答信号）>

a 昼間または月夜

<p>翼を振る</p>  <p>意味：連絡事項は了解した！</p>	<p>右旋回をする</p>  <p>意味：信号は受けたが理解できない！</p>
<p>ピッチングする</p>  <p>意味：然り（YES）</p>	<p>ヨウイングする</p>  <p>意味：否（NO）</p>

b 夜間

(a) 発光信号（緑）による点滅「・ー・」の連続

意味：連絡事項は了解した！

(b) 発光信号（赤）による点滅の連続

意味：信号は受けたが理解できない！

第6節 救助・救急及び消火活動

災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は、相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な救助・救急及び消火活動を実施する。

1 救助・救急活動（総務課、消防機関、福祉保険課）

(1) 救助・救急活動の原則

ア 救助・救急を必要とする負傷者等に対する救助・救急活動は、町及び西臼杵広域行政事務組合消防本部が行うことを原則とする。

イ 県、県警察及び自衛隊は、町長が行う救助・救急活動に協力する。

ウ 県は、救助・救急活動に関する応援について市町村間の総合調整を行う。

エ 町は、町の区域内における関係機関による救助・救急活動について総合調整を行う。

オ 自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による活動を行う。

(2) 町及び消防機関による救助・救急活動

ア 情報収集、伝達

① 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

② 災害状況の報告

各消防機関は、災害の状況を町長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

イ 救助・救急要請への対応

災害発生後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき、次の組織的な対策をとる。

① 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携のうえ実施する。

② 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

ウ 救助資機材の調達

家屋の倒壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

エ 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。

オ 後方医療機関への搬送

① 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

- ② 搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報を収集し、救護班、救急隊に対して情報を伝達する。
- (3) 住民相互、自主防災組織による救助活動の実施
住民、自主防災組織は、次により自主的に救助活動を行うものとする。
- ア 自治会や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- イ 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- ウ 自主防災組織と防災組織は、相互に連携を取って地域における救助活動を行う。
- エ 自主救助活動が困難な場合は、西臼杵広域行政事務組合消防本部または警察等に連絡し、早期救助を図る。
- オ 救助活動を行うときは、可能な限り、町、西臼杵広域行政事務組合消防本部、警察と連絡を取り、その指導を受けるものとする。

【県】

- (1) 県は、市町村から負傷者等の救助・救急活動について応援を求められ、特に必要があると認めたときは、県職員の派遣による支援及び他市町村長への応援要請など、その状況に応じ次の措置を講ずるものとする。
- (2) 救助活動を行うに当たり、関係機関の活動の重複を避け、効果的活動が展開されるようにするため、県は、災害対策本部内に「県救助関係災害対策連絡会議」構成機関を招集し、調整を行うものとする。
- (3) 災害救助法に基づく県の実施事項については、本章第18節「災害救助法の適用」による。ただし、実施期間については、状況に応じ国と協議して延長するものとする。

【県警察本部】

- (1) 災害警備先遣隊の派遣
災害警備先遣隊を派遣し、情報収集、救出、救助活動、緊急交通路の確保等の初動措置に当たるものとする。
- (2) 被災者の救出・搬送
県、市町村から救助・救急活動の応援要請があった場合、または自ら必要と判断した場合、速やかに救助隊を編成して救助・救急活動を実施するものとする。
- (3) 緊急交通路の確保、緊急車両の誘導
大規模災害が発生したときは直ちに被災地内外で交通規制を実施して緊急交通路を確保するものとする。
- (4) 広域緊急援助隊の援助要請
広域緊急援助隊の援助の必要を認めるときは、県公安委員会は、他の都道府県警察に対し、援助要請を行うものとする。

【自衛隊】

県の要請に基づき、救助・救急活動を実施するものとする。

2 消火活動（総務課、消防機関）

(1) 消防機関による消火活動

ア 情報収集、伝達

① 被害状況の把握

西臼杵広域行政事務組合消防本部への通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等を総合し、被害の状況を把握し、初動体制を整える。

② 災害状況の報告

消防機関は、災害の状況を町長（場合によっては知事）に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れのないよう努める。

イ 応援派遣要請

町（西臼杵広域行政事務組合消防本部を含む。）自らの消防力では十分な活動が困難である場合は、消防相互応援協定に基づき応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事に対し、消防庁長官へ消防組織法第44条第1項に基づく緊急消防援助隊による応援等の要請を依頼する。

ウ 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣県での被害に対しては「大規模災害消防応援実施計画」（宮崎県消防長会）等により直ちに出動できる体制を確保する。

エ 応援隊との連携

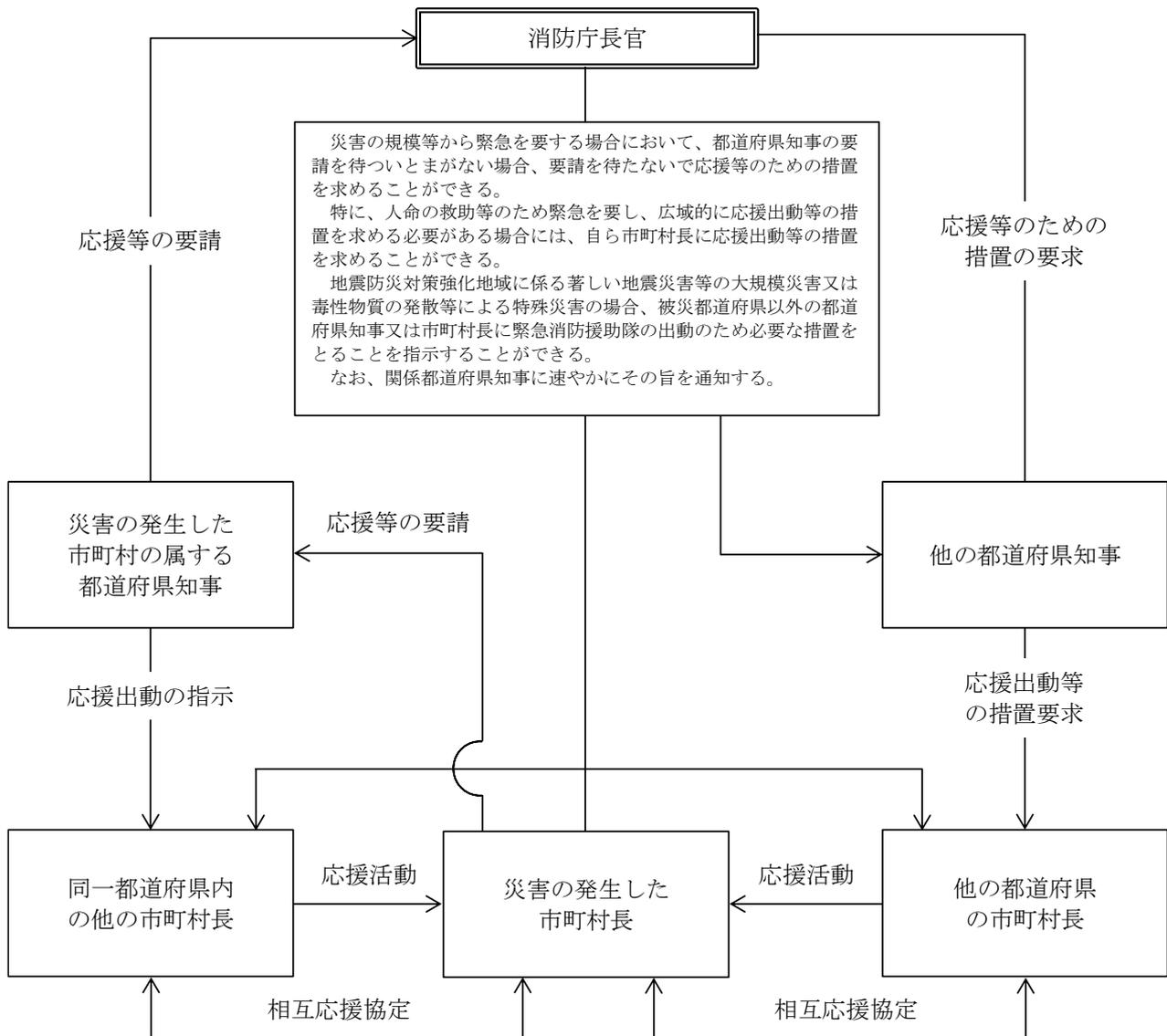
災害被害が大きい場合、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効果的な対策活動を行う。

応援隊の受入れは「宮崎県消防広域応援基本計画」「宮崎県緊急消防援助隊受援計画」に基づいて行う。

オ 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行うことができる。

大規模災害等における緊急の広域消防応援系統
 (消防組織法第44条関係)



(2) 住民、自主防災組織による消火活動

ア 住民の活動

① 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの前バルブをそれぞれ閉止する。

② 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、汲み置き水等で消火活動を行う。

イ 自主防災組織の活動

① 各家庭等におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。

② 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。

③ 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは、消防隊の長の指揮に従う。

ウ 事業所の活動

① 火災予防措置 火気の消火及びプロパンガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

② 火災が発生した場合の措置

a 自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

b 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

③ 災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大する恐れがあるときは、次の措置を講ずる。

a 周辺地域の居住者に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達するものとする。

b 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報するものとする。

c 立入禁止等の必要な防災措置を講ずるものとする。

第7節 医療救護活動

医療救護は、住民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、町は県及び関係市町村、各医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救援に万全を期す。

1 医療救護班の編成（福祉保険課、保健福祉総合センター、医療機関）

- (1) 町は、多数の死傷者が集中する現場が発生した場合や孤立し医療が困難な地区が発生した場合、医療係に医療救護班の派遣を指示する。

ア 本町における医療班の編成は、1編成班を次のとおりとする。

班長（医師）	班 員			計
郡医師会医師	看護師	保健師	事務員	
1	2	2	1	6

イ 医療班救護は、その使用する医薬品及び衛生資機材を携行する。

ウ 町の医療救護班が不足する場合は、県に応援を要請し、その場合においては町医療救護班を包括し編成する。

- (2) 医療救護班は傷病者の救護に当たるため、次の活動を重点的に行う。

ア 傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施）

イ 重傷者の応急手当及び中毒症者に対する処置

ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

エ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽傷者に対する医療

オ 助産活動

カ 死体の検案

キ 医療救護活動の記録及び町（災害対策本部）への収容状況等の報告

- (3) 医療救護班の医療で対処できない重傷者及び中等症者は、救護病院等に収容し、次の活動を行う。

ア 重傷者及び中等症者の収容と処置

イ 助産

ウ 死体の検案

エ 医療救護活動の記録及び町（災害対策本部）への収容状況等の報告

2 応急救護所の設置（福祉保険課）

医療救護班による医療救護を実施するときは、必要に応じ応急救護所を設置する。

本町における救護所の設置予定箇所

施設名称	収容人員 (人)	所在地	電話番号	管理責任者
保健福祉総合センター	50	大字三田井 435-1	73-1717	高千穂町長
町老人福祉館	50	〃 750-7	72-3663	高千穂町長
押方体育館	80	大字押方 1339-1	72-3867	高千穂町長
旧向山北小学校	80	大字向山 1232-1		高千穂町長
旧向山南小学校体育館	80	4815-1		高千穂町長
岩戸小学校体育館	100	〃 1076-1	74-8204	学校長
旧上岩戸小学校体育館	80	大字上岩戸 532		高千穂町長
上野出張所	50	大字上野 4963	77-1001	高千穂町長
田原出張所	50	大字河内 45	75-1111	高千穂町長
田原小学校体育館	100	〃 36	75-1031	学校長
旧五ヶ所小学校体育館	100	大字五ヶ所 697-2		高千穂町長

※ 災害の種類や状況により、指定避難所の設置と合わせて指定することができる。

3 搬送体制の確保（福祉保険課、総務課）

災害時の搬送体制には、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の輸送の3分野が考えられる。

災害現場における医療関係者は、関係機関との連絡を密にし、迅速かつ的確な輸送体制を確保する。

(1) 傷病者の搬送

傷病者の搬送は、消防機関の救急車で対応し、消防機関のみでは対応が困難な場合は、病院所属の救急車や他の公用車等の活用を図る。

また、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合は、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、救急車による搬送業務との円滑な連携を考慮しながら、県防災救急航空隊、自衛隊等関係機関と連携を図る。その際、使用病院の明記及び病院付近の緊急時ヘリコプター離発着場等の確保を図る。

なお、傷病者の輸送に当たっては、輸送中における医療の確保に十分配慮する。

(2) 医療救護スタッフの輸送

各医療スタッフの所属する病院の公用車両で対応とするが、災害発生直後等の緊急を要する時期においては、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、県防災救急航空隊、自衛隊等関係機関と連携を図る。

(3) 医薬品等の医療物資の輸送

医療物資の供給元の車両により行うが、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、県防災救急航空隊、自衛隊等関係機関と連携を図る。

4 医療機関等の状況（福祉保険課）

本町における医療機関の状況は、次のとおりである

<高千穂町内の医療機関>

名 称	所 在 地	電 話 番 号	診 療 科 目
高千穂町国民健康保険病院	大字三田井435-1	73-1700	内科、循環器科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科

その他町内の民間医療施設

精神科病院	1施設
診療所（医院）	3施設
歯科医院	6施設

近隣の三次救急医療機関

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号	診 療 科 目
県立延岡病院	延岡市新小路2丁目-10	(0982)32-6181	総合病院

5 医療情報の確保等（総務課・福祉保険課）

県、市町村、医療機関、消防機関等は、災害時に医療施設の診療状況等に関する情報について、みやざき医療ナビ等により迅速に把握し、応援の派遣等必要な対策を講ずるものとする。

また、同システムが使用できない医療機関等が生じた場合は、徒歩、自転車等のあらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行うものとする。

6 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策（総務課・福祉保険課）

多数の死傷者を伴う道路災害、危険物等災害など突発的な災害が発生した場合の救急医療対策は、次によるものとする。

(1) 災害発生時の迅速な通報連絡

ア 施設管理者等の災害発生責任者、または災害の発見者は、ただちにその旨を町長または警察官に通報する。

イ 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に報告する。

ウ 通報を受けた町長は、その旨を西臼杵支庁長及び郡医師会へ通報連絡する。

エ 通報の内容は次のとおりとする。

- ・事故等発生(発見)の日時・事故等発生(発見)の場所
- ・事故等発生(発見)の状況・その他参考事項

(2) 医師等医療関係者の出動

町長は、事故の通報連絡を受けたときは、ただちにその規模、内容等を検討し、日本赤十字社宮崎県支部地区長、分区長及び群医師会長へ医療救護班の出動を要請するとともに、町医療救護班を派遣する。

(3) 救急医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。なお、現場において死に至った場合の死体の検索、洗浄、縫合等の措置を含むものとする。

(4) 対策本部の設置

町長は、災害の発生を知ったときは、直ちに現地に対策本部を設け、県、医師会、日本赤十字社宮崎県支部等の医療救護の実施に関し必要な連絡調整を図る。

(5) 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮するものとする。

(6) 傷病者の収容

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか必要がある場合は、町長は臨時に医療施設を仮設し、あるいは学校、公民館等収容可能な施設の確保を図る。

(7) 費用の範囲と負担区分

ア 費用の範囲

出動した医師等に対する旅費、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費とする。

イ 費用の負担区分

① 災害発生の原因者が明らかな場合は、災害発生の責任を負う施設管理者等企業が負担するものとする。

② 災害発生の責任所在が不明な場合は、救助法の適用がない場合には第一次的責任を有する町が負担するものとする。

③ ア及びイについて救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担するものとする。

ウ 費用の額

医師等に対する謝金、手当は災害救助法施行細則に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額とする。

(8) 補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、基本法、救助法の規定及びこれらに準じて、それぞれ事故発生の責任者が負担するものとする。

【県】

(1) 県医師会、日本赤十字社宮崎県支部及び医療関係機関等と連携を図り、災害拠点病院等において医療救護活動を行うものとする。

(2) 災害拠点病院による医療救護活動の外、状況に応じてDMAT及びJMAT等の医療救護班を現地に派遣するものとする。

<医療救護班の編成>

機 関 名	名 称	備 考
県 立 病 院	県立病院医療救護班	
日本赤十字社 宮 崎 県 支 部	日本赤十字社宮崎県支部常備救護班 日本赤十字社宮崎県支部現地救護班	
医 師 会	J M A T (日本医師会災害医療チーム)	民間医療機関等で編成
歯 科 医 師 会	歯科医療救護班	民間医療機関等で編成
薬 剤 師 会	薬剤師医療救護班	民間薬局等で編成
国立病院等	協力医療救護班	国立病院等で編成
看 護 協 会	宮崎県看護協会支援ナース	登録ナースで編成
市 町 村	市町村医療救護班	市町村立医療機関で編成
保 健 所	保健所医療救護班	

医療救護班は、被災者の収容所その他適当な地点に応急救護所を設けるとともに、必要に応じて巡回相談、訪問チームを編成し巡回救護を行うものとする。

- (3) 県は、宮崎県薬剤師会に備蓄している災害用医薬品等を、速やかに供給する。また、災害規模により、備蓄医薬品等が不足する場合は、災害応援協定団体と連携し、必要な医薬品等を調達・供給する。さらに、輸血用血液製剤については、宮崎県赤十字血液センターが供給するとともに、必要に応じて日本赤十字社九州ブロック血液センターに要請し、円滑な供給に努める。

第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

災害時における交通の確保、緊急輸送は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。

このため、町は県及び関係機関と協議し、迅速に輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送体制に万全を期する。

1 交通の確保・緊急輸送活動（建設課、総務課）

(1) 輸送に当たっての配慮事項

ア 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応をとる。

イ 緊急輸送は、次の優先順位に従って行うことを原則とする。

- ① 人命の救助、安全の確保
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

ウ 町内で輸送手段等の調整ができないときは、県または災害時における応援協定を締結している他市町村等に協力を要請する。

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア 第1段階（災害発生直後の初動期）

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材
- ③ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ④ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- ⑤ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- ⑥ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

イ 第2段階（応急対策活動期）

- ① 前記アの続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

- ① 前記イの続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活用品
- ④ 郵便物
- ⑤ 廃棄物の搬出

(3) 緊急輸送

- ア 町が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、町で行うことを原則とする。
- イ 町長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要請する。
- ウ 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については、県に準ずる。
- エ 町は、管内の緊急時ヘリコプター離着陸場の緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

【防災関係機関】

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。

2 陸上輸送体制の確立（建設課、総務課）

大規模災害発生後、特に初期には、使用可能な陸上交通・輸送ルートを経済輸送のために確保する必要があり、一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

(1) 交通規制の実施及び緊急交通路の確保

災害により道路損壊等が発生した場合及び災害の発生が予想される場合は、被災地における災害応急活動の円滑な推進を図るため、道路管理者、警察署長と協議のうえ速やかに車両等の通行禁止、制限及び迂回路の選定、誘導等の交通規制措置をとる。

ア 危険箇所における交通規制

道路法第46条及び道路交通法第4条・第5条・第6条に基づき、道路管理者または県公安委員会は、道路の破損、決壊その他の状況により通行禁止または制限をする必要があると認めるときは、禁止または制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないように措置する

イ 緊急交通路確保のための交通規制

災害対策基本法第76条第1項に基づき、県公安委員会は、本県または本県に隣接し、若しくは近接する地域に災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者、または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、次により適切な措置をとるものとする。

なお、県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止を行うために必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

ウ 緊急通行車両等の標章及び証明書

知事または県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により、標章及び証明書を交付し、被災地における交通混乱の防止を図るものとする。

① 事前届出済証の交付を受けている車両の確認

- a 届出済証の交付を受けている車両の確認は、警察本部または通行の禁止、制限区域を管轄する警察署、または別途指定する交通検問所等において実施するものとする。
- b 緊急通行車両であると確認した場合は、車両の使用者に対し、標章及び証明書を交付するものとする。

② 事前届出がなされていない緊急通行車両等の確認

a 確認の申請

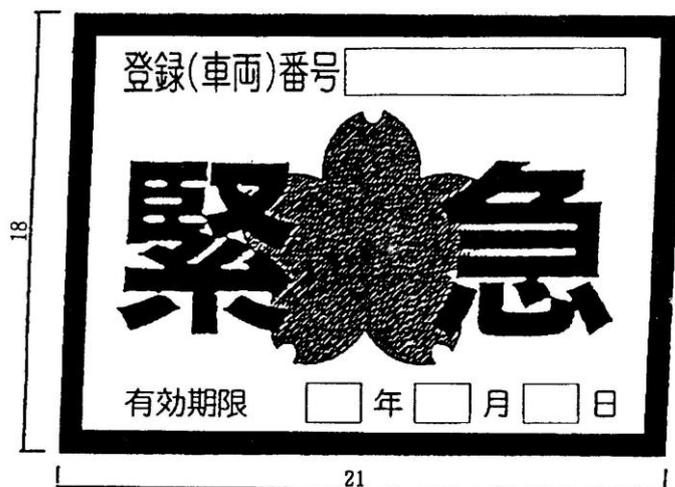
災害発生時に緊急交通路等を通行し緊急輸送等に車両を使用する者は、確認申請書により、必要書類を添付して警察署等に申請するものとする。

- b 警察署等は、審査・確認を行い、標章と証明書を交付するものとする。

エ 標章の掲示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

<災害時緊急車両標章>



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

オ 緊急交通路の確保

a 交通規制の実施

- (a) 警察官及び警察署長権限による交通規制の実施(発災直後)

交通調査結果の報告等に基づいて、交通規制を行う場合、発災直後の現場

は人心も動揺しており、パニック状態となることが予想されるため、次の事項等を総合的に判断し、被災地への流入抑制を重点に交通規制を行う。

- ◇ 家屋等の崩壊、火災による危険防止
- ◇ 道路損壊、橋梁の崩壊等による危険防止
- ◇ 人命救助活動等のための通行路の確保（交通規制路線との接続）
- ◇ 避難路の確保
- ◇ 交通渋滞緩和のための措置

(b) 緊急交通路指定前の交通規制の範囲

交通規制路線は、災害警備本部長の指定する緊急交通路の対象となるため、指定前における交通規制範囲の設定に当たっては、交通規制路線を含んだ区域あるいは同路線に接続する道路を選定する。

(c) 交通規制の方法

交通規制は原則として、規制標識を掲出して行うが、急を要する場合等によっては現場警察官の指示で実施する。

(d) 交通規制の対象

交通規制は、被災地への流入車両を対象とし、被災地からの流出車両については、原則として制限しない。また、危険防止上必要と認めるときは、歩行者及び軽車両についても対象とするが、緊急車両については、規制から除外する。

(e) 迂回路対策

交通規制の実施に伴い、う回路も併せて設定し、整理誘導を行う。

なお、う回路の設定に当たっては、災害警備本部及び隣接警察署と連携を密にする。

(f) 放置車両等の排除措置

災害対策基本法適用前における放置車両等の排除については、即時強制はできないので、道路管理者と連携し各種法令を根拠に排除する。

カ 災害対策基本法に基づく交通規制の実施（発災直後から4、5日ないし1週間程度）

住民等の避難、負傷者の救出、救護、消火など災害応急対策を迅速に実施するため災害対策基本法に基づく交通規制を行い、緊急交通路の確保を図る。

(a) 緊急交通路の指定

緊急交通路は、災害警備本部長が指定する。管内に当該指定に係る緊急交通路を有する警察署にあっては、直ちに、交通規制を実施する。この場合、当該路線において既に署長権限規制等を実施中の場合は、速やかに災害対策基本法に基づく緊急交通路の規制に切り換える（規制表示の変更）

(b) 緊急交通路の指定の周知措置

緊急交通路が指定された場合は、直ちに通行禁止に係る区域または道路の区間及びその他必要な事項を一般に広く周知させる。（テレビ、ラジオ、チラシ、看板、現場広報等）

(c) 交通規制の方法等

緊急交通路における交通規制は、災害用交通規制表示を掲出して行い、緊急車両及び緊急通行車両確認標章を掲出している車両以外は全面通行禁止とする。ただし、被災地からの流出車両については、原則として制限はしない。

(d) 緊急交通路の始点及び終点における措置

緊急交通路の始点及び終点にあつては、緊急通行車両確認標章の申請手続き及び緊急通行車両と一般車両との選別を実施するため、相当数の要員を配置する。

(e) 迂回路対策

災害警備本部長の緊急交通路の指定に併せて迂回路の指定もされるため、当該迂回路についても、主要交差点に所要の要員を配置し、整理誘導を行う。

(f) 交通規制要員の配置等

緊急交通路を確保するための交通規制要員は、すべての交差点への配置が望ましいが、人力的に困難な場合は、主要交差点に重点配置するなど弾力的に運用する。

また、交通指導員を配置した場合は、当該交通指導員と効率的に連携した整理誘導を行う。

(g) 交通規制用資機材の活用

交通規制は、パイロン等の資機材を十分に活用し、要員の効率的な運用を行う。

(h) 署長権限規制の継続

緊急交通路として指定のない区域または区間についても、必要により署長権限規制を実施し、迅速、円滑な救助救援活動に資する。

(i) 路上放置車両に対する措置

緊急交通路における路上放置車両等は、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき措置する。この場合、当該措置をした警察官は、速やかに当該措置をした場所を管轄する所属長に報告し、報告を受けた所属長は、当該措置に伴って車両その他の物件を破損した場合にのみ、災害警備本部長に報告する。

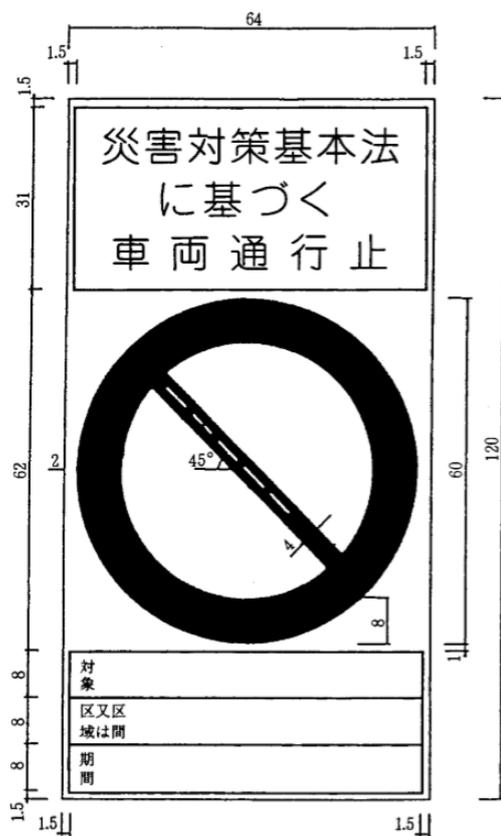
また、自衛官、または消防団員から同法76条の3第6項の規定により通知を受けた場合についても準用する。

キ 道路交通法に基づく交通規制（4、5日ないし1週間以降）

この時期は、防疫、医療活動、被災地への生活物資の補給、ガス、電気、水道等のライフライン等の復旧活動が本格化する一方、道路の啓開等も進み、復旧物資の輸送需要も高まることから、道路交通法に基づく交通規制に切り替える。

災害警備本部長からの指示により、区間、時間、車種等を検討し、県公安委員会権限による交通規制に切り替え、併せて道路標識及び緊急通行車両の確認標章に切り替える。

<通行止標示>



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状または交通の状況により特別 120 の必要がある場合にあつては、図形の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

ア 災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通規制が行われたとき。災害対策基本法により、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている町内の区域（これに隣接しまたは近接する市町村を含む）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、または制限される。

この交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域または道路の区間をいう）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

- ① 速やかに、車を次の場所へ移動させる。
 - ・ 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路区間以外の場所
 - ・ 区間を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所。
- ② 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- ③ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動または駐車する。
なお、警察官は、通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命ずることがある。

運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命ずることが出来ないときは、警察官が、自らその措置をとることがある。

この場合、やむを得ない限度において、車などを破損することがある。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にいない場合に関り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

(5) 道路（緊急輸送道路）の応急復旧（建設課）

ア 被害状況の把握

町は、所管する緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握するため、必要に応じヘリコプター等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、災害対策本部や応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を報告する。

イ 緊急輸送ルート啓開の状況

町は、管轄区域内の緊急輸送ルートの被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握し、速やかに西臼杵支庁に報告するとともに、所管する緊急輸送ルートについては、啓開作業を実施する。

ウ 障害物の除去（建設課）

町は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

エ 応急復旧

被害を受けた緊急輸送路は、直ちに復旧し、交通の確保に努める。

オ 資機材等の調達

町は、被害状況に基づき、建設関係業者より使用出来る啓開資機材等の調達を行う。

主要道路の交通途絶予想箇所及び代替（う回路）道路の現況

路線名	種別	予想される道路災害及び箇所			代替路線名
		災害状況	災害箇所	延長 (m)	
岩戸～延岡線	県道	崩壊・決壊	上岩戸地区	3,000	緒方～高千穂線 今藤林道
竹田～五ヶ瀬線	〃	〃	河内及五ヶ所	2,000	国道57号線 国道265号線
諸塚～高千穂線	〃	〃	向山地区	1,000	町道水ヶ崎線 向山～日之影線
向山～日之影線	〃	〃	水ヶ崎地区	1,000	諸塚～高千穂線

(6) 車両等の確保

ア 輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という、）の確保は次の各関係機関等の協力を得て行う。

① 応急対策を実施する機関に所属する車両等

- ② 公共的団体に属する車両等
- ③ 自衛隊の車両等
- ④ 営業用の車両等（トラック協会等）
- ⑤ 自家用の車両等

イ 町で車両等の確保が困難な場合、または輸送上他の市町村で車両を確保する方が効果的な場合は、隣接の市町村または県に協力を要請して車両等の確保を図る。

(7) 集積場所及び要員の確保

ア 物資集積場所は、原則として次のとおりとするが、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

物資の集積場所一覧

施設名	所在地	電話番号
高千穂町自然休養村管理センター	大字三田井 1 4 9 8	7 2 - 2 7 7 7
高千穂町天岩戸出張所	大字岩戸 1 0 6 5 - 1	7 4 - 8 0 1 1
高千穂町上野出張所	大字上野 4 9 6 3	7 7 - 1 0 0 1
高千穂町田原出張所	大字河内 4 5	7 5 - 1 1 1 1

イ 物資の集積配分義務を円滑に行うため、物資集積場所に必要に応じ職員を配備し、派遣された県職員と協力して物資の配分を行う。（本章第10節「食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動」参照）

3 航空輸送体制の確立（総務課）

災害により道路の損壊が相次ぐなど、陸上交通に支障・遅滞が予想されるときは、住民避難、物資、機械等の輸送などの応急対策活動は、ヘリコプターなどを使つての航空輸送に頼らざるを得ない事態も発生する。

このため、ヘリコプターの手配、ヘリポートの確保等をあらためて確認しておく必要がある。

(1) 緊急時ヘリポートの確保等

ア ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。

イ 地方支部は、あらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、県災害対策本部に報告する。

ウ 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、県を通じて自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。なお、投下場所の選定、安全の確保については、その都度定める。

緊急時のヘリポート一覧

場 所	管理者	施設電話番号
高千穂町コミュニティセンター裏駐車場	高千穂町	72-4723
高千穂町総合公園 総合競技場	〃	〃
〃 野球場	〃	〃
高千穂町福祉ゾーン	〃	—
高千穂町折原第2グラウンド	〃	—
旧向山南校 運動場	〃	—
旧上岩戸小学校 運動場	〃	—
天岩戸の湯 下空地（駐車場）	〃	—
四季見原すこやか森キャンプ場 駐車場	〃	82-2151
高千穂中学校 運動場	学校長	72-4121
上野小・中学校 運動場	〃	77-1004
旧田原中学校 運動場	〃	—
岩戸小学校 運動場	〃	74-8204
日向（上岩戸）運動公園	日向公民館	—
五ヶ所公民館 グラウンド	五ヶ所公民館	—

(2) 集積場所及び要員の確保

臨時ヘリポートを周辺に集積場所を設けるとともに必要に応じ県職員が連絡調整に当たる。

4 燃料の確保（総務課）

災害時の緊急車両等への燃料やその他県の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、平時から石油関連団体等との連携を強化し、かつ、的確な供給体制の構築を図る。

【県】

緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て啓開作業を実施する。

啓開作業を実施する場合には、第1次緊急輸送道路を最優先とし、次に第2次緊急輸送道路の順に行う。

この場合2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交差ができる待避所を設ける。

【九州運輸局宮崎陸運支局】

九州運輸局（陸上輸送に関すること）は、緊急輸送の要請を受けた場合には、宮崎陸運支局を通じて関係協会及び当陸運支局の管轄地域事業者と迅速な連絡をとり、緊

急輸送に使用し得る自動車の出動可能台数等の確認を行う、次いで速やかに関係自動車運送事業者に出動出来るよう体制を整えさせることとする。

第9節 避難収容活動

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、町は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する勧告・指示を行い、また安全に誘導して人的被害を未然に防止する。

1 避難誘導の実施（町長、総務課）

(1) 避難対策の実施責任者

ア 避難に関する情報（避難準備情報・避難勧告・避難指示）

避難に関する情報の実施責任機関は、次のとおりとする。知事は、町が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施すべき措置の全部または一部を代行することとする。（災害対策基本法第60条第5項～第7項）

① 避難準備情報 — 災害全般について — 災害情報連絡本部長

② 避難の勧告 — 災害全般について — 町長（基本法第60条）

③ 避難の指示

— 災害全般について —	町長（基本法第60条）
	警察官 $\left[\begin{array}{l} \text{警察官職務執行法第4条第1項} \\ \text{本法第61条} \end{array} \right]$
	自衛官（自衛隊法第94条）

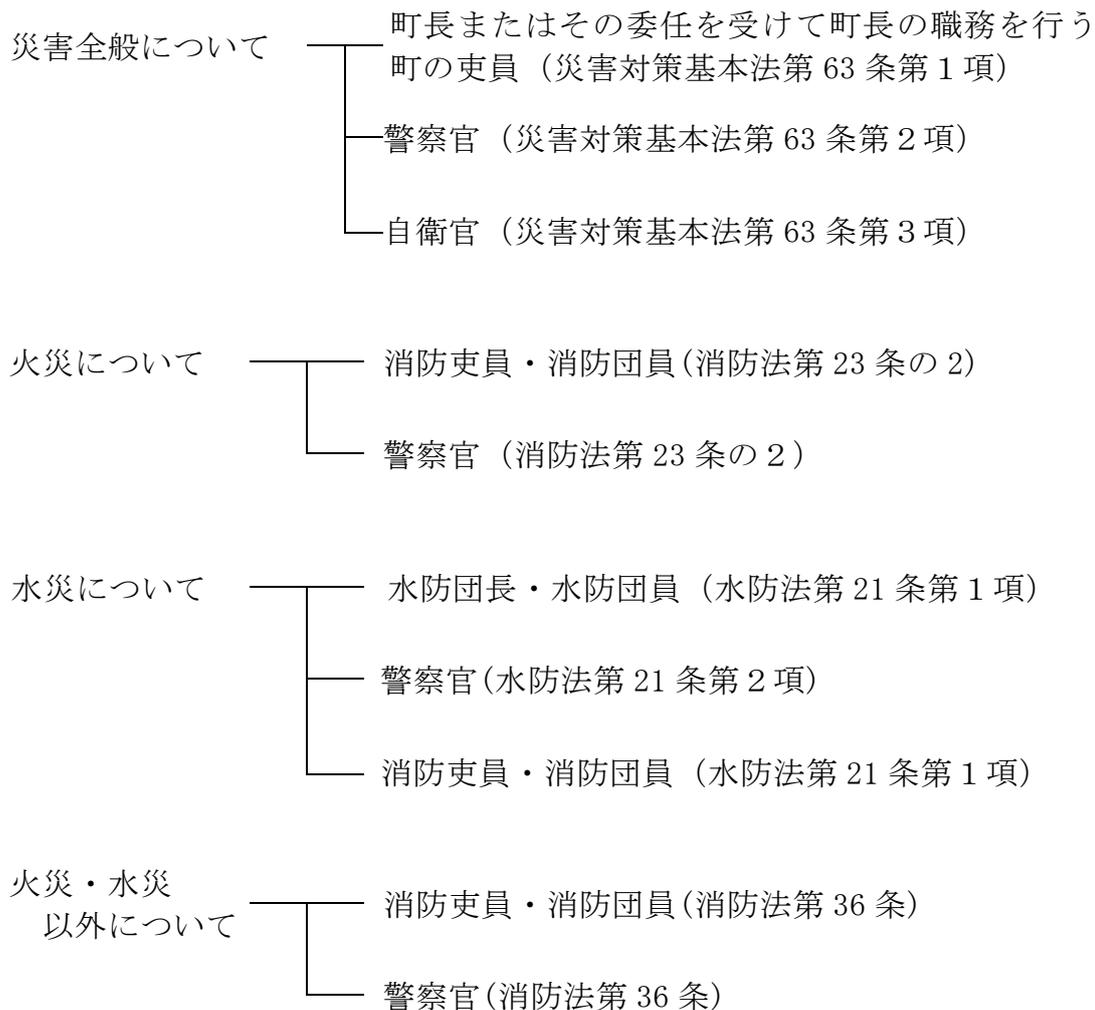
— 洪水について —

知事またはその命を受けた職員（水防法第29条）
水防管理者（水防法第29条）

— 地すべりについて — 知事またはその命を受けた吏員（地すべり等防止法第25条）

イ 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は、災害対策基本法で、消防または水防活動のための警戒区域の設定は、消防法または水防法によって行う。なお、知事は、町が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部または一部を代行することとする。（災害対策基本法第73条第1項）



ウ 避難の誘導及び避難所の開設、収容

避難に関する情報の発令から避難所までの誘導までは、それぞれの発令者が行い、避難所の開設、収容保護は、町が行う。両者は、緊密な連絡を保って実施する。

(2) 避難準備情報の基準

避難準備情報を発する基準は、おおむね次のとおりである。

ア 次の警報が発せられ、避難の準備を要すると判断されたとき。

大雨警報、暴風雨警報、洪水警報

イ 河川が警戒水位を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。

ウ その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき。

エ 本町が台風の強風域に入る予報が出されているとき。

(3) 避難勧告・指示

ア 避難が必要となる災害

災害発生後、被害の拡大要因となる災害としては、次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難勧告・指示を行う。

- ・ 地震
- ・ 土砂災害（崖崩れ、地すべり、土石流）
- ・ 延焼火災
- ・ 危険物漏れい（毒劇物、爆発物）
- ・ 水害（河川等）
- ・ その他

イ 避難の勧告または指示

町長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、土石流、洪水等の事態が発生し、または発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認められるときは、危険地域住民に対し、速やかに立ち退きの勧告または指示を行う。また、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくものとする。なお、町は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対し、避難指示等について助言を要請することができる。

ウ 避難勧告・指示の内容

避難勧告・指示は、次の内容を明示して実施する。

- ① 発令者
- ② 差し迫っている具体的な危険予想
- ③ 避難対象地区名
- ④ 避難日時、避難先及び避難経路
- ⑤ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
- ⑥ 出火防止の措置（電気〈配電盤〉の遮断措置等）

エ 避難措置の周知

- ① 町長以外の者が避難の指示を行ったときは、法令に基づき町長及び関係機関に通知する。
- ② 町長は、自ら避難の勧告または指示を行ったとき、または避難指示者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、関係地域の住民に対しその周知徹底を図るとともに、知事に報告する。

また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

a 関係機関への連絡

町長は、避難勧告または指示した状況を速やかに関係機関に対して連絡する。

b 住民への周知徹底

町長は、避難勧告・指示を行った状況を速やかに住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

(a) 直接的な周知として、防災行政無線、緊急速報メール、サイレン、警鐘、広報車、拡声器、口頭等を用い、または併用の必要がある場合は、報道関係に放送を要請し、迅速に必要なと認める地域の居住者、滞在者その他の者に徹底する。

(b) 報道関係等の協力を得て、間接的に住民に広報する。

※ 避難勧告・避難指示の具体的な発令判断基準及び避難に要する区域毎の避難場所は「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に記載

(4) 避難実施の方法

町長及び避難の指示者は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期する。

ア 避難の順位

避難の順位は次のとおりとし、防災活動に従事出来る者を最後に避難させる。避難に当たっては、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図る。

- ① 高齢者、妊産婦、乳幼児及びその保護者、小児、心身障害者等の要配慮者
- ② 防災に従事する者以外の者

イ 避難者の誘導

避難者の誘導は次の要領により、安全かつ迅速に行うよう努める。

- ① 避難に当たっては、町、消防機関、警察等が協力し、安全な経路を選定のうえ、避難誘導員を配置し、所要の装備資機材を活用し、避難時の事故防止並びに避難の安全迅速化を図る。
- ② 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。
- ③ 誘導に当たっては、混乱を避けるため地域の実情に応じ避難経路を選定する。主な避難経路には、国道、県道等安全が確認される道路を選定する。
- ④ 避難誘導員は、避難立退きに当たっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な立退きについて適宜指導する。
- ⑤ 避難した地域に対しては、事後速やかに避難漏れ、または要救出者の有無を確かめる。

(5) 学校・教育施設における避難誘導（教育委員会、学校長）

ア 避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長等は、おおむね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行えるよう努める。

- ① 災害種別に応じた避難指示等の伝達
- ② 避難所の指定
- ③ 避難順位及び避難所までの誘導責任者の決定
- ④ 児童生徒の携行品を指示
- ⑤ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 災害が学校内または学校付近で発生した場合、校長は速やかに教育委員会及び関係機関に通報する。

エ 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

- ① 教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。
- ② 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校内区通学路の危険箇所（崖崩れ、危険な橋、堤防、土砂崩れ、土石流等）の通行を避ける。

オ 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。または防災行政無線に臨時放送を依頼する。

(6) 警戒区域の設定

ア 設定の基準

- ① 町長は、災害が発生しまたはまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- ② 警察官は、町長（権限の委託を受けた町職員を含む）が現場にいないとき、または町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。
- ③ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職務を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。

イ 規制の内容及び実施方法

- ① 町長、警察官、知事または自衛官は、警戒区域を設定したときは、退去または立入禁止の措置を講ずる。
- ② 町長、警察官は、協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(7) 避難場所への町職員等の配置

町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員（消防職員、団員を含む。）、警察官を配置する。

(8) 避難場所における救護等

ア 避難場所に配置された町職員または警察官は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

- ① 火災等の危険の状況の確認及び避難した者への情報伝達
- ② 避難した者の掌握
- ③ 必要な応急の救護
- ④ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡しまたは避難所への収容

イ 町が設定した避難場所を所有しまたは管理する者は、避難場所の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力するものとする。

(10) 避難状況の報告

ア 町は、自主防災組織及び施設等の管理者から直接に、または警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。

- ① 避難の経過に関する報告 — 危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。
 - a 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（人員、場所を含む。）
 - b 上記事態に対し、応急的にとられた措置
 - c 町等に対する要望事項

② 避難の完了に関する報告 — 避難完了後、速やかに行う。

- a 避難場所名
- b 避難者数、避難世帯数
- c 必要な救助、保護の内容
- d 町に対する要望事項

イ 町は、避難状況について、県へ報告する。

【住民】

ア 孤立地域内において、食料品等を相互に融通し合い、地域全体としての当面の生活確保について協力し合う。

イ 住民自らも、隣接地域及び町との連絡確保に努める。

ウ 農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、町との連絡確保に自ら努める。

【警察官】

警察官は、町長が指示できないと認めるとき、または町長から要求があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに住民に対し立ち退きを指示するものとする。

この場合、避難の指示をした旨を町長に通知するものとする。

また、避難の指示のほか、警察官職務執行法第4条第1項の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができるものとする。

この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

【自衛官】

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいないときは、危険が切迫している住民等に対して警告を発し、特に急を要する場合は、避難させるものとする。

【知事またはその委任を受けた職員】

ア 知事は、災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告または指示を行うものとする。

イ 地すべり等防止法第25条の規定により知事またはその委任を受けた職員は、地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な住民に対して立ち退きを指示することができるものとする。

【病院、社会福祉協議会】

病院、社会福祉協議会等の管理者は、避難誘導體制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施するものとする。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施するものとする。

2 避難所の開設、運営（総務課、福祉保険課）

(1) 避難所の開設、運営

ア 避難所の開設

町は、避難所を開設する必要があると認められるときは、次により避難所を開設し、速やかに被災者を避難誘導する。

特に、要配慮者への避難誘導に留意する。

① 対象者

- a 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- b 現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者（旅行者、旅館等の宿泊者、通行人を含む。）
- c 災害によって、被害を受けるおそれのある者
 - ・ 町長の避難命令を受けた者
 - ・ 町長の避難命令は受けていないが、緊急に避難する必要のある者

② 開設場所

- a あらかじめ指定した避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無など安全性を確認の上、避難所を開設する。
- b 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- c 災害の様相が深刻で、町内に避難所を開設することができない場合は、隣接市町村避難所への収容委託や隣接市町村の建物または土地を借り上げて避難所を開設する。
- d 要配慮者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し介助員を配置する。なお、要配慮者の家族についても、必要に応じて福祉避難所に避難させる。

③ 設置期間

- a 避難所は、必要最低限の期間設置し、日時が経過し避難者が減少するときは、逐次開設数を整理縮小する。
- b 避難所の開設は、応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図る。特に、学校を避難所とした場合には、教育機能の早期回復を図る。
- c 避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の建設を進める。

d 災害救助法が適用された場合の避難所の開設期間は、最大限7日以内とする。ただし、期間を延長する必要がある場合には、厚生労働大臣の承認を必要とするため県と協議する。

④ 県への報告

町は、避難所を開設した場合、直ちに避難所開設の状況を県に報告する。この場合の報告事項は、おおむね次のとおりである。

- ・ 避難所の開設の日時及び場所
- ・ 開設数及び収容人員
- ・ 開設見込み期間

⑤ 県への要請

町は、避難所の不足や避難所開設に必要な資材等が不足する場合など避難所の開設等に支障を生じた場合には、必要によって隣接市町村等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請する。

イ 避難所の運営

町は、次の事項に留意し避難所の適正な運営に当たる。

① 管理責任者の配置

各避難所ごとに、原則として町職員の管理責任者を配置する。ただし、災害発生直後から当分の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことも予想されるため、本来の施設管理者を管理責任者として充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておく。

また、管理責任者は、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交代ができる体制に整備する。この場合、臨時職員の雇用も考えられる。

② 管理責任者の役割

a 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、要配慮者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難所被災者台帳を作成する。

b 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。

要配慮者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所または福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を行う。

c 被災者に必要な食品、飲料水その他生活必需品の供給について、常に町と連絡を行う。

また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整理し、各世帯を単位として配布状況を記録しておく。

d ボランティア組織等の支援に関して、適切な指示を行う。

③ 生活環境の整備

避難者の生活環境を整備するため、次の事項について対応する。

a 避難者に必要な食料その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布する。

b 避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さの対策の必要性、入浴及び洗濯の機会の確保、食料の確保、ごみ処理の状況確認など、生活環境の改善対策を講ずる。

(設備、備品の例示)

- ・畳、マット、カーペット
- ・冷暖房機器
- ・洗濯機、乾燥機
- ・その他必要な設備、備品
- ・間仕切り用パーティション
- ・仮設風呂・シャワー
- ・仮設トイレ

c 物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

d 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策をすすめるとともに必要な電気容量を確保する。

e 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段を確保する。

f 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的マイノリティ等に配慮し、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズ等に対応した避難所運営に努める。

(a) 授乳室や男女別のトイレ、男女共同のユニバーサルトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースの設置。

(b) 生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど配布方法を工夫すること。

(c) 仮設トイレを設置する場合は、男性に比べ女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにする。

(d) 女性や子どもに対する暴力を予防するため、トイレ・更衣室・入浴設備等の設置場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつける。

(e) 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関等と連携を図りながら相談窓口の周知広報に努めること。

(f) 避難スペースの割り振りについては、家族構成や性別等に配慮するものとする。

巡回パトロール等を実施することとし、避難所の治安・防犯等の観点から、なお、避難所における防犯対策を進めるため、警察と連携し各避難所の真にやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮する。

(g) 避難所からの早期自立を図るため、子育て、介護支援サービスの早期の提供に努めること。

④ 住民による自主的運営

避難所での生活が長期化する場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、自治組織を育成するなどにより避難者による避難所の自主的な運営が行われるよう努める。

また、避難者の自主的な生活ルールづくりが、女性、子ども、若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえたものとなるよう支援すること。

⑤ 指定避難所以外の被災者への支援

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等の保健サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

【県】

県は、市、被災者の避難所での生活環境を整備するため、関係機関団体との調整を行い市町村の対応を支援するものとする

高千穂町指定避難所一覽

番号	施設名称	所在地	電話番号	収容人数 (人)	地震 災害	土砂 災害
1	自然休養村管理センター	三田井1498	72-2777	120	×	○
2	高千穂町武道館	三田井1339-1	72-4723	250	○	○
3	高千穂小学校体育館	三田井122	72-3251	120	○	○
4	押方体育館	押方1291-1	72-3867	150	○	○
5	押方小学校体育館	押方561-1	72-2239	150	○	○
6	下押方公民館	押方860-5	72-6820	30	○	○
7	五ヶ村西公民館	押方5428	72-2768	30	○	○
8	山附活性化センター	押方1822-1	—	30	○	○
9	三原尾野公民館	押方2827	—	25	○	×
10	旧向山北小学校	向山1232-1	—	120	○	○
11	旧向山南校体育館	向山4815-1	—	120	○	×
12	椎屋谷公民館	向山457	72-4250	25	○	○
13	岩戸小学校体育館	岩戸1076-1	74-8204	120	○	○
14	岩戸体育館	岩戸4518-2	—	120	○	○
15	旧上岩戸小学校体育館	上岩戸532	—	120	○	○
16	上野公民館（出張所）	上野4963	77-1001	35	×	○
17	上野体育館	上野4961	—	120	×	○
18	黒口公民館	上野2535	77-1817	25	○	○
19	下野西公民館	下野5163	77-1815	25	○	○
20	田原出張所	河内45	75-1111	35	×	○
21	上田原公民館	田原554-5	75-1211	49	○	○
22	下田原公民館	田原2079	75-1814	50	○	○
23	高岩公民館	田原3057	75-1840	17	×	○
24	下河内公民館	河内2626	75-1846	42	○	×
25	奥鶴公民館	河内670-10	—	17	○	×
26	旧五ヶ所小学校体育館	五ヶ所697-2	—	120	○	×
27	田原小学校体育館	河内36	75-1031	120	○	×
28	旧田原中学校	河内1576	75-1014	120	○	○
29	高千穂高校体育館	三田井1234	72-3111	200	○	○

※ 災害の種類によって、使用できる避難所を記載（地震災害の場合「耐震基準を満たす施設に○」、土砂災害の場合「急傾斜地・土石流危険区域外の施設に○」としている。）

※ 避難に際し、時間的余裕のある場合は、より安全性の高い避難所から解放する。

※ 収容人数については、数日間の避難生活が可能人数を記載。

※ 各避難所施設の設備等については、資料編に掲載。

3 被災者の把握（町民生活課・福祉保険課）

(1) 避難者、在宅被災者の把握

ア 避難者の状況把握

災害発生直後より、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項を把握する。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

① 登録事項

- a 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- b 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- c 親族の連絡先
- d 住家被害の状況や人的被害の状況
- e 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- f 支援の必要生（健康状態、保育や介護を要する状況等）
- g 外部からの問い合わせに対する情報開示の可否
- h その他、必要とする項目

② 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録する。

③ 登録結果の活用等

登録された状況は、避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。なお、避難者の中には、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれることも想定されることから、加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難所の個人情報管理を徹底する。

④ 登録結果の報告

登録の結果は、日々、町災害対策本部に集約する。

なお、災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

イ 在宅被害者の状況把握

避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難所への従容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。

特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

【県】

被災の状況が甚大で、市町村において避難者の状況把握等困難な場合は、関係機関、関係部局の職員が連携し、避難者等の状況把握や相談に対応するものとする。

(2) 被災認定

町は、被災認定を、本章第18節「災害救助法の適用」の基準により行う。

4 避難生活環境の確保（福祉保険課、町民生活課、保健福祉総合センター）

(1) 避難所生活環境の整備

ア 衛生環境の維持

町は、要配慮者等の被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸、うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

イ 清潔保持に必要な知識の普及

町は、限られた空間の中で、多人数の人々が生活していくために必要な環境の清潔保持に関する事、プライバシー保護に関する事等具体的な衛生教育を行う。

(2) 健康管理

ア 被災者の健康状態の把握

① 町は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

② 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討ができるよう努める。

③ 継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

イ 被災者の精神状態の把握

① 町は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

② 町は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

ウ 継続的要援助者のリストアップ

町は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

エ 関係機関との連携の強化

町は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

5 要配慮者等への配慮（福祉保険課、保健福祉総合センター）

(1) 要配慮者に配慮した応急対策の実施

ア 災害発生直後に必要な対策

① 避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿に基づき、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行う。

なお、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿を提供でき、この場合、名簿情報を提供することについて本人の同意を要しないことに留意する。

- ② 避難の必要な避難行動要支援者について、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、避難所への速やかな避難誘導を行う。

イ 早期に必要な対策

① 一般の避難所での対策

- a 避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当たる。
- b 障害者用のトイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設、車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスの提供を行う。
- c 食品や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において要配慮者が不利にならないように介助に配慮する。また、食品の供与に当たっては、要配慮者がたべやすい食品を供給する。
- d 避難所での生活情報の伝達において、要配慮者が不利にならないように、聴覚障害者に対しては掲示板や手話通訳、視覚障害者には点字など要配慮者の必要に応じて情報を的確に伝える方法を用いる。
- e 要配慮者の介助に関しては、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請する。
- f 一般の避難所での生活が長期化しないように、速やかに福祉避難所への移行を図る。

② 福祉避難所での対策

福祉避難所においては、前記①の対応とともに、次の事項に留意する。

- a 要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行ううえで専門的な知識を有する生活相談員を常時配置するとともに、男女双方の視点に配慮する。
- b 相談等に当たる介助員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮する。
- c 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対策を行う。

【県】

県は、要配慮者の被災状況、避難の状況等を市町村を通じて把握するとともに、保健医療 サービスや福祉サービスが十分に行われるよう、関係部局とも連携し、市町村を支援する。

(2) 関係団体との連携

町は、避難所または在宅の要配慮者の生活支援について、避難所（福祉避難所を含む）の管理者、自主防災組織、公民館、社会福祉施設、ボランティア、民生・児童委員、保健師、ケアマネージャー、ホームヘルパー、手話通訳、日本赤十字宮崎県支部、保健所、福祉事務所など様々な関係機関・団体と連携を図る。

(3) 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

町は、社会福祉施設の人的被害や建物被害、避難所や他の社会福祉施設への収容の要否、介助職員等の確保の要否等を速やかに確認し、関係機関と連携し、社会福祉施設を支援する。

【社会福祉施設管理者】

ア 各種防災計画に基づき、施設の防災組織や地域住民等の協力を受け、避難所へ入所者等を速やかに避難させるとともに、状況に応じて避難所への避難を行うこと。

イ 災害により負傷した入所者等の病院への搬送、避難所への搬送を行うこと。また、施設の被害状況によっては、他の社会福祉施設への受入要請と搬送を行うこと。

ウ 入所者等の食料、飲料水、生活必需品等について、施設の備蓄物資から供給するとともに、不足が生じたときは、市町村等に対して供給応援を要請すること。

エ 入所者等の介助等について、必要に応じて他の社会福祉施設、ボランティア組織等に支援を要請すること。

オ 町が実施する避難所や在宅の要配慮者への相談窓口開設に協力すること。

カ 厚生労働省からの防災関係の各通知等により対応すること。

【各ライフライン事業者】

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者に対する安全確保対策

ア 支援要員の確保

町は、避難行動要支援者に対する膨大な関連業務が発生することが予想されることから、高齢者、障害者等への支援対策を円滑に実施できる要員の確保に努める。

イ 安否確認、救助活動

町は、保健医療サービスや福祉サービスを受けている利用者の名簿等を活用し、民生・児童委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

【県警察本部】

県警察本部は、交番・駐在所の生活安全センターとしての機能を発揮して、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、自治体等関係機関・団体や地域住民と連携して、安否確認や救助活動を推進する

ウ 輸送体制の確保

町は、要配慮者の輸送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、患者輸送車や社会福祉施設所有の自動車により行う。

エ 要配慮者の状況調査及び情報の提供

町は、民生・児童委員及びボランティア等の協力を得て、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

オ 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

町は、入所者等の食品、飲料水、生活必需品等について、施設の備蓄物資から供給するとともに、不足が生じたときは、町等に対して供給応援を要請すること。

カ 保健、福祉巡回サービス

町は、医師、民生・児童委員、保健師等により、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルヘルスケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

カ 保健・福祉相談窓口の開設

町は、災害発生後、必要に応じて速やかに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

キ 避難所における要配慮者に対する支援対策

① 避難所の物理的障壁の除去（バリアフリー化）

物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合は、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設する。

② 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

③ 福祉避難所の指定、設置と管理、運営

a 町は必要に応じ要配慮者が必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置し、当該避難所には相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行う。

b 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係各課と連携を図り、高齢者世話付き住宅への入居または社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所がはかられるように努める。

(5) 外国人に対する安全確保対策

ア 外国人の避難誘導

町は、語学ボランティアの協力を得て、広報車などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

イ 安否確認、救助活動

町は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

ウ 情報の提供

① 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供やチラシ、情報誌等の発行、配布を行う。

② テレビ、ラジオ、町ホームページ等による情報の提供

町は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、町ホームページ等を活用して多言語等による情報提供に努める。

エ 外国人相談窓口の開設

町は、必要に応じて、外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。また、「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

【県】

ア 県国際交流協会は、必要に応じて速やかに「受入れ窓口」を開設し、語学ボランティアの受入体制を確保する。

イ 県国際交流協会が運営する「受入れ窓口」における主な活動内容は、次に示す通りである。

- ① 語学ボランティアの募集、登録、受入れ、協力依頼、派遣
- ② 県担当窓口や市町村等との連絡調整
- ③ その他

ウ 語学ボランティアの活動内容 語学ボランティアの主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ① 外国語の通訳
- ② 外国語の資料の作成・翻訳
- ③ その他、外国人被災者の生活支援に必要な活動

6 応急住宅の確保（建設課、財政課）

(1) 基本事項

ア 応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法の適用のあった市町村については、その規格、規模、構造、単価等市町村間で格差が生じないよう広域的な調整が必要なことから、原則として知事が行う。

イ 県は、災害応援協定に基づき応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人宮崎県建設業協会等の業界団体に資機材の供給の支援を要請するものとする。

ウ 県は必要に応じ、応援協定により他の都道府県に住宅提供等に関する応援を要請する。

エ 知事が町長に委任した場合または災害救助法の適用に至らない場合は、建設課が行うものとする。

(2) 応急仮設住宅の供与・管理

ア 供与期間等

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、その供与期間は、完成した日から2年以内とする。

イ 設置戸数の決定

町は、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、県と協議の上、設置戸数を決定する。

ウ 設置場所の提供等

- ① 設置場所は原則として町の公有地で住宅地としての生活環境に適した場所を提供する。なお、国有地については、国有財産法（昭和23年法律第73号）第19条及び第22条第1項第3号等により無償貸与を受けられるので、九州財務局宮崎財務事務所と協議する。
- ② 民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とし、その利用について所有者と設置期間等の利用関係について契約書を締結しておく。

エ 建設資材の調達

災害救助法に規定する応急仮設住宅の規模を基準として、建設資材を調達する。なお、調達に当たっては、一般社団法人プレハブ建設協会、一般社団法人宮崎県建設業協会等の協力を得るものとする。

オ 入居者の選定等

町は、被災者の状況を調査の上、次の基準により入居者を決定する。

なお、町は、入居の選定に当たって建設課、民生委員等からなる選考委員会を設置する。

[住家が全焼、全壊または流失し、現に居住する住家のない者で、自らの資力で住宅を確保できない者。]

(例示)

- ・ 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ・ 特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等
- ・ 前各号に準ずる者

カ 福祉仮設住宅の設置

高齢者等、日常生活に特別な配慮を要する者が、利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅も必要によって設置する。

キ 応急仮設住宅の管理

- ① 応急仮設住宅を設置したときは、その維持管理に努めなければならない。
- ② 管理者は、常に入居者の実態を把握して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等の各種サービスの提供に努める。
- ③ 応急仮設住宅の入居者名簿は、世帯単位とともに個人単位でも作成することとし、氏名、性別、年齢、支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）、

外部からの問合せに対する情報の開示の可否等を記載すること。また、個人情報の取扱及び管理には十分に注意すること。

ク 入居者に対する仮設住宅の性格の説明

入居者に対し、応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであって、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し理解を得ておく。

ケ 地域社会づくり

- ① 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮する。
- ② 大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合には、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会などの育成を図る。
- ③ 自治会では、女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な意見を踏まえたルール作りを行う。
- ④ 応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、自治会活動などの地域社会づくりの拠点としての集会施設の設置に配慮する。
- ⑤ 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に、民生、児童委員やボランティア等の連携体制による見守り活動が行われるよう配慮する。

コ 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し被災者の恒久住宅への移転を推進・支援する。

- ① 恒久住宅需要の的確な把握
- ② 住宅再建に対する各種融資等支援策の周知徹底
- ③ 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知
- ④ 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設への入所等
- ⑤ その他、住宅等に関する情報の提供

(3) 被災住宅の応急修理

ア 応急修理の期間

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。

イ 応急修理の戸数の決定

応急修理を要する戸数を速やかに把握し、県と協議の上、対象数を決定する。

ウ 応急修理の規模

応急修理の面積について特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等で日常生活を維持する上で必要な最小部分について、災害救助法に規定する金額の範囲内で応急的な修理を行う。

エ 応急修理の対象世帯の選定等

町は、被災者の状況を調査し、県と協議の上、次の基準で対象世帯を決定する。

なお、町は、対象世帯の選定にあたって、建設課、民生委員等からなる選考委員会を設置する。

基準 … 半焼または半壊の被害を受け、かつ、この被害のため差し当たって日常生活が営み得ない世帯で、被害を受けた住宅以外に住むところがなく、自らの資力で応急的な修理ができない世帯とする。

オ 建築相談窓口の設置

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。

町長は、この事務について、町職員のみでは対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

(4) 公的住宅等の空き家の活用

町は、状況に応じ、被災者の住宅を応急的に確保するために、公営住宅等の空き家に一時的に入居させる。

また、状況に応じ、他県等への被災者の一時入居について県に要請する。

第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

災害による住居被害や食料流通機構の麻痺、ライフラインの寸断等により、被災者が自ら食料・飲料水及び生活必需品を得る手段がない場合、備蓄等から食料を供給する。

食料供給活動は、基本的には町長が行うことを原則とし、必要に応じ県の支援及び総合調整を要請する。

1 食料の供給（福祉保険課、保健福祉総合センター）

(1) 炊き出しその他による食料の給与

町は、災害時の住家の被害や食料品の販売機構等の麻痺、水道等のライフラインの寸断等により、被災者が日常の食事を得られない場合、炊出しや公的備蓄からの食糧を供給し、被災者の食生活を確保する。

ア 対象

避難所に収容された者、住家の被害により自炊ができない者、社会福祉施設の入所者等で施設が自ら食品の給与ができない者等、災害により現に食事を得る手段がない者とする。

イ 給与の内容

- ① 食品の給与に当たっては、食品の衛生に留意し、現に食し得る状態にあるものを給すること。
- ② 乳幼児、高齢者、病弱者にも配慮したものを給すること。
- ③ 食品の給与の長期化に対応したメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保を図ること。

※ 「宮崎県災害時行政栄養士活動マニュアル」に基づき対応する。

ウ 給与の方法

災害直後においては、備蓄食料や産業給食（市販の弁当、おにぎり）等による給与が考えられるが、メニューの多様化や適温食の供給等を配慮し、ボランティア等による避難所等での炊き出しや集団給食施設の利用による供給に転換を図ること。

エ 県、近隣市町村への協力要請

町は、多大な被害を受けたことにより、炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

オ 品目

米穀（米飯を含む。）、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

(2) 物資拠点の指定及び管理

ア 物資拠点の指定

町は、あらかじめ定めた物資拠点を活用し、調達した食料などの物資の集配を行う。

高千穂町における調達食料の集積場所

物資拠点場所	電話番号	施設の状況
高千穂町役場 本庁	73-1200	鉄筋コンクリート 地上4F
高千穂町役場 天岩戸出張所	74-8011	鉄筋コンクリート 地上2F
高千穂町役場 上野出張所	77-1001	鉄筋コンクリート 地上2F
高千穂町役場 田原出張所	75-1111	鉄筋コンクリート 地上2F

イ 物資拠点の管理

県及び町は、食料などの物資の集積を行う場合は、物流関係団体等と連携するなど、物資拠点ごとに管理運営責任者及び警備員等を配置し、食品などの物資の管理に万全を期するものとする。

2 飲料水の供給及び給水の実施（総務課・上下水道課）

(1) 飲料水の供給

町は、災害により水道等の給水施設の破壊あるいは汚染が発生し、被災者が飲料水の供給を必要とする場合、必要な量の飲料水を供給する。

ア 対象者

避難所に収容された被災者及び在宅の被災者に限らず、災害のために現に飲料水を得ることができない者とする。

イ 給与の内容

1人1日当たりの所要給水量は、3リットル程度とする。

ウ 給与の方法

- ① 災害直後においては、容器等の不足等も考慮し市販のペットボトル等被災者の飲料しやすい方法により供給することも考えられるが、搬入経路が途絶している場合は、ろ水器、浄水剤等の使用による飲料水の確保も考慮すること。
- ② 給水車等により、隣接町村から搬送による給水を受けること。
- ③ 断水等が長期化する場合、避難所や地域ごとに大型ポリタンクを設置するなどにより、被災者で適時給水を受けられるよう配慮すること。

(2) 応急給水の実施

ア 公平で効率的な応急給水

町は、水道施設の被災状況や断水状況等を迅速かつ的確に把握し、公平で効率的な応急給水を行うものとする。

イ 応急給水基本計画

町は、県内外他事業者等からの応援を有効かつ計画的に活用するため、必要に応じ、応急給水基本計画を立案するものとする。

ウ 作業体制の確保

町は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急給水体制を整備するとともに、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速かつ効率的な応急給水を行うものとする。

エ 重要施設の優先的給水

町は、最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急給水を行うものとする。

3 生活必需品の供給（福祉保険課）

(1) 生活必需品の給(貸)与

町は、住家被害者により被服、寝具その他生活必需品を喪失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、応急的な被服、寝具その他生活必需品を、公的備蓄等から給(貸)与する。

ア 対象者

住家に被害を受けまたは住家に被害はないが現に住家に立入が禁止されている等で、被服、寝具その他生活必需品を喪失。き損または入手できない者。

イ 給(貸)与の内容

避難所等での生活に必要な寝具、衣類、身の回りの日常生活等で、一時的な生活の急場をしのぐ程度の品とする。

ウ 給(貸)与の方法

- ① 生活必需品を一律的に配布するのではなく、被災者の手持ち品の状況に応じて、世帯ごとの人員も勘案の上、金銭や商品券等ではなく現物を給(貸)与する。
- ② 世帯構成等を確認し、配分計画票等も作成の上、給(貸)与する。
- ③ 備蓄物資以外に義援物資等の搬入も考えられるところから、その受払簿の作成、区分の仕方等についても体制を整備し給(貸)与する。

エ 品目の例示

- ① 寝具（毛布等）
- ② 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、簡易トイレ、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙オムツ等）
- ③ 様々なサイズの衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）
- ④ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
- ⑤ 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
- ⑥ 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）
- ⑦ 車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具等の補装具類
- ⑧ 女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資（生理用品、紙オムツ用品、粉ミルク用品、離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等）
- ⑨ その他（ビニールシート等）

オ 県、近隣市町村への協力要請

町は、多大な被害を受けたことにより、生活必需品の給（貸）与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

【県】

- (1) 県においては、市町村から緊急食料の供給の要請があった場合または災害の状況等により知事が必要と認めた場合は、市町村に対し、県が備蓄する緊急援護物資の供給を行うものとする。
- (2) 県は、緊急援護物資によっても不足または供給が困難な緊急物資について、次の措置を講ずるものとする。
 - ア 緊急物資保有者からの調達
 - イ 広域応援協定に基づく近隣県への供給の要望
 - ウ 国への調達または斡旋の要望
- (3) 市町村から緊急援護物資として備蓄している日用品等の供給の要請を受けた場合または災害の状況等により知事が必要と認めた場合は、市町村に対し、公的備蓄及び流通在庫備蓄を有効活用し、生活必需品の供給を行う。

【日本赤十字社宮崎県支部】

備蓄している非常災害用救援物資をあらかじめ定められた配分基準により、市町村を通じ、速やかに被災者に分配する。

第11節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動

大規模災害による上下水道、簡易水道等のライフラインの被災や避難生活の長期化等は生活環境の悪化を招くことになる。

被災地における環境衛生の維持と防疫対策は、災害医療の観点からみても欠かすことのできない活動であり、保健衛生、防疫、環境対策等について、関係機関の協力を得て積極的に行う。

1 保健衛生対策の実施（保健福祉総合センター）

(1) 健康対策の実施

ア 救護所の設置等

避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

その際、個室やパーティションを活用し、プライバシーが確保されたスペースで診療等が行えるよう配慮するものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

イ 巡回健康相談の実施

- ① 町は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、保健師や相談員による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- ② 町は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に対応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。
- ③ 町は、巡回健康相談の実施に当たり、県と連携して要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努める。

イ 巡回栄養相談の実施

- ① 町は、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。
- ② 町は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適性を支援する。

※ 「宮崎県災害時行政栄養士活動マニュアル」に基づき対応する。

(2) 精神医療、メンタルヘルスケアの実施

ア 精神科救急医療の確保（国見ヶ丘病院、高千穂保健所）

【県】

県は、治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者に対して、県精神病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための体制を確保するものとする。

こうした病状の悪化した精神障害者を受け入れる病床の確保については、保健所を通じて各医療機関と調整を行うものとする。

イ メンタルヘルスケア、カウンセリングの実施

県は、町と協力し、保健所に心の相談所を設置する。

また、必要に応じて、国や他県の精神科医療チームの派遣及び救護活動の実施の要請を行う。

心の相談所は、各精神科医療チームの派遣等支援体制の進展に応じて次のことを実施する。

① 第一段階

常駐の医師による保健所での診療、保健所からの避難所への巡回診療及び訪問活動

② 第二段階

- a 精神科医療チームによる巡回診療、精神科医療機関による診療再開
- b 保健所による長期の継続が必要なケースの把握、対応

③ 第三段階

- a 心の相談所における被災者及び支援者に対するメンタルヘルスケアの実施、夜間巡回等
- b 支援者自身のためのメンタルヘルスに関する啓発

④ 第四段階

- a 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動
- b 災害ストレスによる精神的不調への対応及び悪化防止のための啓発
- c 精神科医療チーム活動拠点における、保健所及び心の相談所の救護活動状況や地域の精神保健医療に関する情報収集や情報共有
- d 地域全体のメンタルヘルス増進に関する啓発活動及び情報提供

ウ 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

町は、被災者の心理的ケアに対応するため、「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレットを被災者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

2 防疫、食品衛生・愛護動物対策の実施（保健福祉総合センター、町民生活課）

(1) 防疫対策の実施

ア 防疫組織の設置

町は、防疫関係の組織をつくとともに、必要な教育訓練を行う。

イ 防疫措置情報の収集・報告

町は、気象庁、警察及び消防団等との連絡を取り、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域または場所を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関は、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合は、町への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

ウ 防疫対策

町は、被害の状況等を考慮し、当該災害に即応した防疫対策を策定する。

エ 消毒薬品・器具器材等の調達

町は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬品・器具器材等を迅速に調達する。また必要に応じ、薬業団体及び近隣県・市町村などの協力を求める。

オ 防疫措置等の実施

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく消毒その他の措置等を行う。

カ 予防教育及び広報活動

町は、パンフレット等によりあるいは関係団体等を通じて、住民に対する予防教育を徹底するとともに、自ら有する広報機能によりまたは報道機関に協力を求めることにより、広報活動を行う。予防教育及び広報に当たっては、いたずらに社会不安をあおることがないように努める。

キ 記録の整備及び状況等の報告

町は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を管轄保健所に報告する。

ク その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、新たな通知等が出されるまでの当面の間、昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知「災害防疫の実施について」により行う。

(2) 食品衛生対策の実施

町は、感染症発生等の環境悪化を防ぐため、知事の行う食品衛生対策に協力し、食品の衛生管理を行う。

【県】

ア 食中毒の未然防止

県は、被災地における食品の衛生確保を図るため、飲食に起因する食中毒を未然に防止し、必要に応じ食品衛生指導班を編成して、監視指導を実施する。

- ① 食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣して、食品の配送等における衛生確保の状況を把握し、必要に応じ監視指導を実施する。
- ② 食品衛生監視員を避難所等に派遣して、食品の衛生的取扱い・加熱調理・食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じ指導する。
- ③ 食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造・食品取扱設備・給水について、衛生上の改善を必要に応じ指導する。
- ④ 食品衛生協会の食品衛生指導員に対し、被災地の保健所と協力し、食品関係営業施設に対し、加熱調理等食品の衛生的取扱いについて、相談に応じ指導するよう要請する。
- ⑤ 被災地の保健所との連絡体制を確保し、必要に応じ近隣各県に対し衛生確保のための支援を要請する。

イ 食中毒発生時の対応

食中毒患者が発生した場合には、被害の拡大及び再発防止に努めるとともに、必要に応じ関係機関等と連絡調整を行う。

- ① 食中毒患者が発生した場合については、食品衛生監視員に検査を実施させるとともに、食中毒の原因食品・原因施設等を調査して、被害の拡大及び再発防止に努める。
- ② 食中毒被害が拡大し、処理が困難であると認められる場合には、速やかに厚生労働省に報告するとともに、状況により近隣各県や厚生労働省に支援要請を行う。

ウ 食品衛生に関する広報

県は、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

(3) 愛護動物の救護の実施

ア 愛護動物の飼育場所の設置

被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、町は、避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。

イ 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

- ① 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- ② 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- ③ 飼養困難な愛護動物の一時保管
- ④ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
- ⑤ 愛護動物に関する相談の実施等

ウ 避難所における愛護動物の適切な指導等

町は、保健所と協力して、同行避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

3 災害廃棄物処理（町民生活課、保健福祉総合センター）

災害による大量の廃棄物の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、災害廃棄物処理等の活動を迅速に行い、地域の環境保全を積極的に図っていく。

(1) 建物の倒壊等によるがれき類等の処理

ア 被害情報の収集と災害廃棄物発生量の把握

町は、損壊建物数等の情報を収集し、速やかに災害廃棄物発生量を把握するとともに災害廃棄物処理実行計画を定める。同時に県に連絡するものとする。

イ 作業体制の確保

① 人員、資機材等の確保

町は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

② 応援要請

町は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

ウ 処理の実施

① 撤去作業

町は、地震等により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去することとする。

② 仮置場、中間処理施設及び最終処分場の確保

町は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置場を十分に確保する。また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

エ 住民の行動

① 市町村が定める分別区分を遵守する。

② 仮置場への搬出は、市町村の指示に従う。

(2) 避難所・生活ごみ処理

ア 被害情報の収集と全体処理量の把握

① 町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

② 町は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、処理計画を定める。

イ 作業体制の確保

① 人員、資機材等の確保

町は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる処理体制を確立する。

② 応援要請

処理施設や収集・運搬体制が被災している場合は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

ウ 処理の実施

① 避難所ごみ、生活ごみの収集

町は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行う。

② 住民への広報

町は、可燃物・不燃物の分別を行うよう住民及び事業所に広報する。また、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

エ 住民の行動

① ごみは指定された方法により搬出する。

② 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

ゴミ処理施設の設置状況

業者名	所在地	電話	規格 (t/日)	処理方式	敷地面積 (㎡)
西臼杵広域行政事務組合 衛生センター	日之影町 大字七折 13825	72-2791	17	中継施設 コンパクト コンテナ方式	48.38

(3) し尿処理

ア 被害情報の収集と全体処理量の把握

- ① 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計する。
- ② 町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設（簡易）トイレの必要数や、し尿の収集・処理見込みを把握する。
- ③ 町は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理計画を定める。

イ 作業体制の確保

- ① 人員、資機材等の確保
町は、し尿処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。
- ② 応援要請
a し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。
b 近隣市町村等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な応援の要請を行う。

ウ 処理の実施

- ① 処理施設の復旧と収集・運搬の実施
町は、下水道施設、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。
- ② 住民への広報
下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレを使用せず、仮設（簡易）トイレ等で処理するよう広報を行う。
- ③ 河川、プール等の水の利用
上下水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等によって水を確保し、できる限り下水道機能の活用を図る。
- ③ 仮設（簡易）トイレの設置
町は、必要に応じて水洗トイレの使用の制限を行うとともに、仮設（簡易）トイレを速やかに避難所、住家密集地に設置する。仮設（簡易）トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

仮設（簡易）トイレ等については、近年、吸湿剤や発泡剤等の開発によりし尿の消却が可能になるなど、比較的簡便な方法でし尿処理が可能となるような製品も開発されている。

これらの製品は様々な処理方法のため、し尿処理施設等における処理が可能であるか確認し、受入れについて検討するものとする。

エ 住民及び自主防災組織の行動

- ① 下水道施設等の被災に伴い水洗トイレが使用できない場合は、仮設トイレ等を使用し処理することとする。
- ② 自主防災組織が中心となり、仮設（簡易）トイレの設置及び管理を行う。

し尿処理施設の設置状況と処理能力

施設・業者名	所在地	電話	規格 (t/日)	処理方式	敷地面積 (㎡)
高千穂町浄化センター	三田井 6496	73-1836	2	OD法	10,500
西臼杵広域行政事務組合 衛生センター	日之影町 大字七折 13825	72-2791	40	標準脱窒素方式	10,540

第12節 行方不明者の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

行方不明者及び遺体の搜索については家族や近親者にとって切実な問題であり、また住民にとっても関心の深い問題である。

このため、行方不明者等の搜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努めなければならない。

また、遺体の確認、遺族への迅速な引き渡しは、遺族にとって切実な問題であり、これらの業務と埋葬を遅滞なく処理することによって、人心の安定を図る。

なお、遺体の確認等に当たっては、災害という混乱状態の中でも死体の人格を尊重し、遺族・近親者の感情に十分配慮した対応を行う。

1 行方不明者及び遺体の搜索（町民生活課、総務課）

(1) 行方不明者の調査

災害時における行方不明者の調査は、町が消防機関及び警察機関と協力して行う。

【警察】

行方不明者届を受理したときは、避難所、病院その他関係施設に必要な手配を行うなど、該当者の発見に努める。

(2) 遺体の搜索

ア 搜索活動の実施主体

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索は、町が、県・県警察本部及び赤十字奉仕団等の協力のもとに実施する。

イ 搜索活動の実施

町は、災害による行方不明者等がある場合には、警察の協力を得て、消防機関、自主防災組織、地元ボランティア等と搜索活動を行う。

【県】

当該市町村だけでは十分な対応が出来ない場合、県は、周辺市町村、自衛隊等に対し応援の要請を行うものとする。

【県警察本部】

警察は市町村が行う搜索活動に協力し、行方不明者の発見に努める。発見した遺体については国家公安委員会規則に基づき、検死等所要の措置を講ずる。

2 遺体の確認、埋葬の実施（福祉保険課、総務課）

(1) 遺体の確認

ア 町は、遺体を発見した場合に、速やかに警察に連絡する。

イ 町は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺する。

ウ 町は、身元不明遺体については、警察と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会の協力を得て身元の確認に努める。

【警察】

ア 警察は、警察に対して届出がなされた遺体、または警察官が発見した遺体について、調査または検視を行った後、関係者（遺族等または市町村長）に引き渡す。死体の調査または検視に当っては、指紋資料及びDNA型資料の採取、写真撮影等を行う。

イ 警察は、町内で遺体の受取人がいないとき、または身元不明の遺体があるときは、町長に引き渡すものとする。なお、戸籍法第92条第1項に規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行うものとする。

(2) 遺体の処理

遺体の処理は町が実施する。ただし町のみで対応が困難な場合、県及び日本赤十字社宮崎県支部に遺体の処理の協力を要請する。

ア 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、町は、人心の安定上、腐敗防止上または遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

イ 検案

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、または、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき、医学的検査をなすことである。

検案は、町が実施する。ただし、遺体が多数の場合等で、町のみで十分な対応が困難な場合には、県及び日本赤十字社宮崎県支部に検案活動の協力を要請する。

ウ 遺体の収容（安置）、一次保存

検死、検案を終えた遺体は、町が設置する遺体収容所に収容する。

① 遺体収容所（安置所）の設置

町は、被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。

被害が集中し、本町だけでは遺体の収容、収容所の設営が困難な場合には周辺町村に協力を要請する。

災害時遺体一時収容所

名 称	所 在 地	電話番号	収容能力
高千穂町武道館 弓道場	三田井 1339-1	72-4723	300 体

② 棺の確保

町は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

③ 身元不明遺体の集中安置

町は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

④ 遺体の氏名及び住所、性別、発見場所、身長、特徴等を遺体処理台帳に記載し、一体ごとに棺に表示する。

⑤ 身元確認のため収容所に一時保管しておく期間は、3日程度とする。

(3) 遺体の埋葬

ア 死亡者数の確認

町は、適切に埋葬するため、志望者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

イ 遺体の火葬、埋葬

遺体の埋葬は、町が実施し、原則として火葬する。棺、骨つぼ等を確保し、遺族に支給する等、現物給付をもって遺体の埋葬を行う。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

町の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、市町村防災相互応援協定に基づき、周辺市町村に対して火葬場の利用を要請する。

身元が判明しない遺骨は、納骨堂または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

火 葬 場

名 称	所 在 地	電話番号	処理能力
西臼杵広域行政事務組合 西臼杵斎場	大字三田井 2178-5	72-2098	3 基

※ 処理時間1体につき約2時間1日に15体処理できる。

3 遺体の捜索及び収容・埋葬のための費用及び期間（総務課、福祉保険課）

災害救助法が適用された場合の遺体の捜索及び収容・埋葬のための費用及び期間は、次のとおりである。

(1) 捜索

ア 捜索のための機械器具等の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び要員費は、町域における通常の実費とする。

イ 期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(2) 埋葬

ア 次の範囲内において原則として現物をもって実際に各地区墓地に埋葬を実施するものに支給する。

① 棺おけ

② 埋葬または火葬

③ 骨つぼまたは骨箱

イ 埋葬及び遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理並びに遺体の一時保管のための費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年厚生省告示第144号）に定める額以内とし、検案が収容処理班または警察官によりできない場合は、当該慣行料金の額以内とする。

ウ 期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第13節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動

大規模災害時には、一瞬にして社会生活基盤が崩壊し、災害直後から様々な犯罪、事故等の発生が予想される。

このため、町は、関係機関等との緊密な連携のもとに警察が行う災害情報の収集、分析及び被災地域等における秩序の維持活動に積極的に協力する。

また、被災地での犯罪、交通、行方不明等の様々な情報を関係機関等と共有するほか、被災者の生活再建へ向けて物価の安定、必要物資の安定供給のための措置を行う。

1 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持（総務課）

(1) 予想される混乱

災害時に予想される混乱として次のものが挙げられる。

- ア 交通網の寸断による被災地及び周辺道路の車両幅輦による交通渋滞
- イ 電話等通信網の寸断、幅輦による混乱
- ウ 盗難、詐欺、恐喝等の犯罪増加及び事故の多発による社会秩序の混乱
- エ 品薄による売惜しみ、買占め及び悪質商法の横行等による混乱
- オ 真偽不明情報の流言による混乱
- カ 被災地や避難所等での住民の混乱
- キ 行方不明者の相談、搜索活動等の混乱

(2) 町民への広報

町長は、警察及び住民等からの情報に基づき、混乱が生ずるおそれがあると認めるとき、または混乱が生じているときは、住民のとるべき措置について、防災行政無線や広報車等にて呼び掛けを行う。

(3) 警備活動の強化

町は、警察機関の災害警備計画に協力し、住民の安全を守る。

(4) 保安対策

町は、関係機関の保安対策に協力し、住民の安全を守る。

2 帰宅困難者対策（企画観光課、総務課）

災害の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する必要な措置を講ずる。

(1) 帰宅困難者対策の実施

町は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、鉄道等の交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供するほか、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図る。

第14節 公共施設等の応急復旧活動

道路等の交通施設、砂防施設、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な復旧を図る。

1 道路の応急復旧（建設課・農林振興課・農地整備課）

(1) 緊急点検

町及び道路管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握し、情報の収集に努める。

(2) 応急措置

町及び道路管理者は、情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。また、町が管理する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を西臼杵支庁に報告する。

ア 被害の発生した日時及び場所

イ 被害の内容及び程度

ウ う回路の有無

(3) 二次災害の防止対策

町及び道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

(4) 町及び道路管理者は、農道、林道及び作業路等を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。

(5) 幹線農道・林道は、避難路、延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。

(6) 町及び道路管理者は、災害等の発生によりその管理する道路が不通になった場合、円滑な救助活動の実施や日常生活を確保するため、う回路として重要な役割を果たす林道整備のほか、防災機能を発揮する付帯施設を整備する。

(7) 情報の連絡・広報

道路管理者は、被害の状況、応急措置、復旧状況について、町災害対策本部へ密に連絡する。また、住民に対して防災行政無線、テレビ、町ホームページ等により、それらの情報を広報する。

2 河川、砂防及び治山施設の応急復旧（建設課）

(1) 河川施設

災害により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

ア 被害の拡大を防止するため、町水防計画により水防活動を実施する。

イ 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

ウ 被災箇所が背後地に甚大な被害を与えるため緊急に施工しなければならない仮締切工事、または破壊箇所が次期出水により被害が予想される箇所について、決壊防止工事を行う。

エ 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させ、改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

(2) 地すべり対策

ア 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講ずる。

イ 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急措置及び監視を行う。

(3) 土石流対策

ア 必要に応じて避難勧告等の措置を講ずる。

イ 放置すれば下流または周辺の人家等へ影響するおそれ大きいものについて、仮設防護柵等を施工する。特に二次災害の危険性の高い被災箇所については、緊急に土砂対策工事を実施する。

3 農地・農業用施設の応急復旧（農地整備課）

農地・農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

(1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。

(2) 災害により、農地・農業用施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と応急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。

(3) 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

第15節 ライフライン施設の応急復旧

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設が大規模災害により被害を受け、その復旧に長時間を要した場合、住民の生活機能は著しく低下し、麻痺状態も予想される。このため、町及び防災関係機関は相互に連携を図りつつ、早期復旧を目指して応急体制を整備する。

1 ライフライン途絶時の代替対策

(1) 水道停止時の代替措置

あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については本章第10節「食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動」による。

(2) 下水道停止時の代替措置

町は、断水や管破断により下水道機能が停止した場合、仮設トイレを設置する。なお、避難所等の公共施設への仮設トイレの設置や汲取りは優先的に実施する。

(3) 電力停止時の代替措置

【九州電力送配電株式会社】

ア 公共機関広域避難所、その他重要施設に対し、発電機車・移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。

イ 停電が長期にわたる場合は、被害地市民の治安確保の面から、必要な箇所に照明器具などの仮設置を行う。

(4) 電話停止時の代替措置

【西日本電信電話株式会社】

ア 119番通報

故障等により専用回線が不通となった場合、公衆回線に切り替え通信の確保を図っている。

イ 特設・臨時公衆電話の設置及び街頭公衆電話の無料開放

① 特設公衆電話とは、災害が発生した場合、緊急措置として被災者の通話を確保するための無料の公衆電話で、災害救助法が発動された地域または、これに準じた災害が発生した場合設置する。

② 臨時公衆電話とは、災害時の通話を確保するために、特設公衆電話及び既設公衆電話だけでは対応できない場合、必要に応じて設置する臨時の公衆電話（有料）である。

③ 街頭公衆電話の無料開放

災害により停電となった場合、テレホンカードが使用できなくなったり、コインの収納箱が一杯でコインが使えなくなったりするおそれがある。このような場合に実施する緊急措置が街頭公衆電話の無料開放で、テレホンカードやコインを使わずに利用できる。

ウ 通信の利用制限

災害が発生し、安否の問い合わせやお見舞いの電話が、ある一定の地域に殺到し、かかりにくくなる。これは通話料が通信設備（交換機等）の許容量を超えてしまったために起こる現象であり、このような場合、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行う。

エ 輻輳緩和対策

被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な「災害用伝言ダイヤル」を導入し、非被災エリアの災害用伝言ダイヤルセンターを活用することにより輻輳緩和を図る

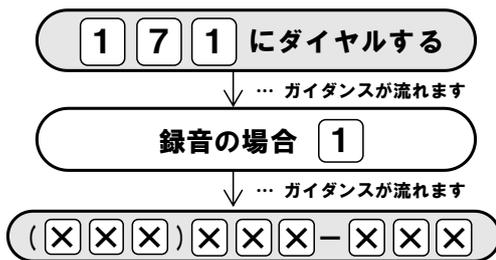
<災害時のお願い>

- 1 ラジオ、テレビ等の情報に注意し、緊急通話以外の電話は暫く控えること。
- 2 災害などで受話器が外れたままになっていると、交換機がマヒ状態になったり、せっかくかかってきた電話もお話中状態になりつながらないため、受話器の確認をすること。
- 3 電話がかかりにくい場合、続けてダイヤルするのは避ける。続けてダイヤルすると、なお一層かかりにくくなる。
- 4 電話がつながった場合も、待っている人のことを考えて、通話はできるだけ手短にすませる。

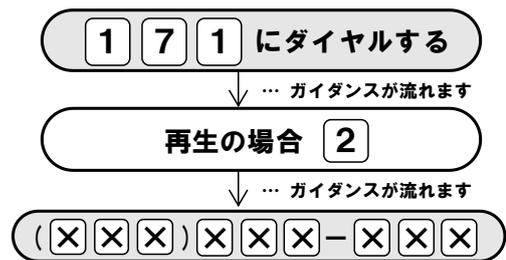
<災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法>

- 1 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行う。
- 2 サービスの提供開始や録音件数等、提供条件についてはNTTで決定し、テレビ・ラジオ等で通知する。

伝言の録音方法



伝言の再生方法



※ 電話番号は市外局番からダイヤルする

2 ライフライン施設の応急復旧

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設が大規模災害により被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、早期復旧を目指して応急体制を整備する。また、町は、県や各事業者と連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図る。

(1) 上水道施設の応急復旧

ア 応急復旧計画等

町及び簡易水道組合等の管理者は、町外からの応援を有効的かつ計画的に活用するため策定済みの「水道事業の災害対策マニュアル〔応急復旧・応急給水〕」の見直しを随時行うこと。

イ 作業体制の確保

町及び簡易水道組合等の管理者は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急復旧計画を立案するとともに、迅速な応急復旧ができるようにしておくこと。

ウ 重要施設の優先的復旧

人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急復旧を行うようにすること。

(2) 下水道施設の応急復旧

ア 被災状況の把握

町及び下水道関連機関は、災害に関する情報を収集し、被災状況を迅速に把握すること。

イ 作業体制の確保

町及び下水道関連機関は、速やかに作業体制を確立すること。また、広域的な範囲で被害が発生し、本町のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請すること。

ウ 応急復旧

町は、次の通り応急復旧作業を実施する。

① 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

② 浄化センター、マンホールポンプ場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、発電機により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

浄化センターが被害を受け、処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池や空地に設ける仮池等を沈殿池や塩素混和池に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に処理機能の回復に努める。

上記の上水道の供給にかかる資機材及び下水道復旧のための材料、その他防災上必要な資機材等は、高千穂町浄化センター内に備蓄し、随時点検を行うようにする。

エ 情報の連絡・広報

① 情報の連絡

町は、被害状況、応急措置、応急復旧状況について、町災害対策本部に密に連絡する。

② 住民への広報

町は 被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

(3) 電力施設の応急復旧

【九州電力送配電株式会社】

ア 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合または発生した場合は、災害対策組織を設置する。また災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

イ 災害時における情報の収集、連絡

① 通報、連絡の方法

通報、連絡は、無線、優先通信用の諸施設及びN T T電話等を利用して行うこととする。

② 情報の収集、報告

災害が発生した場合、対策組織の長は被害情報等を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

③ 情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

④ 通話制限

災害時の保安通信回線を確保するため、対策組織の長あるいは本店直轄機関及び現業機関等の長は、必要と認めたとき、通話制限その他必要な措置を講ずる。

ウ 対策要員の確保

① 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、予め定められた対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

② 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

③ 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

エ 災害時における復旧資材の確保

① 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ・現地調達
- ・対策組織相互の流通

・他電力会社等からの融通

② 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等を始め、その他実施可能な運搬手段により行う。

③ 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

オ 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

カ 災害時における応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ迅速、適切に実施する。

キ 復旧計画

対策組織は、各設備ごとに被害状況を把握し、復旧計画を立てると同時に、上級対策組織に速やかに報告する。

ク 復旧順位

復旧計画の策定及び実施にあたっては、あらかじめ定める各設備の復旧準備によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

(4) 通信施設の応急復旧

【西日本電信電話株式会社】

災害により通信サービスに支障をきたした時、以下の対策を講じ通信サービスの早期復旧に努める。

ア 被災状況の把握

① 社外との連携

災害に関する被災状況、応急措置、応急復旧の情報を、行政機関、防災関係機関と連絡を密に取り、情報交換に努める。

② 独自の調査

阪神・淡路大震災の教訓を基に、機動性に富んだ「バイク隊」を導入し、円滑かつ効率的な被災状況の把握や調査活動を行う。

イ 復旧要員の確保

① 復旧体制

災害が発生した場合状況に応じNTT西日本宮崎支店災害対策要綱に基づき、災害対策本部を設置する。

② 非常招集と自主出社

災害が発生した場合は、あらかじめ定められた復旧要員を非常招集するとともに、関係グループ会社等に要請する。NTT西日本宮崎支店では、一定の規模以上の地震が発生した場合等、自主的に出社する社員をあらかじめ指定している。

③ グループ一体となった復旧体制

NTT西日本宮崎支店で、早期復旧が困難な場合、関連グループ会社等に要請し、グループ一体となった復旧体制をとる。

④ 広域応援体制

大規模災害発生時に、NTT西日本宮崎支店のみでは短期間に復旧困難な場合、広域応援体制をとる。

⑤ 防災訓練

大規模災害に備え、定期的実施すると共に、行政機関の主催する防災訓練にも積極的に参加する。

ウ 資機材の確保

災害が発生した場合、重要通信を確保するとともに故障を迅速に復旧するため、可搬型無線機、移動電源車及び応急光ケーブル等の災害対策用機器・資材を事前に配備する。

エ 復旧順位

災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置をとることとし、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ適切な措置をもって復旧に努める。

第16節 被災者等への的確な情報伝達活動

災害後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめ細やかで適切な情報提供を行う。

1 被災者・住民への的確な情報伝達（企画観光課、総務課）

(1) ニーズの把握

ア 被災者のニーズの把握

町は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

① 家族、縁故者等の安否

② 不足している生活物資の補給

③ 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）

④ メンタルケア

- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

イ 要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居、認知症）、障害者等のケアニーズの把握については、町職員、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても留意する。

- ① 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- ② 病院通院介助
- ③ 話相手
- ④ 応急仮設住宅への入居募集
- ⑤ 縁故者への連絡
- ⑥ 母国との連絡

(2) 生活情報の提供

被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を各種媒体を活用して積極的に提供する。

ア テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

イ インターネット等の活用

インターネット等のネットワークサービス会社の協力を得て、災害情報サービスの提供、入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関との連携を保ち、情報の提供に努める。また、町ホームページを活用して、被災者、住民に不可欠な生活情報の提供を行う。

ウ ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT西日本、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

エ 災害ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、災害ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

2 相談窓口の設置（総務課）

(1) 総合窓口の設置

町は、次に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、町、防災関係機関その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問い合わせに対して、適切な相談窓口を紹介する。

(2) 各種相談窓口の設置

被災者のニーズに応じて以下のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、県、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

<相談窓口の例>

住宅、医療、衛生、福祉、雇用、労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律相談、保険、教育、心の悩み、外国人等

3 住民等からの被災者の安否確認について

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否確認情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第17節 自発的支援の受入れ

大規模な災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは、十分な対応が出来ないことが予想される。

このため、町は、被災者の生活援護のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図る。

また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

1 ボランティア活動の受入れ（福祉保険課、社会福祉協議会）

(1) ボランティア「受入窓口」の設置・運営

災害発生時及び復旧期における防災ボランティアの活動支援については、町災害対策本部内にボランティア対策班を編成し、ボランティアの総合調整を図る。

ア 受入体制の確保

災害発生後直ちに社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置しボランティアの受入体制を確保する。

被害が甚大で、町（災害対策本部）のみでは対応できないと判断される場合は、県社会福祉協議会に支援を要請する。また、その他の市町村社会福祉協議会にもボランティアの受入れ・派遣体制を早急に要請するなど支援体制の確立を図る。

イ 「受入窓口」の運営

① ボランティア現地本部の活動内容

- a 被災地の生活ニーズの把握と活動プログラムの策定と提供
- b ボランティア活動支援のための資機材、物資等の募集・確保と提供
- c 活動中のボランティアへの支援
- d ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続き
- e 被災者やボランティアに対する情報提供
- f ボランティア連絡会議の開催
- g ボランティア活動のための地図及び在宅要配慮者のデータ作成・提供
- h 町災害対策本部との連絡調整
- i ボランティアコーディネーターの受入れ
- j その他被災者の生活支援に必要な活動

② 他市町村社会福祉協議会の窓口

当該地域内のボランティア活動希望者の登録とオリエンテーションを行い、求められる活動内容ごとに活動可能な者を取りまとめる。

(2) ボランティア「受入窓口」との連携・協力

ア ボランティアの現地本部及びボランティア支援本部との連携

町は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネーターを担当する職員を配置し、町とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

イ ボランティアに協力依頼する活動内容

- ① 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ② 避難生活者の支援（給水、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）
- ③ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）
- ④ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布・配達等）
- ⑤ その他被災者の生活支援に必要な活動

ウ 活動拠点の提供

ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

エ ボランティア保険の加入促進

ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進する。

オ ボランティア等への啓発

町は、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、次に掲げる事項をはじめとして、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について、周知・伝達するよう努める。

- ① 被災地では基本的に2人以上で行動する。
- ② 被災者宅を訪問する場合等は、男女のペアとすることが望ましい。
- ③ 被災者は、同姓でないと把握できない悩みを抱えている場合を想定する。
- ④ 女性に対する暴力等を予防する。(防犯ブザーの携帯等)

(3) 高校生のボランティア活動

高校生のボランティア活動については、保護者の承諾を受け、安全面への配慮を十分検討した上で、校長が許可する。許可を受けた生徒は、公欠扱いとする。

(4) 地域安全ボランティアの活動

ア 「地域安全ボランティア活動」推進体制の整備

「地域安全活動」は、「安全で住み良い地域社会を実現するために、住民生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害を未然に防止する」ための地域住民によるボランティア活動である。ついでには、災害発生時にあって、「地域安全活動」を地域住民のニーズに沿った的確かつ効果的な活動とするため、ボランティアを中心に、防犯協会、警察、社会福祉協議会及び県との連携・協力体制の構築に努める。

イ 地域安全活動ボランティアリーダーの育成

地域安全活動を地域住民主体の活動とし、平常時及び災害時の活動を地域の状況に応じた活動へと展開するために、地域に密着するボランティアグループや個人ボランティアを育成する必要がある。また、県及び県警は、宮崎県犯罪のない安全で安心な町づくり県民会議の構成団体を通じて、情報誌の発行などにより、地域に必要な情報を積極的に提供していくとともに、地域における自主防犯活動が展開されるよう努める。

ウ 平常時及び災害時における地域安全活動内容

- ① 平常時における（災害時に備えた）主な地域安全活動
 - ・ 災害時の避難場所や避難経路の確認と、高齢者や障害者等要配慮者世帯に対する周知活動。
 - ・ 危険箇所の点検活動
 - ・ 地域安全意識の高揚を目的とした地域安全活動研修会の開催
 - ・ 地域でのパトロール活動
 - ・ 地域安全ニュース等による情報提供活動等
- ② 災害時における主な地域安全活動
 - ・ 地域での安全パトロール活動
 - ・ 避難場所の設置箇所や事件事故等の発生状況等地域での安全な生活のため必要な情報の提供活動
 - ・ 高齢者等の弱者宅訪問活動

- ・ 防犯灯・街路灯の損壊により犯罪・事故等の恐れのある新たな危険箇所の確認活動
- ・ 防犯協会の防犯資機材や各地から寄せられる救援物資の配分協力活動等

2 義援物資、義援金の受入れ（福祉保険課）

(1) 災害義援物資の受入れ

ア 募集

災害の発生に際して、県及び関係機関と連携し、必要に応じて被災者への義援物資の募集を行う。募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・数量等を把握し、それらが敏速に被災者に分配されるよう、募集方法、期間等を定め報道関係等を通じて支援を要請する。

なお、募集方法については、物資を円滑に受入れることができるよう、次のことを周知することも考慮する。

- ① 品目別に区分して発送することとし、できるだけ単品で1包みとする。
- ② 梱包は開かなくても内容が分かるよう、識別表等により内容を表示する。
- ③ 物資は新品が望ましい。
- ④ 物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も併せて要請する。
- ⑤ 一定期間経過後は、状況に応じて物資から義援金募集への転換も検討する。

イ 輸送

町及び関係機関は、集積された物資の輸送について、被災者の状況等に応じて輸送先を決定し、緊急輸送路を活用し速やかに輸送する。

ウ 配分

物資の配送を受けた際は、ボランティア等の支援も受け速やかに被災者への物資を配分する。

なお、配分に当たっては、被災者の状況を把握し、計画的に配分する。

(2) 義援金の受入れ（福祉保険課）

ア 募集

災害の発生に際して、県及び関係機関と連携し、必要に応じて被災者への義援金の募集を行う。

募集に際しては、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

イ 配分

募集を行った際は、義援金の適正な配分が達成されるよう、第三者機関である配分委員会を設置し、公平性や透明性を確保する。

第18節 災害救助法の適用

大規模災害発生時には、家屋の倒壊、火災、土砂崩れなどの各種災害により、多大の人的被害及び物的被害が発生する。

被災後、被害が適用基準に達した場合は迅速に災害救助法を適用し、同法に基づく救助を円滑に実施するよう速やかに所定の手続きを行う。

1 実施責任者

災害救助法に基づく救助は、国の責任において知事が実施する。

救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供与
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 災害によって住宅またはその周辺に運ばれた土石や竹木等のうち、日常生活に著しく支障を及ぼしているものの除去

※ ただし、(1)（応急仮設住宅を除く。）、(2)、(5)、及び(7)から(10)の救助については、災害救助法施行規則第2条の2により、あらかじめ町長に委任されている。しかし、状況により知事が救助を実施することを妨げるものではなく、また、災害救助法施行細則第2条の2により委任されている以外の救助についても知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、災害救助法第30条の規定により町長に委任することができる。

2 被災認定の基準（全課）

災害救助法の適用に当たっては、町が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

(1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯1世帯をもって被災世帯1世帯、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については2世帯をもって被災世帯1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては3世帯をもって被災世帯1世帯とみなして算定する。

(2) 住家の滅失等の算定

ア 住家の全壊、全焼、流失

住家の損傷、焼失若しくは流失した部分の床面積が、損害部分はその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

イ 住家の半壊、半焼

住家の損傷、焼失若しくは流失した部分の床面積が、損害部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊という。

ウ 住家の準半壊、準半焼

住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、損壊部分が延床面積の10%以上20%未満、または住家の住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

エ 住家の床上浸水

アからウに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 住家及び世帯の単位

ア 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有している者等は、それぞれ1住家として取り扱う。

イ 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

1棟の建物内でそれぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯として取り扱う。

3 災害救助法の適用基準（全課）

災害救助法による救助は、町内における被害が次のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに行われる。

(1) 本町内における住家の被害が、次の表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被災世帯に達したとき。

市 町 村 の 人 口		被災世帯数
～	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	～ 15,000人未満	40世帯
15,000人以上	～ 30,000人未満	50世帯
30,000人以上	～ 50,000人未満	60世帯
50,000人以上	～ 100,000人未満	80世帯

100,000人以上 ～ 300,000人未満	100世帯
300,000人以上 ～	150世帯

※ 網掛けが本町における災害救助法適用基準となる。

- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が、1,500世帯以上あって、本町内の被災世帯数が(1)の表の被災世帯数の2分の1に達したとき。
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が7,000世帯以上であって、本町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。

(4) 町の被災が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

- ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- イ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

4 災害救助法の適用手続き（町長、総務課）

- (1) 災害に対し、本町における被害が「3 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当するときは、災害報告要領により町長は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を申請する。なお、申請は口頭によるものでも可とする。
- (2) 災害の事態が急進して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況をただちに知事に報告し、その指揮を受ける。

【県】

- (1) 市町村からの申請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、ただちに同法に基づく救助の実施について、各市町村長に指示するとともに関係行政機関、厚生労働大臣に報告するものとする。
- (2) 災害救助法を適用したときは、速やかに公示するものとする。

5 災害救助法による救助の程度と期間

＜「災害救助法による救助の程度・方法及び機関」早見表＞

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																					
避難所の設置	災害により現に被害を受け または受けるおそれのある 者を収容する	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 320円以内 (加算額) 冬期 別に定める加算 高齢者等の要配慮者等を収 容する「福祉避難所」を設置 した場合、当該地域における 通常の実費を支出でき、上記 を超える額を加算できる。	災害発生の日 から7日以内	1 費用は避難所の設置、 維持及び管理のための賃 金職員等雇上費、消耗機 材費、建物等の使用謝 金、借上費または購入 費、光熱水費並びに仮設 便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送 費は別途計上																																					
応急仮設住宅 の供与	住宅が全壊、全焼または流 失し、居住する住家がない ものであって、自らの資力 では住宅を得ることができな い者	1 規格 1戸当たり平均 29.7㎡(9坪)を基準とす る。 2 限度額 1戸当たり 2,621,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸 以上設置した場合は、集会 等に利用するための施設を 設置できる。(規模、費用 は別途定めるところによ る。)	災害発生の日 から20日以内 着工	1 平均1戸当たり 29.7㎡、2,621,000円以 内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等 を数人以上収容する「福 祉仮設住宅」を設置でき る。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上 げによる設置も対象とす る。																																					
炊き出しそ 他による食品 の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、 床上浸水で炊事できない 者	1日1人当たり 1,080円以内	災害発生の日 から7日以内	食品供与のための総経 費を延給食日数で除した 金額が限度額以内であら ばよい(1食は1/3日)																																					
飲料水の供与	現に飲料水を得ることが できない者(飲料水及び炊 事のための水であるこ と。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日 から7日以内	1 輸送費、人件費は別途 計上																																					
被服、寝具そ の他生活必需 品の供与また は貸与	全半壊(焼)、流失、床 上浸水等により、生活上必 要な被服、寝具、その他生 活必需品を喪失または毀損 し、直ちに日常生活を営む ことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季 (10月から3月)の季別は 災害発生の日をもって決定 する。 下記金額の範囲内	災害発生の日 から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度 当初の評価額 2 現物給付に限ること																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人 増すごとに 加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>18,300</td> <td>23,500</td> <td>34,600</td> <td>41,500</td> <td>52,600</td> <td>7,700</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>30,200</td> <td>39,200</td> <td>54,600</td> <td>63,800</td> <td>80,300</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上</td> <td>夏</td> <td>6,000</td> <td>8,000</td> <td>12,000</td> <td>14,600</td> <td>18,500</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,700</td> <td>12,600</td> <td>17,900</td> <td>21,200</td> <td>26,800</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 増すごとに 加算	全壊 全焼 流失	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700	冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000	半壊 半焼 床上	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600	冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500		
区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 増すごとに 加算																																			
全壊 全焼 流失	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700																																		
	冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000																																		
半壊 半焼 床上	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600																																		
	冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500																																		
医療	医療の途を失った者(応 急的措置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材 料、医療器具破損等の実費 2 病院または診療所 国民健康保険診療報酬の 額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日 から14日以内	患者等の移送費は、別 途計上																																					

第2編 風水害等対策編
第3章 風水害応急対策計画

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
助産	災害発生の日以前または以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み、現に徐さんを要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体の危険な状態にある者 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急処理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急処理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等の日常生活に必要最小限の部分 1 世帯当たり 567,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）または床上浸水により学用品を喪失または毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出またはその承認を受けて使用している教材、または正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,200円 中学生生徒 4,500円 高等学校等生徒 4,900円	災害発生の日から （教科書） 1ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 208,700円以内 小人（12歳未満） 167,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,400円以内 一時保存 〔 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300円以内 〕 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 134,300円以内	災害発生の日から10日以内	

第2編 風水害等対策編
 第3章 風水害応急対策計画

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号に規定する者	災害救助法第17条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。 内閣府政策統括官（防災担当）

第19節 文教対策

学校は、災害発生時における児童生徒の安全を最優先に確保する。

災害復旧等により通常の教育が困難な場合は、応急的に円滑な教育活動を行う計画を定め、実施する。

また、災害からの文化財の保護を図るため、所有者・管理者に対して災害対策等の必要性について意識の啓発を図る。

1 学校教育対策（町長、学校長、教育委員会）

(1) 応急教育

ア 実施責任者

- ① 町立学校、その他の町立文教施設の災害応急復旧は、町長が行う。
- ② 町立学校の応急教育は、町教育委員会が行う。
- ③ 県立学校の応急教育は、県教育委員会が定める管理運営規則に基づき実施する。

イ 応急教育計画の作成とその実施

教育委員会は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

ウ 児童・生徒の安全の確保措置

災害発生時における児童・生徒の安全の確保に関し、次の措置をとる。

① 県立学校に対する措置

授業を継続実施することにより、児童生徒の安全の確保が困難であると思われる場合において、臨時に授業を行わない等の措置は、校長の判断により行うものとするが、県教育委員会は、必要に応じて指導・助言を行う。

② 町立学校に対する措置

授業を継続実施することにより、児童生徒の安全の確保が困難であると思われる場合において、県教育委員会は、臨時に授業を行わない等適切な措置をとるよう、町教育委員会に対して指導助言を行う。ただし、緊急事態が生じた場合は、県教育委員会は町教育委員会の了解のうえで、報道機関などを利用して、県下の全公立学校の休業措置等適切な措置を講じることもある。

③ 事前準備

- a 校長は、学校の立地条件等も考慮し、災害時の応急教育計画を作成するとともに、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成し職員に周知する。
- b 校長は、災害の発生に備えて、次のような対策及び措置を講じなければならない。
 - (a) 防災に関わる施設・設備の点検・整備を計画的に行う。
 - (b) 災害発生時には、学校行事、会議、出張等を中止する。
 - (c) 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する。

- (d) 教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認を行う。
- (e) 時間外における所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を職員に周知させておく。

④ 災害時の体制

- a 校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
- b 校長は、災害の規模、児童生徒、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に連絡し、災害対策に協力し校舎の管理に必要な職員を確保するなど、万全の体制を確立する。
- c 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- d 校長は、応急教育計画について教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

⑤ 災害復旧時の体制

- a 校長は、教職員を把握するとともに、校舎の整備を行い、被災状況を調査し、教育委員会に連絡し、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。
- b 校長は、正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理について、指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については、関係機関の援助等により処置する。
- c 校長は、疎開した児童生徒については、職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。
- d 校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と連絡を取り合い平常授業に戻るよう努め、その時期については、早急に保護者に連絡する。

エ 施設の応急整備

災害により被害を受けた公立学校の施設・設備について正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。

- ① 公立学校が施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合
町立学校にあっては、町において応急復旧工事を実施する。

② 災害時における代替校舎の確保

校舎等の全部または一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するために必要な施設・設備として各学校等の特別教室または体育館を代替とする。また、校長において確保することができない場合、町教育委員会は、県教育委員会に対し、他の市町村教育委員会間の調整を要請する。

オ 教職員補充措置

災害発生時において教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、次により迅速に教職員の補充を行う。

① 県立学校に対する措置

- a 災害に伴い教職員に被害が発生した場合、校長は、速やかに県教育委員会に報告する。

b 上記報告に基づく教職員の被害状況に応じ、県教育委員会は速やかに教職員の補充を行う。

② 町立学校に対する措置

a 災害発生時における教職員の被害状況について、町教育委員会は速やかに県教育庁教育事務所を經由して、県教育委員会に報告するものとする。

b 県教育委員会は、上記報告に基づいて教職員の被害状況に応じ速やかに教職員の補充を行う。

(2) 就学援助に関する措置

被災により就学が困難となり、また、学資の支弁が困難となった児童生徒に対し、町は、次により援助支援を行う。

ア 被災により就学困難となった町立学校の児童生徒の就学援助費の支給に必要な措置をとる。

イ 被災により教科書及び学用品を喪失またはき損した児童生徒に対して、町及び県は、その供給を支援する。

ウ 被災家庭の特別支援学校の児童生徒の就学を援助するため、就学奨励費の追加支給について必要な措置をとる。

(3) 学校給食の応急措置

災害時において授業を継続する場合の学校給食の実施については、次の要領による。

ア 校長は、当該学校の給食施設・設備及び物資等に被害があった場合は、教育委員会に報告し、協議のうえ、給食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意する。

① 被害を受けてもでき得る限り継続実施できるよう努める。

② 給食施設等が被害のため給食実施が困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。

③ 避難所として使用されている学校については、その給食施設は、被災者炊き出し用に利用されることもあり、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

④ 被災地においては、感染症発生のおそれがあるため、衛生については、特に留意する。

イ 県教育委員会は、町教育委員会と連携を図り、学校給食用物資の供給が円滑に行われるよう、関係団体への協力要請を行う。

(4) 災害時における環境衛生の確保

ア 事前準備

① 校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び必要箇所の汚染防止等に必要な措置を施す。

② 校長は、常に児童生徒に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。

イ 災害時の措置

災害後の感染症、防疫対策については、校長は、保健所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行う。

(5) 災害時における心の健康への支援

被災した児童生徒の健康管理に配慮し、健康相談等を実施するとともに、児童生徒の心の健康の保持に努め、これまでの自然災害の経験を生かした指導を行う。

ア 事前準備

- ① 「生命尊重」、「思いやりの心」を育てるとともに、ボランティア活動への参加を積極的に勧める。
- ② 災害後の「心の健康」の保持に関する指導を重要性や方法について教職員の研修を実施する。

イ 災害時の措置

災害が発生した場合、児童生徒の臨時の健康診断や健康相談及び日常の心の健康保持に関する支援をする。

(6) 教育の再開

避難住民の安全、健康管理等の十分な対策が優先されなければならないので、次のような臨時の措置で対処する。

ア 臨時のカリキュラムでの対応

- ① 教室、体育館等が避難所になる場合が想定されるので、代替としての学習の場の確保についてその可能性を検討する。
- ② 児童生徒の住宅が被害にあっている場合は、安全を確認したうえで、午前中を授業とし、午後は自宅の手伝い等をさせるなど、状況に応じた弾力的な対応を行う。

イ 公共施設の利用

道路等が切断されている場合は、地区ごとに公民館等の公共施設または隣接学校等の校舎を活用して授業を再開する。

ウ 民間施設の活用

エ プレハブ教室の早期設置

オ 訪問教育の実施等

- ① 児童生徒の通学路が安全面の保障ができなくて登校できない状態が長期化する場合は、教師による訪問指導を実施する。
- ② 家庭学習の充実やレポート学習を工夫する。

2 文化財保護対策（教育委員会）

(1) 予防対策の実施

ア 警察及び消防機関と常時連携を密にして町内文化財の災害予防の確立を図る。

イ 文化財の所有者、管理者の防災思想を啓発し、環境の整理、整頓を図るよう奨励する。

ウ 文化財の指定地域内に居住する所有者に防火に十分注意するよう指導する。

エ 文化財保存調査委員による文化財パトロールを通じて状況を把握し、県との連携を図って災害の防止に努める。

オ 文化財防火デー（毎年1月26日）の趣旨の徹底と文化財に対する防災思想の普及啓発を図る。

※ 高千穂町内の文化財の状況を資料編に掲載

(2) 被害状況の把握と応急対策の実施

町教育委員会は情報収集により被災文化財の具体的な被災状況を把握するとともに、被災文化財については県文化財保護審議会委員や専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての応急対策を行う。

指定文化財が被害を受けた時は、その保存をできるだけ図るものとするが、人命にかかわる被害が発生した場合であって、被災者の救出・救助のために必要やむを得ない場合はこの限りでない。

第20節 農林水産物応急対策計画

風水害等により、農業生産基盤、林業、治山施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶によるハウス作物被害といった間接的な被害が予想される。

このため、町及び関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限にとどめるため、的確な対応を行う。

1 農業用施設（農林振興課・農地整備課）

町は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、次のような安全性の点検及び応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- (1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- (2) 風水害等により農地や農業用施設が被災した場合は、被害の拡大を防止するための措置と応急災害復旧工事を実施する。
特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- (3) 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

2 農産物応急対策（農林振興課）

(1) 種苗確保

ア 災害により、農産物の播き直し及び植え替えを必要とする場合、町長は、関係の農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告する。

イ 町長の要請を受けた農業協同組合は、直ちに需要量を取りまとめて、管内で確保できないものについては、上部機関の連合会等に種苗の購買を発注して、必要量を確保するものとする。

ウ 県は、連合会等から種苗の斡旋依頼があった場合は、国並びに中央取扱機関等に要請して種苗の確保を図るものとする。

(2) 病虫害防除対策

災害時における病虫害の対策は、次のとおりである。

ア 町は、県の指示のもと、災害による病虫害緊急防除対策を樹立する。

イ 県は、特に必要と認めたときは、緊急防除指導班を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。

ウ 災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、宮崎県経済農業協同組合連合会及び宮崎県農薬卸組合に対し、手持農薬の緊急供給を依頼する。

3 林産物応急対策（農林振興課）

- (1) 町は、災害による林産物等の被害の拡大を防止するために、被害状況を調査し、その結果を速やかに県に報告するとともに、被災林業家等に対して応急措置・事後措置の実施指導に当たる。
- (2) 町は、関係機関と協力し、山元貯木場における流木対策として次の措置を講ずる。
 - ア 災害が発生するおそれがある場合においては、その災害情報を木材所有者等に通報し、災害情報の周知徹底と事前措置等について指導する。
 - イ 台風等の災害発生時における木材の流失に対処するために、あらかじめ木材所有者等に対し、予防措置に必要な資材等の準備について指導啓発する。
 - ウ 木材が流失するおそれがある場合は、その所有者等に対してその木材をそれぞれ安全な場所に搬出し、確実に固縛するよう指導または勧告する。

4 畜産応急対策（農林振興課）

- (1) 家畜の管理

崖崩れ等の災害が予想されるとき、または発生したときは、飼養者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要あるときは、町においてあらかじめ計画しておくものとする。
- (2) 家畜の防疫

家畜伝染病の発生防止のため、災害地域の家畜及び畜舎に対して、県(家畜保健衛生所)を中心に農業共済組合、獣医師会の協力を得て、家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜衛生班を組織し、必要な防疫を実施する。災害による死亡獣畜については適正な処理を行う。

 - ア 被災家畜には伝染性疾病の疑いがある場合、または伝染病の発生のおそれがあると認められる場合には、家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜衛生班を被災地に派遣し緊急予防処置をとる。
 - イ 町長は、災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合は、県へ診療班の派遣を要請する。

5 水産物応急対策（企画観光課）

- (1) 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要性を生じた場合は、その生産を確保するための斡旋の措置を県に要請する。
- (2) 病虫害等の防除指導

災害により水産養殖物に病虫害発生のおそれがある場合またはその発生まん延をみたときは、県に指導を求める。県は、水産試験機関に対し防除対策についての指導を指示する。

第21節 雪害対策計画

降雪に際し、住民生活の安定と産業経済の停滞を防止するため、主要道路の交通の確保を図り、併せて、雪害の拡大を防止する。

1 実施責任者（総務課）

町及び県は、指定地方行政機関、指定公共機関等と緊密な連携を保ち、雪害対策についての迅速適切な措置を講ずる。

2 道路交通の確保（建設課）

町内の主要道路については、近隣市町村との連絡、物資の輸送及び民生の安定を図る上でも重要なことから常に降雪状況に留意し、道路交通の確保に努める。

3 医療品の確保及び医療措置（福祉保険課）

積雪により交通が途絶した場合における緊急医薬品等の輸送や、急病人の搬送等の対策は、自衛隊のヘリコプター災害派遣による緊急輸送により措置する。

4 主要食料等の確保（企画観光課）

(1) 米穀

長期降雪が心配される地域の冬期間の供給については、必要に応じ、卸売販売業者から小売り販売業者に対する輸送の迅速化と消費者に対する供給の円滑化についての事前の調整指導を行う。

(2) 生鮮食料品

貯蔵性のあるものをあらかじめ購入貯蔵するよう指導するとともに、関係団体、隣接市場と事前に協議を行い、迅速な補給体制を確立しておく。

5 農林対策（農林振興課）

(1) 農作物対策

ア 麦類

- ① 積雪までに十分な生育量を確保するために、播種期が遅れないように適期播種に努める。
- ② 窒素過多になると被害が大きくなるので、適正施肥を行う。
- ③ 麦体を硬く作ることが必要であるので、中耕や麦ふみを十分実施する。
- ④ 土壌水分が多いと雪ぐされ病が発生しやすいので、排水をよくしておく。
- ⑤ 融雪後、雪害がみられたときは、三要素の追肥を行って生育の回復を図る。

イ 茶樹

- ① 秋芽の充実を図るために、秋の管理（深耕、施肥）を適期にかつ十分に実施し、秋の施肥は窒素の割合を減らす。
- ② 秋の整枝を避けて春に整枝を行う。
- ③ 被害が出た場合は、被害部を剪除する。

- ④ 被害園は、春肥、芽出し肥の量を増して樹勢の回復を図る。
- ⑤ 防風垣などによる強風防止を図る。
- ⑥ 敷草などによる土壌被覆で地温の低下防止、蒸散の抑制を行う。
- ⑦ 蒸散抑制剤の撒布により被害防止に努める。

ウ 果樹

枝折れ、枝裂け等の被害を防止するための指導を事前に実施する。

エ 園芸

施設ハウスやビニールトンネル施設は、積雪の被害を受けやすいので、積雪地帯においては積雪に耐える施設としての構造、資材や補強等について指導を行う。

(2) 畜産対策

家畜ふん尿の処理等畜舎衛生の保全に努めるとともに、飼料などを事前に十分確保しておくよう、飼養者を指導する。

(3) 林業対策

ア 造林地、苗畑

- ① 造林地、苗畑の被害復旧には、倒伏木の倒木起し等手入れに多くの縄、支柱等の資材が必要になるので、森林組合、農業協同組合等と十分連絡をとり、これらの確保を図る。
- ② 雪害によってキクイムシ類の発生が予想される場所では、損傷木を速やかに林外に搬出し、後日の病虫害予防に万全を期する。
- ③ 森林国営保険の対象雪害地については、被害の状況を的確に把握し、早急に必要な事務手続きをとるよう指導する。

イ しいたけ栽培地

- ① 人工ほだ場の破損した場合、早急に復旧するよう指導する。
- ② 伏込地の原木及びほだ木が倒伏した場合は、長く放置せず組み直すよう指導する。

6 通学児童・生徒に対する措置（教育委員会）

教育委員会は、児童・生徒に対し、なだれの発生が予想される危険箇所の周知徹底を図るとともに、なだれ発生が予想される時期の登下校には集団、あるいは保護者、教員の引率または危険箇所をう回するよう指導する。

【県】

降雪による災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、県災害対策本部を設置し、必要な配備体制をとるものとする。

なお、被害の発生が特定地域に限られ、災害対策上特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置し、応急対策の迅速かつ強力な推進を図るものとする。

第4章 風水害復旧・復興対策

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

町は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県と連携をとりながら迅速な原状復帰をめざす。

被害状況を早期に把握し、被害の程度により、長期的復旧、中期的復旧、短期的復旧等の段階的に復旧の方向を定め、これらを計画的に復興の基本的方向を定める。

1 被害が比較的軽い場合（全課）

被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来通り、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

2 被害が甚大な場合（全課）

災害による被害が、広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い町づくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

被災地の復旧・復興は、町が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、復旧・復興のあらゆる場、組織に男女共同参画の観点や要配慮者の視点での当事者の参画を促す。この場合、被災地である本町の応急対策、復旧・復興において多大な経費を要することから、適切な財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ県、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他協力を求める。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧に併せ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係各機関は災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

1 公共施設災害復旧事業計画（全課）

(1) 事業計画の種別

次に掲げる事業計画について、被害の都度検討作成する。

ア 公共土木施設災害復旧事業計画

- ① 道路施設災害復旧事業計画
- ② 河川施設災害復旧事業計画

- ③ 砂防設備災害復旧事業計画
- ④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- ⑦ 下水道施設災害復旧事業計画
- ⑧ 公園施設災害復旧事業計画

- イ 農林水産施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上下水道・簡易水道災害復旧事業計画
- オ 住宅災害復旧事業計画
- カ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- キ 公共医療施設病院等災害復旧事業計画
- ク 学校教育施設災害復旧事業計画
- ケ 社会教育施設災害復旧事業計画
- コ 復旧上必要な金融その他資金計画
- サ その他の計画

(2) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく甚大である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、県または町において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(3) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、町は、被災状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧資金の確保措置

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図る。

被災し、災害復旧資金の必要を生じた場合は、緊急つなぎ資金の融資の途を講じ財源の確保を図る。

2 激甚災害の指定（総務課・建設課・農地整備課・農林振興課）

(1) 制度の概要

激甚災害については、広域的（全国レベル）な「本激甚指定基準」と、市町村レベルの局地的な災害に対して救済しようとする「局地激甚指定基準」の二通りの指定基準がある。激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率または国庫補助の嵩上げ等の特別の財源援助が行われる。

指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧などその基準別に個別に指定される。

(局地激甚災害については、該当する災害は全国で年間かなりの件数にのぼるため、年度末に一括して指定される。)

(2) 災害調査

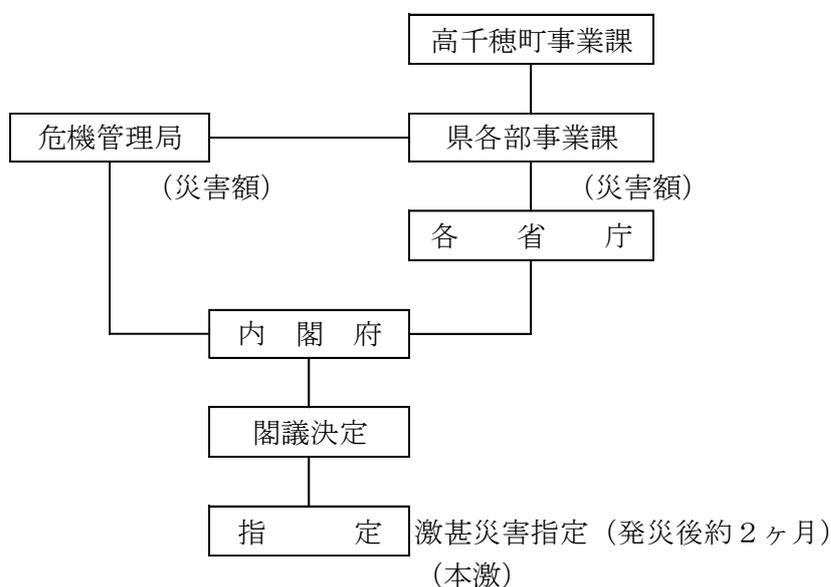
町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害指定に関する調査等について協力する。

【県】

知事は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について各関係部局に必要な調査を行わせる。

知事は、調査結果をまとめ、内閣総理大臣に報告する。

<激甚災害指定フロー図>



(3) 激甚災害指定の手續

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、指定基準に基づいて内閣総理大臣に答申する。

(災害の発生後、関係各省庁が被害額等を所管事項ごとに把握したうえで被害状況を取りまとめ、内閣府において激甚災害に該当するか及び何条の措置を適用するかについて政令の原案を作成する。これを中央防災会議に諮った後、閣議を経て政令が公布、施行される。)

第3節 計画的な復興の進め方

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

したがって、被災地域の復興に当たっては、町をはじめ関係機関が連携し、計画的な事業を推進していく。

1 災害復興対策本部の設置（全課）

町は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

2 災害復興方針・計画の策定（全課）

(1) 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な復興計画の策定を行い、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

3 災害復興事業の実施（全課）

(1) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2) 災害復興事業の実施

ア 専管部署の設置

町は、災害復興に関する専管部署を設置する。

イ 災害復興事業の実施

町は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

第4節 被災者の生活再建等の支援

被災者にとって一刻も早く安定した生活を確保することは、大きな願いである。その願いにできるだけ応えるため、被災者の相談にのるとともに各種の支援措置を迅速に行っていくことが重要である。

1 被災者への広報及び相談窓口の設置（総務課）

(1) 総合相談窓口の設置

町は、県と協力して、第3章第16節「被災者等への的確な情報伝達活動」中「2 相談窓口の設置」で設置した相談窓口を復旧・復興期に対応できるよう組織の再編を行い、被災者の生活再建のための総合相談窓口を設置する。

(2) 出張相談所の開設

特に被害の大きかった地域においては、被災者の相談に応じるため町と県が共同で出張相談所を開設する。

主な参加機関は次のとおりとする。

農林振興局、こども福祉センター、福祉事務所、県税・総務事務所、保健所、土木事務所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所、公共職業安定所、教育事務所、総務商工センター、社会保険事務所、警察署、税務署、県社会福祉協議会、農業協同組合、農業共済組合、商工会議所（商工会）、社会福祉協議会、金融機関、住宅金融支援機構、県信用保証協会、九州電力、NTT

2 生活確保資金の融資等（福祉保険課）

(1) 災害弔慰金等の支給

町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、町の条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。なお、費用負担は国1/2、県1/4、町1/4となっている。

<災害弔慰金等一覧>

災害弔慰金	対象災害	自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ・ 都道府県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	500万円 250万円
	遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

災害 障害 見舞 金	対象災害	自然災害	上記「災害弔慰金」の場合と同じ
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	250万円 125万円
	障害の程度	① 両目が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢のひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

※ 災害弔慰金については、自然災害によるもので法対象に満たない規模の災害について、県単独事業による弔慰金支給制度があるので、町は所用の措置を講じること（費用負担 県 1/2、町 1/2、支給額①生計維持者 500 万円、②その他の者 250 万円）

(2) 災害援護資金の貸付

町は「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48法82）に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行うものとする。なお、資金貸付の財源は、国が2/3、県が1/3を町に、無利子で貸し付けることとなっている。

災害 援護 資金	対災害	自然災害 —— 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害	
	貸付限度額	①世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 ②家財の1/3以上の損害 150万円 ③住居の半壊 170万円 (250) ④住居の全壊 250万円 (350) ⑤住居の全体が滅失もしくは流失 350万円 特別の事情がある場合は()内の額重複する場合は50万円を調整する	250万円 270万円 (350) 350万円
貸付条件	所得制限	(世帯人員)	(市町村民税における前年の総所得金額)
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	(一人増すごとに730万円に30万円を加えた額)
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。		
利率	年3% (据置期間は無利子)		
据置期間	3年 (特別の事情のある場合は5年)		
償還期限	10年 (据置期間を含む)		
償還方法	年賦または半年賦		

(3) 生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の災害臨時経費の貸付

【県社会福祉協議会】

「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から速やかな自立更生を促すため、民生・児童委員及び町社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金の貸付を行う。

資金名	生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の「災害臨時経費」、「住宅経費」	
実施主体	県社会福祉協議会（窓口は、各市町村社会福祉協議会）	
対象災害	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象とならない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害	
対象世帯	災害を受けた低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯 ※「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく「災害援護資金」の貸付対象世帯は原則として対象としない。 ※低所得者とは、概ね住民税非課税程度。または世帯の全収入が生活保護法に定める最低生活費の1.5倍以内程度	
貸付限度額	① 災害を受けたことにより、臨時に必要な経費	150万円
	② 住宅の補修等に必要経緯費	250万円
年利	無利子（連帯保証人が設定できない場合は、年1.5%）	
措置期間	貸付の日から2年以内	
償還期限	据置期間経過後20年以内	
償還方法	月賦（元利均等償還）	
保証人	原則として、借入者と同一市町村居住者。	

(4) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

【県】

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

資金名	母子父子寡婦福祉資金貸付の住宅資金
実施主体	県（窓口は、西臼杵支庁福祉課）
貸付対象者	母子家庭の母または父子家庭の父もしくは寡婦
貸付限度額	200万円以内
貸付利率	保証人有りの場合は、無利子。無しの場合、年1.0%。 ただし、据置期間中は無利子
据置期間	貸付の日から6ヶ月
償還期間	据置期間経過後7年以内
償還方法	年賦、半年賦、月賦

(5) 被災者生活再建支援制度

【被災者生活再建支援法人（財団法人道府県会館内）】

「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受

けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

ア 対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号または2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
- ④ ①または②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（10万人未満に限る）における自然災害。
- ⑤ ①から③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

イ 支給対象世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

ウ 支援金の支給額

支給額は、次の2つの支援金（基礎支援金、加算支援金）の合計額となる。
（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額）

① 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

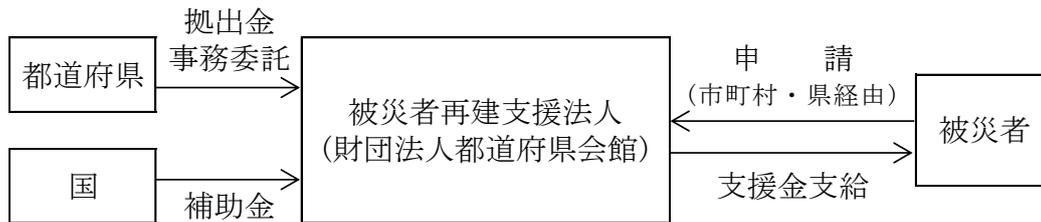
住宅の被害程度	全額 イ①に該当	解体 イ②に該当	長期避難 イ③に該当	大規模半壊 イ④に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200万円（または100万円）

エ 支給の仕組み



- ・ 申請窓口：市町村
- ・ 申請時の添付書面
 - ① 基礎支援金罹災証明書、住民票等
 - ② 加算支援金契約書（住宅の購入、賃借等）等
- ・ 申請期間
 - ① 基礎支援金災害発生日から13月以内
 - ② 加算支援金災害発生日から37月以内

(6) 宮崎県・市町村災害時安心基金

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、県と市町村が共同で基金を設置し、被災者に支援金を交付する。

ア 基金の額

6億円（平成19年度から県、市町村が1億円ずつ3年間積み立て）

イ 基金の設置場所

財団法人宮崎県市町村振興協会

ウ 支援金交付対象市町村

自然災害により全壊、半壊または床上浸水の住家被害があった市町村（1世帯でも床上浸水以上の住家被害のあった市町村）

エ 支援金の額

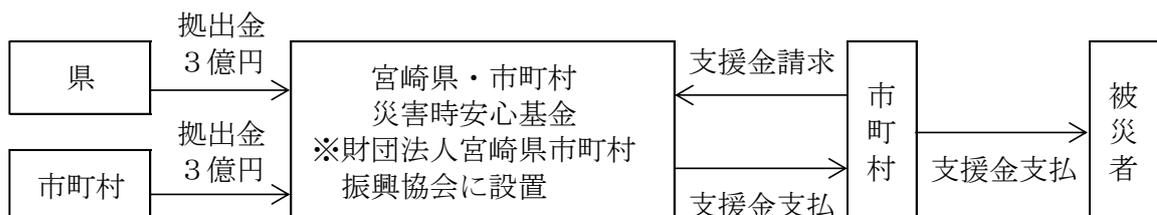
1世帯あたりの支援金の額は、以下のとおり。

- ① 全壊 20万円
- ② 大規模半壊 15万円
- ③ 半壊 10万円

オ 支援金交付先

被災市町村（被災者へは被災市町村が支給）

カ 支給の仕組み



(7) 罹災証明書の発行

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく災害による住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。その際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

3 税対策等による被災者の負担の軽減（税務課）

町は、被災者に対する市町村税の徴収猶予及び減免等、納税緩和措置に関する計画を樹立しておく。

4 住宅確保の支援（建設課）

町は、自力で住宅建設できない被災者に対する住宅確保のため、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を図る。

また、自力で住宅を建設する被災者に対して住宅金融支援機構による住宅資金の貸付等に対する情報の提供と指導を行う。

5 災害復興基金の設立（財政課）

町は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討する。

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

1 中小企業の復興支援（企画観光課、総務課）

(1) 被害状況把握のための体制整備

市町村は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(2) 資金需要の把握連絡通報

町は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

(3) 緊急連絡会の開催と資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

町は、関係金融機関と緊急連絡会を開催して、災害融資の円滑化を図るものとする。また、被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

(4) 中小企業者に対する金融制度の周知

町は、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

【県】

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、市中金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府系金融機関(株日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)の融資並びに信用保証協会による融資の保証等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう措置するとともに、国に対しても要望するものとする。

2 農林水産業の復興支援（農林振興課）

(1) 農業関係

被害農業者及び被害農業協同組合に対しては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」(以下「天災融資法」という。)の適用を国に対して要請し、低利の経営資金及び事業資金の融通により、農業経営の維持安定を図るほか、県独自の措置として、県単独の災害資金を活用し、被害農業者の経営再建を図る。

(2) 林業関係

被害林業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、林業経営の安定を図るよう推進するものとする。

(空 白)

(3) 農林漁業関係融資制度一覧

<農業>

資金名	融資対象	資金使途	融資限度額	利率
天災資金	農業を営む個人及び法人で、政令で指定された天災による農産物の減収量が平年収穫量の30%以上、かつ、減収による損失額が平年農業総収入額の10%以上の者	経営資金	【個人】 一般 200万円 果樹等 500万円 【法人】 一般 2,000万円 果樹等 2,500万円	災害の都度、政令で指定 (特別被害農業者は3.0%以内)
宮崎県農業災害緊急支援資金 (災害資金)	県が指定した災害による農畜産物の減収見込量が過去3か年の平均収量30%以上かつ、減収見込額が過去3か年の平均農業総収入額の10%以上であることを市町村長が証明した農業者	経営再建に要する営農経費	300万円以内	災害の都度、県が指定
農林漁業セーフティネット資金 [公庫資金]	・認定農業者 ・農業所得(法人は農業に係る売上高)が総所得(法人は総売上高)の過半を占めている者または粗収益が200万円以上(法人は1,000万円以上)である者 ・認定就農者または農業経営開始後3年以内の者 ・集落営農組織等	経営再建資金及び収入補填	【一般】 600万円 【特認】 年間経営費等の12分の3以内	0.25%~0.35%
農業近代化資金 (1号資金、4号資金)	・認定農業者 ・認定農業者以外の対象者(但し、復旧に必要な資金を除く。)	施設等の復旧	【個人】 1,800万円 【法人】 2億円	0.25%~0.7% (償還年数で異なる)
農林漁業施設資金 [公庫資金]	災害等で施設被害を受けた農業を営む者、農協等	施設等の復旧等	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額	0.3%~0.8%
農業基盤整備資金 [公庫資金]	災害等で農地、牧野の被害を受けた農業を営む者、農協等	農地・牧野の災害復旧	貸付けを受ける者が当該年度に負担する額	0.3%~0.8%

<林業>

資金名	融資対象	資金使途	融資限度額	利率
林業基盤整備資金 (造林資金)	復旧造林(激甚法に関する法律施行令で告示された市町村の区域内で行う造林であって、かつ森林災害復旧事業事務取扱要綱に基づく事業であるもの)	造林資金	森林組合、森林組合連合会、林業者等 (借入者の負担する額の80%に相当する額。但し、計画森林の場合は90%)	0.25%~0.85%
林業基盤整備資金 (樹苗養成施設資金)	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成資金	樹苗養成の事業を営む者(借入者の負担する額の80%に相当する額)	
林業基盤整備資金 (林道資金)	林道の復旧	林道資金	森林組合、森林組合連合会、林業者等 (借入者の負担する額の80%に相当する額)	
農林漁業施設資金 (共同利用施設のうち林業施設資金)	林産物の生産等に必要の共同利用施設等の復旧	林業施設資金	森林組合等(借入者の負担する額の80%に相当する額)	
農林漁業施設資金 (主務大臣施設のうち林業施設資金)	素材・樹苗・特用林産物の生産等機械・施設の復旧	林業施設資金	林業を営む者 (1施設当たり) 【一般】 600万円 【特認】 600万円	
農林業セーフティネット資金	災害による被害を受けた林業者	災害復旧	【一般】 600万円 【特認】 年間経営費等の12分の3以内	0.25%~0.45%

第2編 風水害等対策編
第4章 風水害復旧・復興対策

据置期間	償還期間	償還方法	貸付原資負担	備考
なし	3～6年以内 (特別被害農業者は6年以内)	原則として、元金均等償還	農協・市中銀行等 10/10	営農支援課 ※「特別被害農業者」とは、政令で指定された天災による農産物の減収による損失額が平年農業総収入額の50%以上の者または果樹・茶樹・桑樹体の損失額が被害時価額の50%以上の者
3年以内	7年以内 (利子補給期間は5年間)	元金均等償還	農協・市中銀行等 10/10	営農支援課
3年以内	10年以内	元金均等償還、元利均等償還等	公庫 10/10	日本政策金融公庫
2～7年以内	7～15年以内	元金均等償還	農協・市中銀行等 10/10	営農支援課
3～10年以内	15～25年以内	元金均等償還、元利均等償還等	公庫 10/10	日本政策金融公庫
10年以内	25年以内	元金均等償還、元利均等償還等	公庫 10/10	日本政策金融公庫

据置期間	償還期間	償還方法	貸付原資負担	備考
20年以内	補助30年以内 非補助35年以内	元利均等償還、元金均等償還、元金不均等償還のいずれか最も適当と認められる方法	公庫 10/10	
改善計画認定者 25年以内	改善計画認定者 補助40年以内 費補助45年以内			
5年以内	15年以内			
3年以内	20年以内			
改善計画認定者 7年以内	改善計画認定者 25年以内			
3年以内	20年以内			
3年以内	15年以内			
3年以内	10年以内			